

ホル斯坦登録の手引き



令和 5 年 7 月

一般社団法人 日本ホル斯坦登録協会

« 目 次 »

1. 血統登録とは	1
2. 正しい血統登録を行うために	2
3. ホルスタイン種牛登録制度	7
4. 血統登録証明書の出来るまで	9
5. 個別登録について	14
1) 必要書類	16
2) 申込書の整備について	16
3) 血統登録の申込期限について	16
4) 申込種目と申込年月日 (記入例①)	16
5) 申込牛・父牛・母牛 (記入例②)	17
6) 申込者と登録委員番号 (記入例③)	22
7) 授精証明書について	23
(3) 授精証明書の省略について	24
8) 自然交配による生産牛を血統登録する場合の必要書類について	25
9) 本牛同時移動申込みについて	25
10) 受精卵移植による生産牛の血統登録申込みについて	27
11) 輸入雌牛およびその子孫の登録取扱いについて	29
12) 雄牛の血統登録申込みについて	33
13) 交雑種2代 (F2) の血統登録について	35
6. 移動証明について	36
7. 再交付・更正・書換について	41
8. 取消および取消再登録申込みについて	45
9. 自動登録について	46
10. 事故照会について	56
11. 遺伝子型検査について	59
12. S N P 検査における血統疑義の取扱いについて	69
13. 審査・調査について	73
14. 牛群検定記録による検定成績証明申込みについて	83
15. 血統能力証明書(系統譜)の発行について	95
16. よくある質問Q & A	96
用語解説	99
事故にならないための血統登録申込みチェックシート	裏表紙

一般社団法人 日本ホルスタイン登録協会

〒164-0012 東京都中野区本町 4-38-13

日本ホルスタイン会館

Tel 03-3383-2501 (代表)

03-5942-4811 (登録課・証明課直通)

Fax 03-3383-2503

Web <https://hcaj.or.jp/>

Mail hcaj@hcaj.or.jp

1. 血統登録とは

当協会は、ホルスタイン種牛の登録・育種改良に関する事業を行い、それらの情報収集および提供に努めるとともに、ホルスタイン種牛の形質の遺伝的改良と能力の向上を推進し、もって国民に良質な畜産物を安定的に供給することを目的としております。

酪農経営の安定には改良が重要

酪農経営の安定を図るために、「生産性の向上による生産コストの低減」が求められています。これには乳用牛の増頭やエサの多給によって生乳生産量を上げることよりも、遺伝的能力を効率的に発揮させることによって、牛群の能力水準と斉一性を高めていくことが重要です。

乳量や乳成分率、体型等の形質において、親から子へ遺伝する割合は、乳量で30%、乳成分率で50%、体型形質では10~30%程度と推定されます。現在では種雄牛の後代検定や牛群検定の実施によって、種雄牛や雌牛の遺伝評価値が発表され、そのレベルは年々向上しています。

酪農家は、総合指数(N T P)や各形質の遺伝評価値を活用して、より優れた後継牛が期待できるような交配と選抜淘汰を行って、生産性の向上を図ることができます。

牛群改良の第一歩は登録から

牛群改良の第一歩は正確な記録をとることから始まります。記録が正確でなければ、いかに優れた交配や選抜淘汰を行ったつもりでも、改良の効果は上がりません。

個体記録の根幹をなすのが血統登録です。いつ、どこで、どういう父母から生まれたかという血統情報があつて初めて、近親交配や遺伝的不良形質の発現を防ぐことができます。また、血統の特徴は泌乳能力や体型面によく現れます。血統の記録を牛群検定や体型審査成績と結び付けることによって、血統の特徴を生かした改良を的確に行うことが可能になります。

すなわち、血統登録が、酪農家の交配計画に有効に活用されていることは言うまでもありません。

登録のメリット

酪農家にとって登録することのメリットは、①血統登録証明書によって父母、祖父母など血統が明確になるとともに、登録協会の登録簿に記載され、永久的に保管される、②遺伝的に優れた血統をより確実に残すことができる、③血統濃度(47~100%)によって血統の純粹性の度合いが明示される、④強度の近親交配を回避できる、⑤CVMやブラキスピナ、CDなど遺伝的不良形質の発現を未然に防ぐことができる、⑥能力、体型等の付加情報によって個体販売が有利になる、などが挙げられます。

牛舎の中のもう1頭、登録に結びつけていただくようお願いします。

2. 正しい血統登録を行うために

近年ではゲノミック情報を利用した牛群改良が普及しておりますが、ゲノミック情報を得るためのS N P検査によって、一部の登録牛の血統に疑義が判明しています。当協会では、このような血統疑義牛については親子関係を調査した上で、遺伝子型検査による親子判定を行い、血統登録の更正を行っています。

血統登録は農家からの申告に基づいて行っていますので、その基となる繁殖記録が正確でなければなりません。

登録委員の皆様には、まずは繁殖記録を正確に行うように農家に指導して頂き、また登録申込みの際にはその内容が正しいものかどうかを確認して頂くようご協力のほどをお願いします。

1) 農家への繁殖記録の指導

(1) 繁殖台帳の管理

- ① 交配の都度、授精に関する情報（授精年月日、種雄牛の登録番号または略号、精液ラベル番号）を繁殖台帳に記録してください。
 - ② 分娩時の情報（分娩年月日、子牛の性別、子牛の個体識別番号）を繁殖台帳に記録してください。早産や生時体重が軽いなど、特別な状況があった場合も記録してください。
 - ③ 原則として繁殖台帳は1頭毎に作成して記録してください。繁殖記録用のカレンダーやノートなどに一時的にメモした記録は、1頭毎に授精履歴が確認できる形に整理して記録を残しましょう。
 - ④ 当協会では家畜改良データバンクの会員情報において、1頭毎の繁殖台帳が印刷できる機能を用意していますのでご利用ください。
 - ⑤ 牛群検定に加入している農家は、(一社)家畜改良事業団が提供している「繁殖台帳Webシステム」を利用するなど、繁殖情報をデータ入力できる繁殖管理ソフトを活用することもお勧めします。

繁殖台帳の見本(当協会 Web の各種申込書にあります。)

(2) 授精時の注意

- ① 人工授精の際には、授精した種雄牛と雌牛の個体確認を誤らないように注意してください。
- ② 使用した精液ストローに添付された精液ラベルは必ず保管してください。
- ③ 同一発情期に同じ品種の異なる種雄牛を授精するのは、正しい親子関係が分からなくなるのでやめましょう。追い移植についても同様です。
- ④ 人工授精師による授精の場合、その記録は授精師が責任を持つところですが、畜主も授精の現場に立ち会い、授精記録を確認するようにしてください。

(3) 分娩時の注意

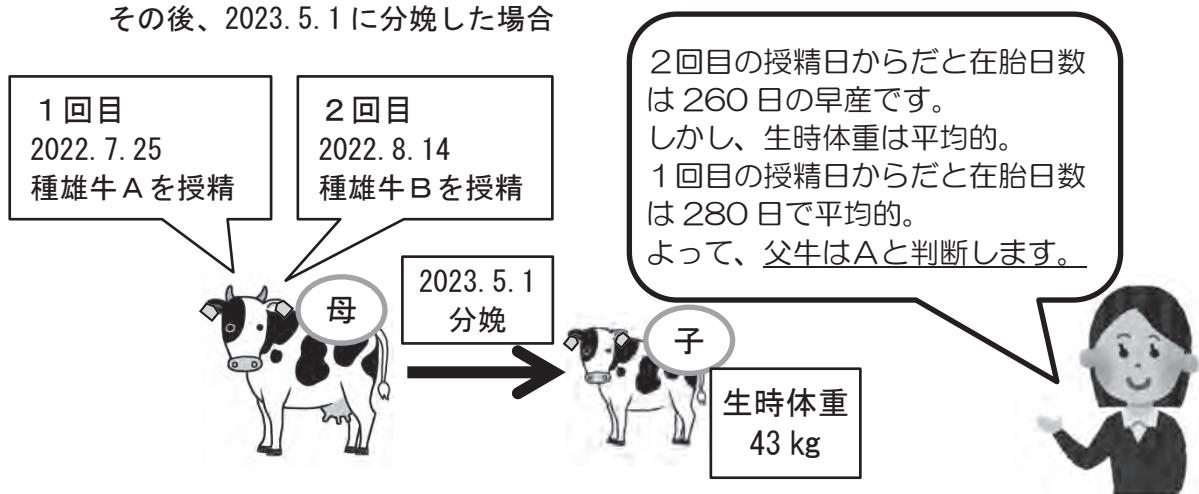
- ① 分娩したら速やかに子牛に耳標を装着してください。
- ② 家畜改良センターへの出生届は、正しい情報(本牛個体識別番号、出生年月日、性別、母牛個体識別番号、品種)を確認した上で行ってください。
- ③ 同じ品種を交配した分娩予定牛が同時期に複数いる場合は注意を払い、分娩には立ち会うようにしましょう。人工授精の際には、授精した種雄牛と雌牛の個体確認を誤らないように注意してください。

2) 登録申込み時の注意

(1) 個別登録の場合

- ① 登録委員は、申込書の記入事項について、授精証明書などの添付書類、家畜改良センターへの報告内容、繁殖台帳などと内容が一致しているかを必ず確認してください。
- ② 同一発情期に同じ品種の異なる種雄牛を授精（追い移植も含む）していることが判明した場合は、遺伝子型検査による親子判定を行ってください。
- ③ 連続する2発情期に同品種の異なる種雄牛を授精している場合で、最終授精から計算すると在胎日数が260日など早産の時は、最終より一つ前の授精による受胎の可能性があります。分娩状況や生時体重など調査して判断してください。判断できない場合は、遺伝子型検査による親子判定を行ってください。

(例) 1回目の授精=2022.7.25 ホル種雄牛A、2回目の授精=2022.8.14 ホル種雄牛B、その後、2023.5.1に分娩した場合



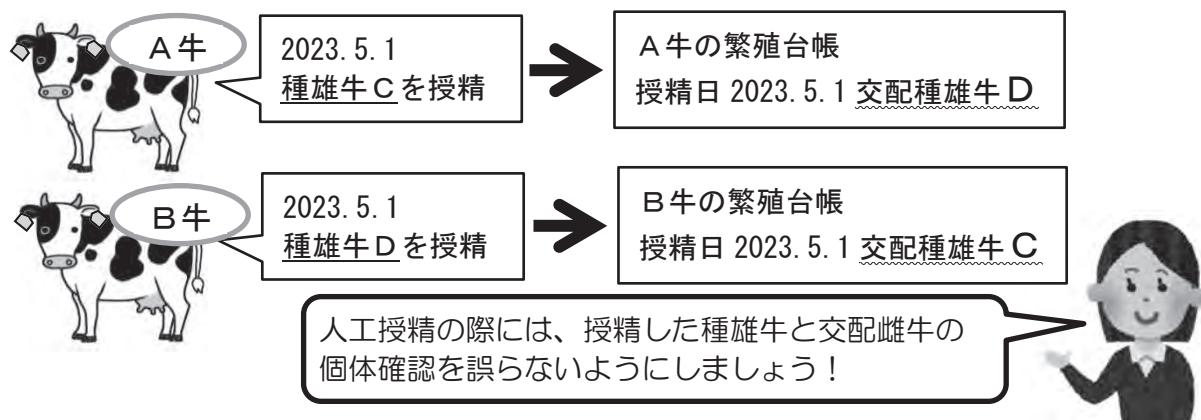
(2) 自動登録の場合

- ① 自動登録は、交配の都度、電子データによる授精報告が実施条件です。自動登録を実施している農家によって、授精報告方法は異なりますが、繁殖台帳に基づいて正しく授精報告をするように指導してください。
- ② 同一発情期に同じ品種の異なる種雄牛を授精（追い移植も含む）していることが判明した場合は、分娩後に遺伝子型検査による親子判定を行ってください。
- ③ 牛群検定の繁殖情報をを利用して自動登録を実施している農家は、検定時の正しい授精報告が必要です。検定の際、農家は繁殖台帳を検定員に提示し、検定員はハンディターミナルや検定組合パソコンに正しく授精記録を入力するようにしてください。また、検定成績表等に正しい授精記録が記載されているかを確認してください。

3) 血統疑義の起こりやすい事例

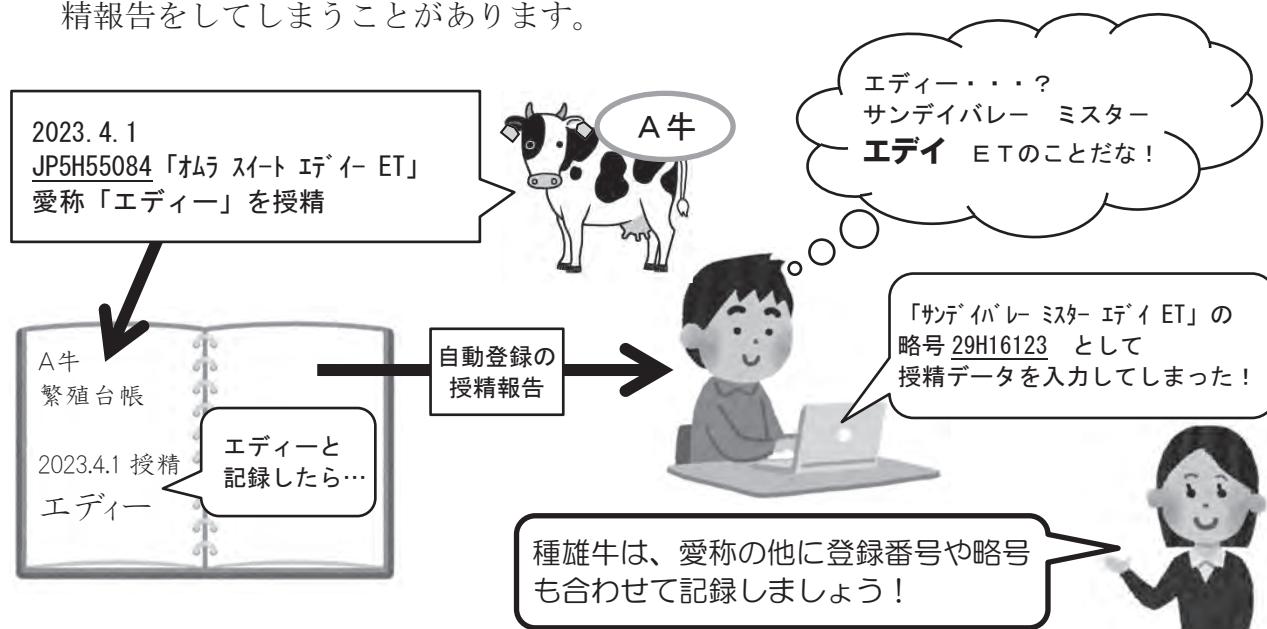
(1) 授精記録の誤り（その1）

同じ時期に複数頭の授精を行った場合に、それぞれの交配雌牛に対する授精情報を入れ違って記録してしまうことがあります。



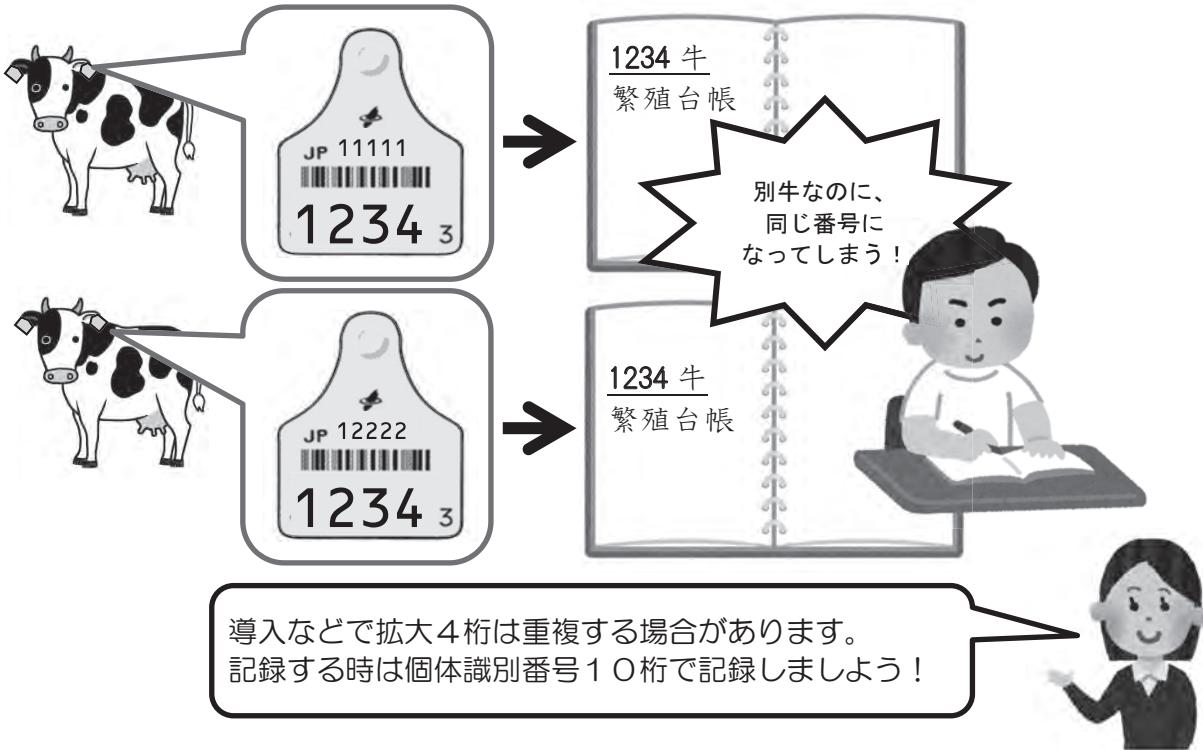
(2) 授精記録の誤り（その2）

種雄牛を愛称で記録すると、同じような名号の種雄牛がいる場合に、間違った授精報告をしてしまうことがあります。



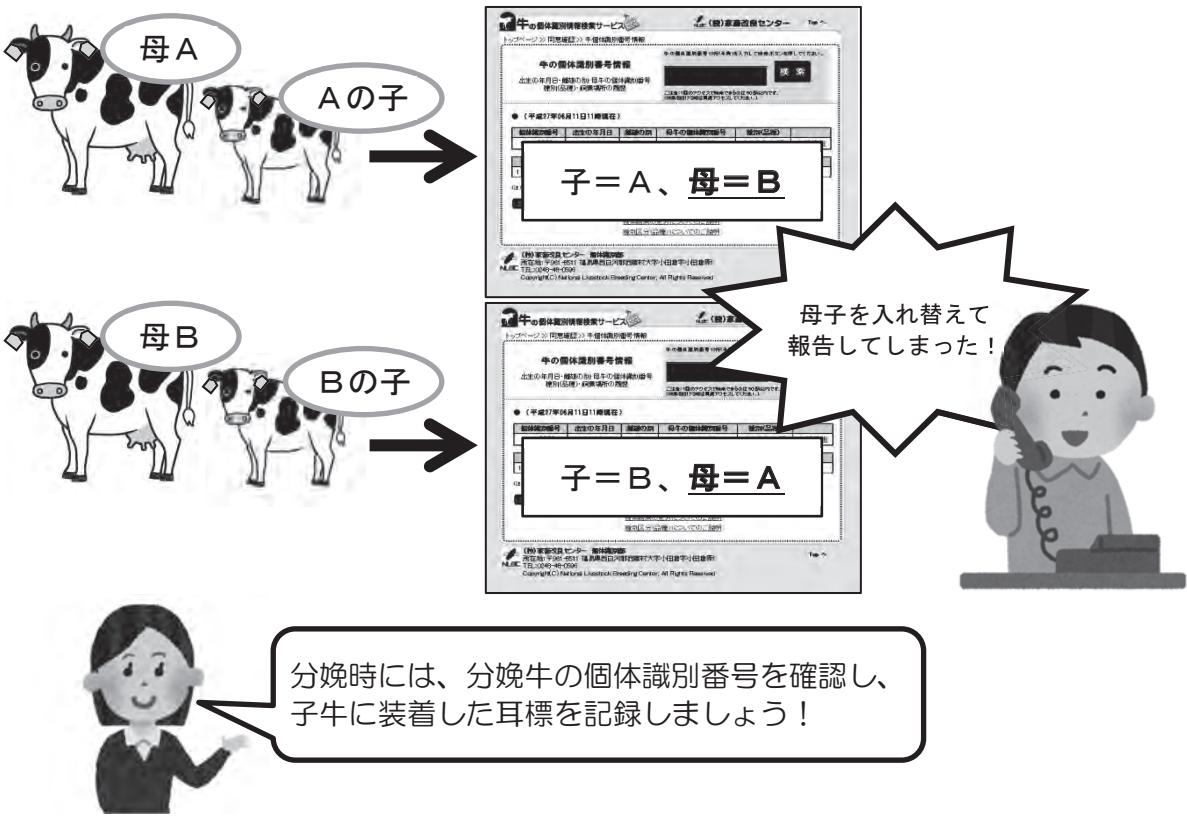
(3) 耳標記録の誤り

個体識別番号の拡大4桁だけで記録をしていると、飼養牛の中で拡大4桁が重複する牛がいる場合に、記録を入れ違えてしまうことがあります。



(4) 出生報告の誤り

同じ時期に分娩が重なったため、子牛と母牛を入れ違えて記録してしまい、改良センターに誤りの出生報告をしてしまうことがあります。



(5) 耳標装着の遅れ

耳標を装着しないまま授精を行ったために、どの牛に対する授精記録なのか分らなくなってしまうことがあります。

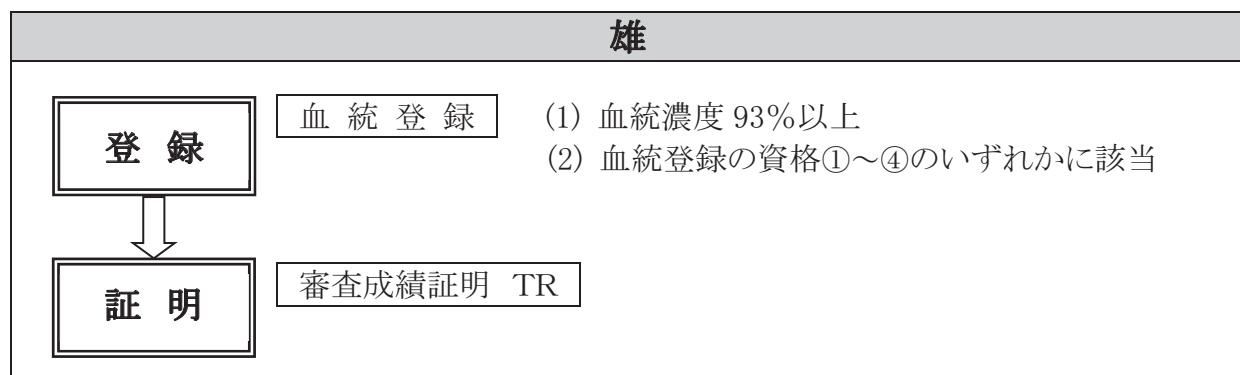
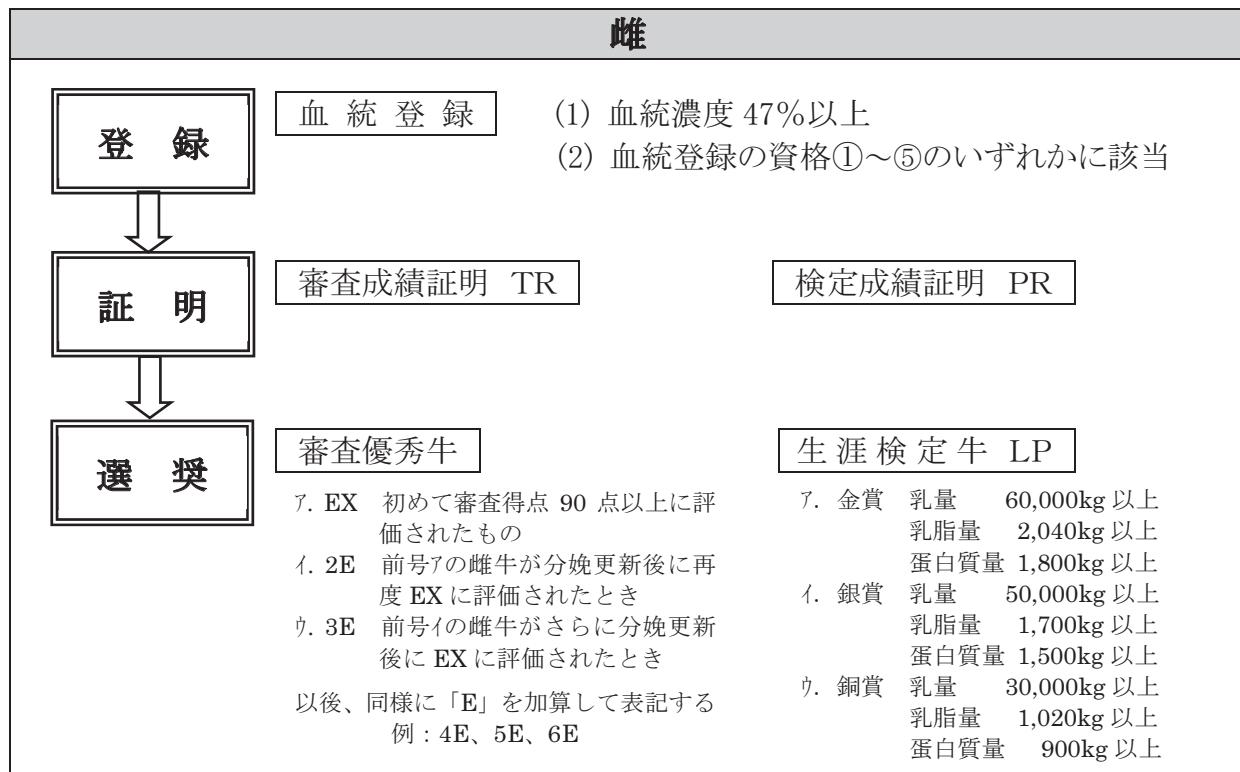


(6) 分娩の未確認

夜間など分娩に立ち会っていない間に、複数の牛が分娩してしまい、親子関係が分からなくなってしまうことがあります。



3. ホルスタイン種牛登録制度



血統登録の資格

【雌牛】

血統濃度が 47%以上のもので次の①～⑤のいずれかに該当すること

- ① 父、母が血統登録牛であるもの
- ② 本牛が当協会承認の外国登録団体で血統登録を受けたもの（=輸入牛の場合）
- ③ 父が国外にあって、当協会承認の外国登録団体で血統登録を受けたものと、血統登録牛である母との間に生産されたもの（=胎内輸入牛、輸入精液による生産牛の場合）
- ④ 父および母が国外にあって、当協会承認の外国登録団体で血統登録を受けたものから得られた受精卵の移植により生産されたもの（=輸入受精卵による生産牛の場合）
- ⑤ 父が血統登録牛で、母がホルスタイン種の毛色および特徴を備え、本牛の生年月日が確認できるもの

【雄牛】

血統濃度が 93%以上で前項①～④のいずれかに該当すること

(毛色の条件)

- i 明瞭な黑白斑のもの
 - ii 赤白斑のもの（名号末尾に RED を付ける）
 - iii 尾房または腹の全黒のもの（名号末尾に OC を付ける）
 - iv 蹄冠部を黒毛で取り巻くもの（名号末尾に OC を付ける）
 - v 灰色または赤色の斑点のあるもの（名号末尾に OC を付ける）
- (登録できないもの)
- ・ 更紗毛(さらさげ)のもの
 - ・ 白、黒または赤一枚毛のもの
 - ・ 改良上排除すべき、著しく生理機能を損する遺伝的不良形質のあるもの

血統濃度とは

(1) 血統濃度とは純粹種へ遡れる尺度のことで、数値の範囲は 0 ~ 100%とします。

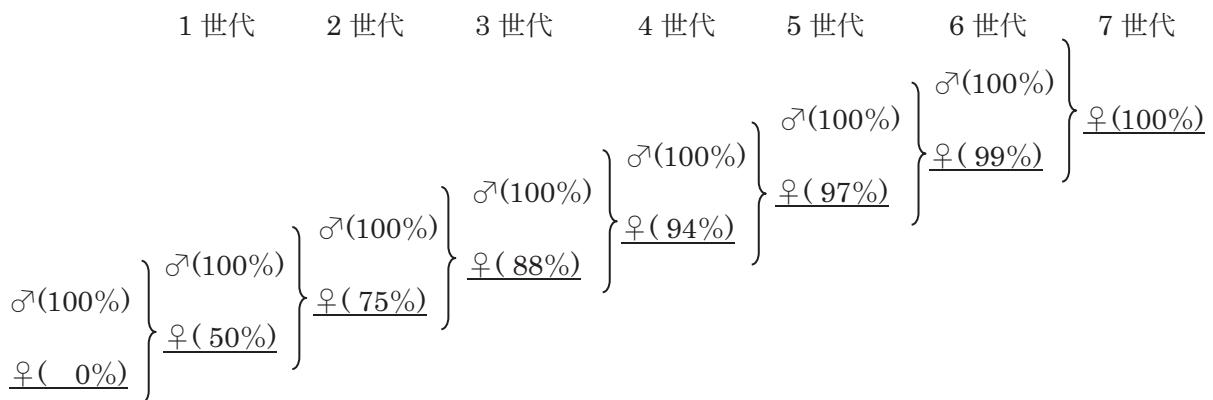
(2) 血統濃度の原則

- ① ホルスタイン種の毛色・特徴を備えていても、無登録や交雑種は 0%とします。
- ② 計算方式は、両親の血統濃度の数値を合計して 2 で割り、小数点第 1 位を四捨五入した整数値とします。また、次世代の血統濃度の計算に際しては、四捨五入したのちの整数値を基に行います。

(3) 輸入牛、輸入精液および輸入受精卵移植による生産牛の血統濃度は、当該外国登録団体発行の血統能力証明書（ペディグリー）に記載された祖先を基に、当協会の方式で計算し、その数値を用います。

(4) 当協会が発行する血統登録証明書など各種証明書において、本牛および祖先牛の登録番号の後に血統濃度を併せて表示します。

血統濃度

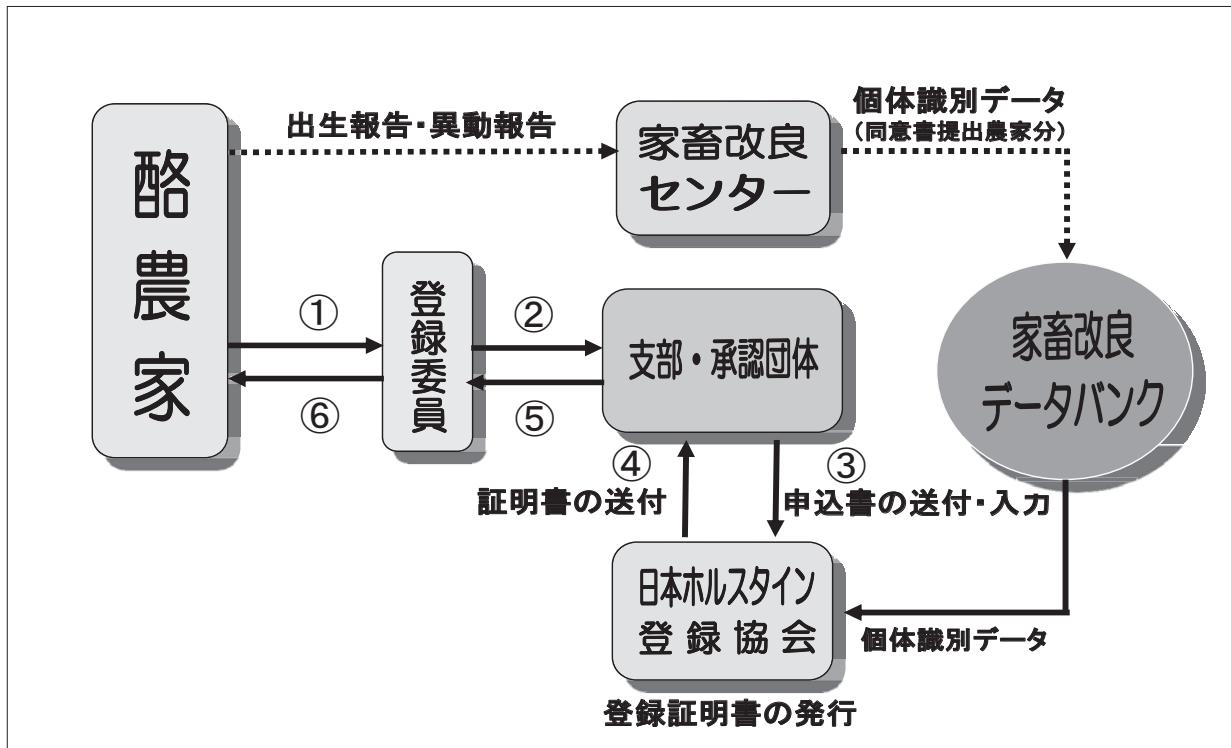


無登録のホル種牛を、100%の雄牛と交配した場合、7 世代目で血統濃度が 100%になります。

4. 血統登録証明書の出来るまで

血統登録の様式には、申込書が必要な「個別登録」と電子データを利用した「自動登録」の2種類があります。それぞれの様式において、血統登録証明書ができるまでに必要な工程が違いますので、ご注意願います。

1) 個別登録（血統登録申込書が必要）の場合



【個別登録の流れ】

① 会員

- 家畜改良センターに出生報告を行います。
- 当該牛の生産に係わる授精証明書等を準備します。
- 登録したい旨を登録委員に連絡します。

【牛個体識別全国データベースの情報利用同意書について】

会員は予め「牛個体識別全国データベースの情報利用同意書」を提出願います。この同意書は、農家が家畜改良センターに報告する出生や転出・転入などの個体識別情報を、当協会が利用しても良いか同意を頂くものです。



② 登録委員

- 申込みを希望する農家に確認の上、以下の手順で血統登録申込書を作成します。
- 作成した血統登録申込書に授精証明書等を添付し、支部・承認団体に送付します。

【血統登録申込書の作成手順】

手順1. 授精証明書を確認する (23 ページ参照)

- 各項目の記入漏れはないか
- 種雄牛が、授精証明書記載項目と精液ラベルで一致しているか
- 精液ラベルの精液採取年月日と授精年月日に矛盾がないか
- 雌牛が、授精証明書記載項目と出生報告で一致しているか

The diagram illustrates the flow of information from the breeding record to the sire information, then to the breeding date, and finally to the breeding year/month. A detailed view of the 'Breeding Record' form is shown on the right, with a red box highlighting the 'Label No.' field containing '906436'.

手順2. 出生報告を確認する (家畜改良センター「牛の個体識別情報検索サービス」を開く)

- 出生報告されているか
- 生年月日、性別、母牛個体識別番号、品種に誤りはないか

手順3. 母牛の所有者を確認する (22 ページ「申込者」参照)

- 母牛の血統登録証明書の所有者欄、移動履歴欄を確認する。
 - 導入した牛の場合、前の所有者の名義のままなら移動証明申込みが必要
 - 自家生産牛の場合、家族の中の誰の名義になっているか



手順4. 申込書を作成する (14 ページ以降参照)

- 授精証明書、出生報告を確認しながら、内容が一致するように申込書を記入する



③ 支部・承認団体

- a. 申込書に基づき、地方ターミナルシステムから必要事項の入力を行います。

注1：血統申請の入力画面には、個体識別情報上の母牛の現所有者が表示されます。赤字で「ID移動」と表示されたら、母牛の移動証明が必要かどうか確認し、必要な場合は同時に申込願います。

注2：各申込みにつき1つの支部受付番号を付与し、申込書の支部受付番号欄にはっきりと記入してください。例えば再交付同時移動の申込みの場合、「再交付」と「移動」のそれぞれの申込みに支部受付番号が必要です。

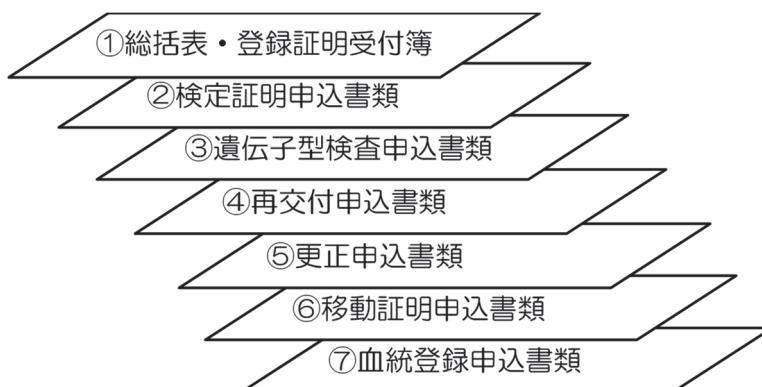
注3：入力できない申込みがあった場合は総括表に「支部受付番号〇〇は未入力」と記入してください。

注4：入力した申込みの料金が変更となる時は、総括表に「支部受付番号〇〇は料金コード〇〇⇒〇〇」と記入してください。

- b. 申込みに関する書類を一括して当協会に送付します。

注：送付する際、申込書類は種別順、支部受付番号順（昇順）で束ねて梱包してください。

種別順は上から、①総括表・登録証明受付簿、②検定証明申込書類、③遺伝子型検査申込書類、④再交付申込書類、⑤更正申込書類、⑥移動証明申込書類、⑦血統登録申込書類の順でお願いします。



④ 当協会

- a. 血統登録申込みに基づき、登録料金請求書を作成して、支部・承認団体宛に送付します。
- b. 血統登録申込書の内容をチェックします。
- c. 血統登録証明書を作成し、支部・承認団体に送付します。
- d. 申込内容に不備があった場合は、事故照会を行います。



⑤ 支部・承認団体

血統登録証明書、登録料金請求書、事故照会文書などを登録委員（農協等）宛に送付します。

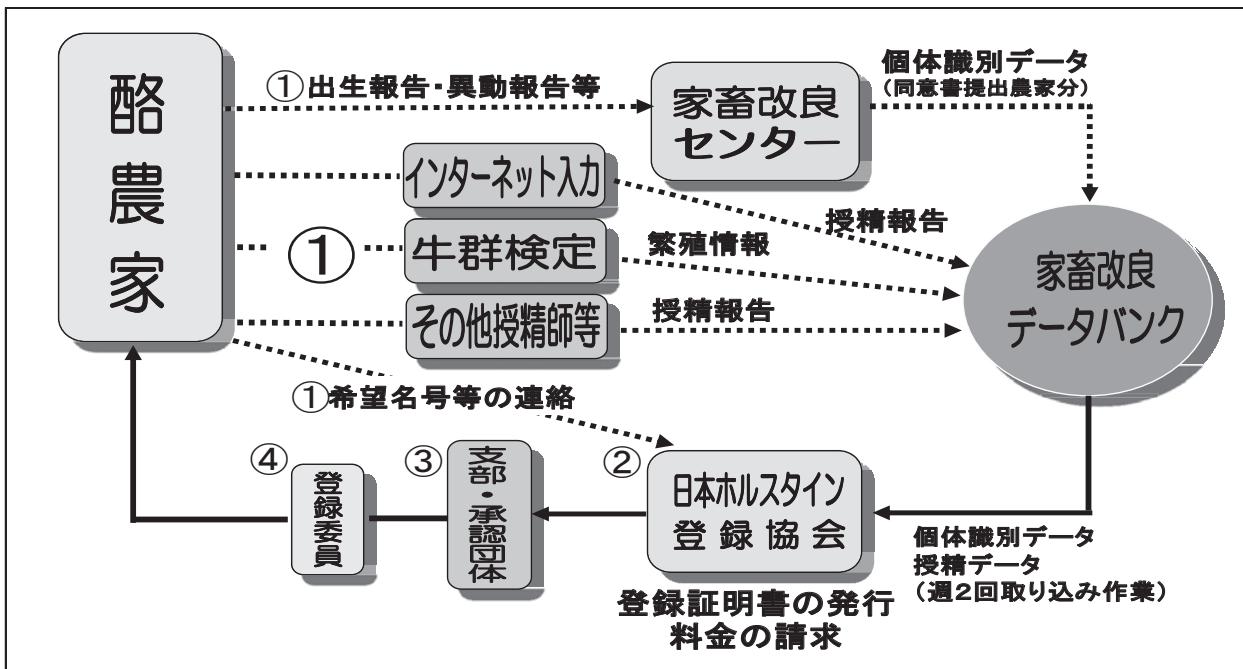


⑥ 登録委員

- a. 血統登録証明書を会員に届けます。
- b. 事故照会の際は内容を調査し、回答を支部・承認団体経由で、当協会に送付します。

2) 自動登録の場合

詳細については「9. 自動登録について」を参照してください。



【自動登録の流れ】

① 会 員

- 自動登録を申込む前に以下を確認します。
 - 牛個体識別全国データベースの情報利用同意書を提出しているか
 - 対象牛を全頭登録できるか
 - 授精報告はどのような方法にするか
 - 過去の授精データを報告できるか
- 自動登録を申込みます。
 - 自動登録申込書を支部・承認団体経由で当協会に提出します。
 - 登録が済んでいない飼養牛全頭の血統登録申込みをします。
 - 過去の授精データを報告します。
- 家畜改良センターに、必要な報告（出生、転入、転出等）を行います。
- 授精の度に正確な授精報告（授精年月日、交配種雄牛の登録番号または略号）を行います。
- 該当事項がある場合は、自動登録実施農家連絡書を提出します。
 - RED、OC、双子、双子片方死亡、異性双子登録延期・中止、虚弱体質で登録延期・中止等
 - 希望名号をつける場合



② 当協会

- a. 自動登録農家が報告した乳用種雌牛の出生データと、関連する授精データを家畜改良データバンクから抽出します。
- b. 血統や在胎日数、移動経路等をチェックします。
- c. 血統登録証明書を作成し、登録料金請求書を添えて支部・承認団体に送付します。
- d. 登録上で矛盾が生じた場合は、事故照会を行います。



③ 支部・承認団体

血統登録証明書、登録料金請求書、事故照会などを登録委員（農協等）宛に送付します。



④ 登録委員

- a. 血統登録証明書を会員に届けます。
- b. 事故照会の際は内容を調査し、回答を支部・承認団体経由で、当協会に送付します。

「自動登録実施会員」シール

自動登録実施農家には、下記のシールと「自動登録マニュアル」を配布しています。



5. 個別登録について

個別登録は、申込者が所有する牛について、登録委員が1頭毎に申込書を作成し、必要書類を整備・確認したものを、各都府県支部・承認団体経由で当協会に申請する方法で行われます。

申込書様式（記入例①）

血統登録・再交付・更正・書換・取消再登録・本牛同時移動												申込	
p.16 p.17 p.22 p.23	申込年月日 2021年06月01日												
	申込牛	個体識別番号	0123456789	出生報告済印									
		旧登録番号 又は外国番号									外国符号		
	生年月日	2021年04月01日									アリカ:USAまたは840 カタ:CAN オランダ:NLD オーストラリア:AUS		
		雌 雄	RED OC	ET	輸入牛	輸入受精卵	胎内輸入精	胎内輸入液	受精卵	雌ワタゴ	雌ミツゴ		
	名号 ナカノファーム／スパークリング／スイス												
	父	登録番号	53999								外国符号		
		名号	ジレット テイウェーブ スパークリング ET										
	母	個体識別番号	1234567890	無登録・登録申込中印									
		旧登録番号 又は外国番号									外国符号	所有者確認済印	
名号 ナカノファーム トレジャースイス													
p.22 p.23	登録規程に基づき、上記の通り記載し、申込みます。												
	申込者	住所	東京				都	氏名	中野太郎				都
	会員番号	36-090	-	001	-	1-1-2							
	登録委員番号	36059						氏名	大野次郎				都
授精証明書を添付しない場合は、下欄に記入してください。													
p.24 p.25	団体受付番号	精液注入雌牛生年月日 2018年04月15日											
		精液注入年月日 2020年06月25日											
		精液注入時飼養者住所											
		氏名											
		家畜人工授精用精液証明書番号 123456											
		種雄牛登録番号 JP3H53999											
		上記のとおり相違ありません。 2021年05月15日											
自家授精 (右側省略)		獣医師・家畜人工授精師 免許番号 141 号											
		所属団体名 JA東京											
		獣医師・家畜人工授精師名 本町 四郎 印											

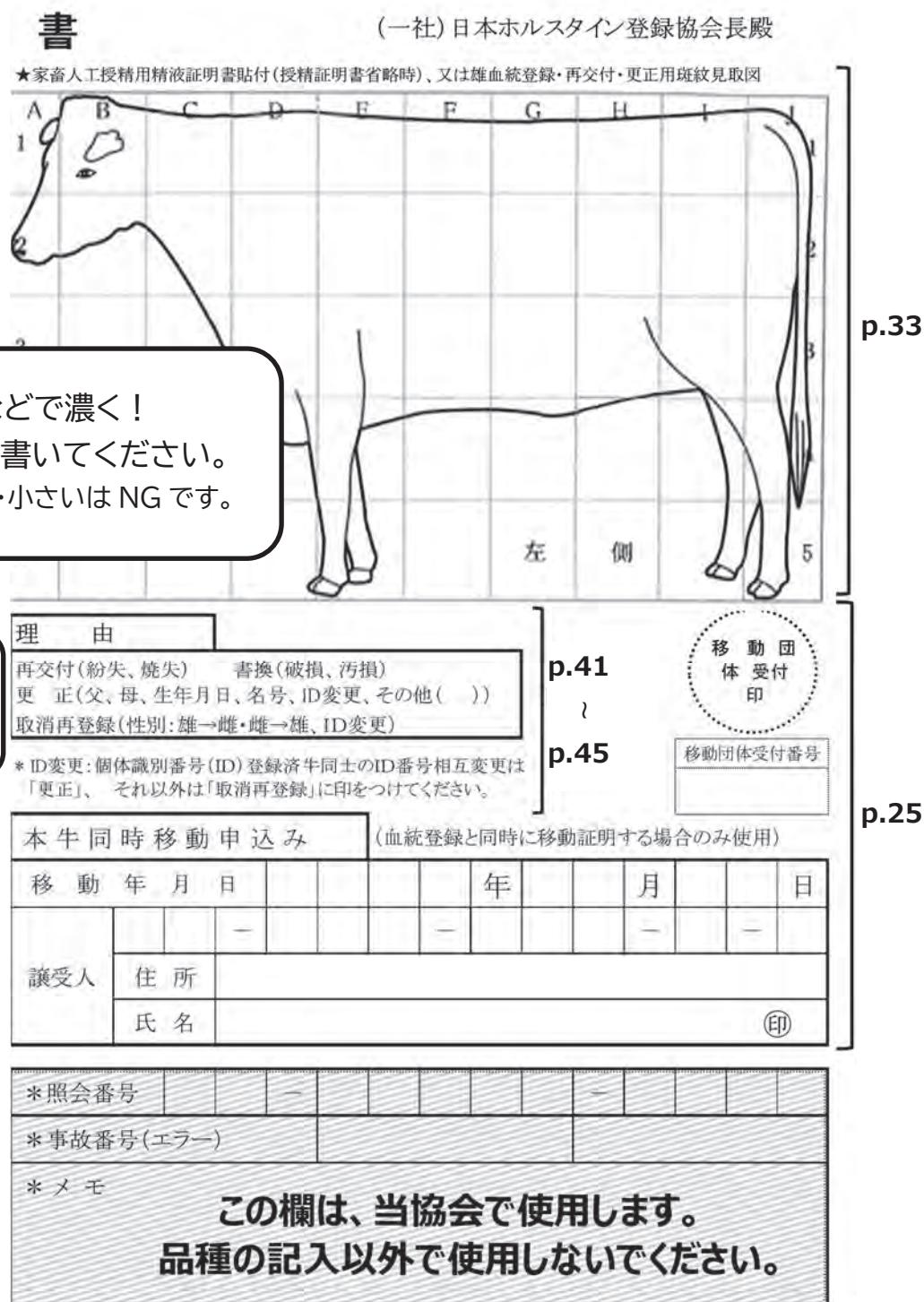
血統登録申込みには、

血統登録申込書

三

授精証明書の原本

が必要です。



※ 今般の申込みにより収集した個人情報については、本会の個人情報保護方針に基づき取り扱いいたします。

1) 必要書類

- (1) 血統登録申込書
- (2) 授精証明書

2) 申込書の整備について

血統登録申込みに係る書類は、当協会において1枚毎、オートスキャナにより画像として取り込んでいますので、次の点にご注意願います。

- (1) 申込書と授精証明書等の書類は、ホチキス・のりで留めないでください。
- (2) 申込書または授精証明書等に家畜人工授精用精液証明書(以下、精液ラベルとする)を貼る場合は、ホチキスやセロハンテープでなく、のりで留めてください。その場合、精液ラベル裏面の「譲渡・経路の確認」欄が見えるように、のりの付け方を配慮願います。
- (3) 申込書または授精証明書等に精液ラベルを貼る場合は、申込書または授精証明書等からはみ出ないようにしてください。
- (4) 精液ラベルを申込書に貼る際は必ず、家畜人工授精用精液証明書貼付欄に貼りつけてください。申込書の裏面や欄外には貼らないでください。
- (5) 申込書および授精証明書等に精液ストローを貼らないでください。
- (6) 申込書および授精証明書等の文字は、濃く、ハッキリと黒色のボールペンで記入してください。特にカーボン紙使用の際に、文字が薄い場合は文字の上からなぞる等してください。
- (7) 申込書は当協会が発行している申込書（当協会 Web、地方ターミナルからの印刷を含む）を使用してください。ただし、当協会が発行している申込書と同様の内容を同様の箇所に記載した申込書を作成する場合は、この限りではありません。

3) 血統登録の申込期限について

血統登録申込みは、雌牛は生後10ヶ月（ジャージーは生後1年）、雄牛は生後1年を過ぎると、超過料金になりますので注意してください。例えば、1月1日生まれの牛は、同年10月31日までの申込日であれば10ヶ月以内料金となります。

4) 申込種目と申込年月日（記入例①前ページ参照）

- (1) 申込書は、血統登録、再交付、更正、書換、本牛同時移動の5種類で共通の様式となっています。血統登録申込みをする場合は、血統登録を○で囲んでください。また、他の乳用種（ジャージー、ブラウンスイス、ガーンジー、エアシャー）も共通の様式です。ホルスタイン種以外の申込みの場合は、メモ欄にその品種名を付記してください。
- (2) 申込年月日は、登録委員が各都府県の支部・承認団体窓口へ提出した年月日を記入してください。

5) 申込牛・父牛・母牛（記入例②）

申 込 牛	個体識別番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	出生報告済印
	旧登録番号 又は外国番号										外国符号	
生年月日	2	0	2	1	年	0	4	月	0	1	日	アメリカ:USAまたは340 カナダ:CAN オランダ:NLD オーストラリア:AUS
(雌)・雄	RED	OC	ET	輸入牛	輸入受精卵	胎内輸入精液	胎内輸入受精卵	雌フタゴ	雄ミツゴ			
名号	ナカノファーム / スパークリング / スイス											
父	登録番号	5	3	9	9	9			外国符号			
名号	ジレット ティーウェーブ スパークリング ET											
母	個体識別番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	無登録・登録申込中
	旧登録番号 又は外国番号									外国符号		所有者確認済印
	名号	ナカノファーム トレジャーランド スイス										

個体識別番号

- ① 申込牛に装着されている耳標の個体識別番号を確認し記入してください。
- ② その際、家畜改良センターへの出生報告内容（本牛の個体識別番号、生年月日、性別、母牛の個体識別番号、品種）を確認し、報告されていたら出生報告確認欄に☑をしてください。
- ③ 報告されていなければ、申込者に出生報告を依頼してください。

旧登録番号または外国番号

旧登録番号（耳標番号10桁以外の登録番号）と外国登録番号がある場合は左詰めで記入し、外国符号には輸入元の外国符号を記入してください。

生年月日

出生報告控え等で確認し記入してください。

※個体識別情報の出生年月日が母牛検定時の分娩年月日と同日であること。

性別

出生報告控え等で確認し、性別を○で囲んでください。

RED（赤白斑）

出生時の毛色が鮮明な赤白斑の場合は「RED」を○で囲んでください。名号の末尾に「RED」を付けて登録します。

OC（異常斑紋）

次のいずれかに該当する場合は「OC」を○で囲んでください。名号の末尾に「OC」を付けて登録します。

- ① 尾房または腹が全黒のもの
- ② 蹄冠部を一肢でも黒毛で取り巻くもの
- ③ 体の一部に灰色または赤色の斑点があるもの
- ④ 無尾のもの



ET

受精卵移植生産牛を申込む場合は「ET」を○で囲んでください。詳しくは、27ページの「受精卵移植による生産牛の血統登録申込みについて」をご覧ください。

輸入牛

輸入牛（海外から輸入した牛）を申込む場合は、「輸入牛」を○で囲み、外国登録番号と外国符号（アメリカ：U.S.A.・840、カナダ：CAN、オーストラリア：AUS等）を記入してください。詳しくは、29ページの「輸入雌牛およびその子孫の登録取扱いについて」をご覧ください。

輸入受精卵

輸入受精卵移植生産牛（海外で作られた受精卵を輸入した後、国内牛に移植して生まれた産子）を申込む場合は、「輸入受精卵」を○で囲んでください。詳しくは、27ページの「輸入受精卵の移植による生産牛の場合」をご覧ください。

胎内輸入精液

胎内輸入精液による生産牛（海外で授精し妊娠した状態で輸入した牛の産子）を申込む場合は、「胎内輸入精液」を○で囲んでください。詳しくは、30ページの「胎内輸入精液による娘牛」をご覧ください。

胎内輸入受精卵

胎内輸入受精卵による生産牛（海外で受精卵移植し妊娠した状態で輸入した牛の産子）を申込む場合は、「胎内輸入受精卵」を○で囲んでください。28ページの「胎内輸入牛(受精卵によるもの)の場合」をご覧ください。

雌フタゴ・雌ミツゴ

双子の申込みの場合は「雌フタゴ」を○で囲んでください。名号の末尾に「フタゴ」を付けて登録します（三つ子以上の場合も双子に準じて取扱います）。

この際、次の点にご注意願います。

(1) 雌双子の場合

- ① 原則として2頭同時に血統登録申込みを行ってください。
- ② 一子が虚弱などでやむを得ず別々に血統登録申込みを希望する場合は、次により登録します。
 - a. 血統登録申込書の欄外などにその旨を付記してください。
 - b. 先に申込まれた牛の名号は、予め末尾に「フタゴ」を付けます。
 - c. 当協会で命名する場合には、先頭に「1」または「フタゴ」の前に「A」を付けます。
 - d. 後から申込む牛は、申込書の欄外などにその旨を付記してください
- ③ 一子を繁殖に用いないか、または死亡した場合は申込書欄外などにその旨を付記してください。
- ④ 上記②、③で、双子であるという付記がなく「双子」を「单子」として登録してしまい、後で双子に修正する場合は、有料の更正手続が必要となります。

(2) 異性双子の場合

雌牛は、(一社)家畜改良事業団による遺伝子型検査によって、フリーマーチンではないと推定された場合、もしくは受胎または分娩が確認されたものに限り登録します。

受胎が確認された場合は、妊娠鑑定書の写しを申込書に添付してください。分娩が確認された場合は、子牛の個体識別番号を申込書に付記してください。

(3) 分娩時に無形無心体等の付隨物があった場合

雌牛を分娩した際に無形無心体や何らかの付隨物があった場合、その雌牛はフリーマーチンの可能性がありますので、異性双子と同様に受胎または分娩が確認されたもの、もしくは遺伝子型検査によってフリーマーチンではないと推定されたものに限り登録します。登録上は单子扱い（雌牛が2頭と無形無心体が生まれた場合は双子扱い）になります。

(4) 受精卵移植(E T)生産牛の場合

E T生産牛が双子以上で生まれた場合は、受精卵移植生産牛として取扱うため、名号の末尾には「E T」を付け、「フタゴ」は付けません。

(5) 連続授精を行った場合

最近見られる事例として、追い移植などによる他品種を含む連続授精によって、品種や血統の異なる双子が生まれることがあります。この場合も同様の扱いとし、乳用種については名号の末尾に「フタゴ」を付けて登録しますので、申込みの際は上記(1)～(4)にご注意願います。

ただし、追い移植を行って单子が生まれた場合は注意が必要です。最近の研究によると追い移植を行った場合に胎内で双子になる確率は17%であると報告されています。よって、受精卵が乳用・肉用の由来に関わらず、また出生した牛が单子の場合でも、フリーマーチンの可能性があると見なしますので、フリーマーチン検査を受けるようお願いします。

(6) 添付書類について

申込書に添付する授精証明書や精液ラベルは、双子の場合でも单子と同様に1枚のみ添付してください。双子の片方に授精証明書等の写しの添付は不要です。

名 号

(1) 名号は当協会で命名します。ただし、希望する名号がある場合は申込書の名号欄に記入いただきますが、当協会で下記(2)～(7)に従って調査し、不備がなければ希望どおり命名します。しかしながら、その名号が乳牛として相応しくないと当協会が判断した場合は修正しますので予めご了承ください。

（支部・承認団体事務担当者へのお願い）

地方ターミナルシステムで申込み入力する際、希望名号がある場合は、入力をお願いします。

(2) 同一牛群内での同一名号は避けてください。

- (3) 名号は「3名法」(父牛名号と母牛名号からそれぞれ1単語、独自の名号を1単語として命名する方法)を基本とし、カナ文字にして32文字以内とします。単語間のスペース、濁点、半濁点はそれぞれ1文字分とし、特殊名号である、「RED」「OC」「ET」「フタゴ」などを含めて数えます。
- (4) 1単語の文字数は15文字以内とします。
- (5) 冠名のみを希望する場合は、申込書の名号欄の先頭に冠名を記入してください。冠名以下は3名法を基本として当協会で命名します。
- (6) 間違いややすい文字(「ア」と「マ」、「シ」と「ツ」と「ミ」、「カ」と「ヤ」、「エ」と「コ」と「ユ」など)は、区別が付くようにハッキリと記入してください。
- (7) 「無角」を意味する符号(PPおよびPなど)は英単語扱いとなりますので、名号内の英数単語は2つまでとして命名してください。
- (8) その他、下記のような命名上の取り決めがありますので注意してください。

※ 命名上の取り決め一覧

命名例	内容
ABCDE (注1)	名号の中に、英単語は2単語以内、全10文字まで使用できます。 ただし、カナ単語も2単語以上使用してください。
12345 (注1)	名号の中に、数字単語は2単語以内、全10文字まで使用できます。 ただし、カナ単語も2単語以上使用してください。
123RD HA5	数字と英文字の混在は、使用できます。
SWデー デーSW	英文字とカナ文字の混在は、使用できます。 「SWデー」は英単語扱い、「デーSW」はカナ単語扱いとなります(先頭文字がいずれかで扱いが決まります)。
ナンバー15	カナ文字と数字の混在は、使用できません。 「ナンバー 15」と空白を入れて命名されます。
4-55 A-B AB-12 (注2)	「-」ハイフンは数字間、英文字間、英文字/数字間でのみ使用できます。 文字間で一つまでとし、合計二つまで使用できます。
B, C	「,」コンマは使用できません。「B C」と空白を入れて命名されます。
B. C (注2)	「.」ドットは英文字間でのみ一つまでとし、合計二つまで使用できます。
I、II、III	ローマ数字は使用できません。「1」「2」「3」と算用数字に変換されます。
&、#、/、()、%、@	記号は使用できません。
OC、RED、ET、 GP、VG、EX オーシー、レツド、 イーティー	特殊な意味を持つ単語は使用できません。
双子の「ツイン」	ツイン、TWINは使用できません。 双子の場合は名号末尾に「フタゴ」と命名されます。
双子の「1」「2」	数字は名号の先頭、または「フタゴ」の前に付けます。 「1…フタゴ」「2…フタゴ」、「…1 フタゴ」「…2 フタゴ」と命名されます。
双子の「A」「B」	英文字は「フタゴ」の前に付けます。 「…… A フタゴ」「…… B フタゴ」と命名されます。

(注1) 英単語と数字単語の双方を付与する場合は、名号の中で合わせて2単語以内とし、文字数は10文字以内とする。

(注2) ドットとハイフンの双方を付与する場合は、名号の中で合わせて2文字以内とする。ただし、1単語内での同時利用はできません。

(9) 冠名を希望する場合は、予め冠名申込書を提出してください。この際、次の点にご注意願います。

① 冠名を申請する場合

- a. 冠名は1農家で1つ（1単語で、10文字以内、濁点・半濁点は1文字とする）とします。
- b. 冠名を決めるときは、「命名上の取り決め一覧」を参考にしてください。
- c. 冠名申込書を受理した後は、登録申込牛の名号の先頭にこの冠名を付けて登録します。
- d. 冠名申込みにかかわらず、希望名号をつけるときは血統登録申込書の名号欄に記入してください。
- e. 他の会員が、同じ冠名を使用することがありますので、ご了承ください。
- f. 既に登録済みの牛に、冠名を付けたいときは、有料の更正申込みが必要になります。
- g. 北海道で使用されている冠名一覧に記載した冠名はできるだけ使用しないようお願いします（表1参照）。

② 冠名を中止または変更する場合

登録した冠名を中止または変更するときは、冠名申込書の「※注記」にその旨を記入して提出してください。

ただし、中止の場合でも、既にその冠名で登録済みの牛の産子には、その冠名が自動命名されますので、ご了承ください。冠名を希望しない場合は、子牛を血統登録申込みする毎に血統登録申込書の名号欄を記入してください。

[表1] 北海道で使用されている冠名一覧

アイランド	オークリバー	サニーケレスト	チエスナット	ピツケデール	モントラップ	ロングビーチ
アドバンス	オースター	サニーヒル	デイーブマウント	フォレストサイト	ユーエム	BG
イーストヒル	オペレイト	サニーローン	デイバー	フォレストヒル	ユートリー	BH
イーストランド	カナン	シーサイト	ナチュラル	フラヌイ	ヨーテー	BR
イズミ	キヤニオンサイト	シーダーテール	ニュージー	フロンティア	ライフリー	BT
ウードボーン	クーロ	シャイン	ニューフロンティア	ブリッジポート	ランサー	DL
ウイスタリア	クラーク	ジエーエー	ノーススター	ブリムローズ	リシリヒル	FR
ウイローランド	クリスタルヒル	ジエートップ	ノースセツジ	ブルーミング	リツチラント	HM
ウェストランド	クレンヒル	ジエム	ハート	ブロードリー	リツブランド	KF
エースヒル	クロステル	スワイートブライア	ハツコ	プロミス	リバーサイト	NT
エキスパート	グリーンウード	スタートライト	ハツピーテール	ホバゴ	リリーフーム	PB
エバースワンプ	グリーンハイツ	ストリーム	ハツピーベル	ホワイトバーチ	レーキヒル	RU
エムオー	グリーンミラー	スパークレディース	ハツピーリバー	マウントパーク	レーキビュ	SK
エリザー	グレースコート	スライドビーチ	ハニー	マウントビュー	レッドブリック	SLC
エルムレーン	グレンヒル	センーミヤ	バーチヒル	ミーケネス	ローズビーチ	SV
オーキッド	サクセス	センターリバー	バープル	ミキー	ロツクウ	WS
オーフィーフ	サニー	セントウェスト	ビーティー	メイノ	ロツカバレー	

※ 北海道支局からの要望で、これらの冠名はできるだけ使用しないようお願いします。

父牛

授精証明書や精液ラベル等で交配した雄牛を確認し、登録番号と名号を記入してください。外国の雄牛の場合は、外国符号（アメリカ：U.S.A.・840、カナダ：C.N、オーストラリア：A.U.S 等）を記入してください。

母牛

申込母牛が個体識別情報の母牛と同じであることを確認してください。

受精卵移植生産牛の場合は、個体識別情報の母牛は受卵牛となります。

(1) 母牛が登録牛の場合

授精証明書等で授精した雌牛を確認し、個体識別番号、旧登録番号、または外国番号および外国符号を記入してください。また、血統登録証明書で名号、所有者を確認し記入してください。

(2) 母牛が無登録牛の場合

① 母牛が無登録牛の場合は、必ず個体識別番号を記入してください。また、名号欄にはカナ文字1単語以上の愛称を記入してください。

血統登録証明書の母名号欄には、愛称と個体識別番号が記載されます。

(例：フリージア 1234567890)

② 申込書の母牛欄の「無登録」を○で囲んでください。母牛が血統登録申込中の場合は、「登録申込中」を○で囲んでください。

③ 授精証明書の家畜登録機関名および登録番号欄には、個体識別番号が記入されていることを確認してください。

④ 母牛が後日登録された場合、母牛が無登録の状態で登録している子牛について、血統を継承する観点から先行して原簿上の無料訂正（母牛無登録牛→母牛登録牛）を行います。また当協会より対象牛の血統登録証明書の回収を依頼しますので、その際には証明書を回収いただき、付箋等で「訂正」と分かるよう送付してください。申込書作成等の手続きは不要です。

6) 申込者と登録委員番号（記入例③）

申込者	登録規程に基づき、上記の通り記載し、申込みます。														
	住 所	東 京					都 市 県	氏 名		中野太郎					印
会員番号	3	6	-	0	9	0	-	0	0	1	-	1	-	2	
登録委員番号	3	6	0	5	9			氏 名		大野次郎				印	

申込者

(1) 申込牛が出生した時の母牛の所有者が申込者となります。母牛の血統登録証明書に記載されている所有者を確認してください。

ただし、次の申込みについては異なりますので注意してください。

- ① 輸入牛は、国内における最初の所有者を申込者とします。
- ② E T 生産牛は、申込牛が出生した時の申込牛の所有者を申込者とします。
- ③ 都府県市町村・農業協同組合等の助成に基づく貸付牛が貸付期間に生産した産子は、貸付対象者(管理者)を申込者とします。[38 ページの「貸付牛」参照]

(2) 申込書には、住所（都府県名）、氏名、会員番号を記入し、しっかりと捺印してください。申込者が団体の場合、団体名称は省略せずに記入してください。

なお、申込者が会員番号を持っていない新規会員の場合は、会員申請手続きが必

要です。[注1]

(3) 申込者と母牛所有者が異なる場合は、移動証明の申込みを行ってください。同一家族内でも所有者名義を変更する場合は移動証明の申込みが必要です。

(4) 母牛の移動証明の申込みが無く、同一家族内で、申込者名と母牛所有者が異なる場合は、申込者を母牛の所有者名に修正して登録します。

なお、血統登録証明書を発行後に、同一家族内で所有者名義を変更したい場合は、娘牛の血統登録証明日から6ヵ月以内に、母牛の移動証明(有料)の申込みに娘牛の血統登録証明書を添付すれば、娘牛の所有者名を無料訂正します。その際は、付箋等で「所有者訂正」と書いて娘牛の血統登録証明書を送付してください。

(5) 他の牧場で出生した牛を導入した場合でも血統登録の申込みができます。[25ページの「本牛同時移動申込みについて」参照]

(支部・承認団体事務担当者へのお願い)

[注1] 新規会員は会員入会申込書を提出してください。その際は以下の点をお願いします。

- ① 会員の氏名には、ふり仮名を記入してください。
- ② 会員番号は10桁ですが、申込書には農家コード(8桁目)までを記入してください。
- ③ シンジケートの場合は、構成員を記載した規約の写しを提出してください。
- ④ 法人格の場合は、定款、または抄本の写しを提出してください。
- ⑤ 個人経営にもかかわらず、「〇〇牧場」と記入することは、法人格と紛らわしいため使用しないでください。

登録委員

登録委員番号、氏名を必ず記入し、しっかりと捺印してください。記入および捺印がない申込みは事故照会となります。

7) 授精証明書について

(1) 人工授精による生産牛の血統登録申込みには、授精証明書の原本の添付が必要です。なお、次の点にご注意願います。

- ① 精液ラベルと、授精証明書の種畜欄のラベル番号および名前が一致しているか。
- ② 母牛の個体識別番号・登録番号、名号(登録牛のみ)、生年月日、種類および品種、毛色および特徴(黑白等)、飼養者の住所および氏名または名称が正しく記入されているか。
- ③ 精液注入年月日(授精年月日)、授精証明日、また分娩年月日の関係は適切か。
- ④ 精液ラベルの精液採取年月日や発行年月日が、精液注入日よりも以後の日付になっていないか。
- ⑤ 獣医師または家畜人工授精師の住所、氏名、登録番号および免許番号が記入されているか。

(2) 在胎日数について

次のような申込みの場合は繁殖台帳などを確認し、その写しを添付してください。

- ① 在胎日数が265日未満、および296日(ブラウンスイス種は302日)以上の場合

ただし、在胎日数が260日～264日もしくは296日～300日（ブラウンスイス種は302日～306日）の場合は、申込書メモ欄に「早産」「遅産」などを付記すれば、繁殖台帳などの写しは不要です。

- ② 母牛に生後12カ月未満で授精または種付けした場合
授精時の発育状況や分娩後の母子の状況を報告してください。
- ③ 母牛に前産後21日以内で授精または種付けした場合

(3) 授精証明書の省略について

- ① 次のような申込みの場合は、授精証明書の添付を省略できます。
 - a. 自家授精の場合[注2]
 - b. 授精した家畜人工授精師（または獣医師）と登録委員が、同一人物または同一所属団体である場合

[注2] 自家授精について

- ① 自家授精とは、申込者やその家族が自らの所有牛に人工授精を施すことをいい、家畜人工授精師の資格が無い場合でも可とします。
- ② 自家授精した雌牛またはその生産娘牛の転売後の登録申込みの場合には、次の何れかを提示または実施をお願いします。
 - a.人工授精を行った農家の繁殖台帳の写し等の提出
 - b.この授精に係る第三者（獣医師、家畜人工授精師または登録委員）による証明
※ 自家授精書類の欄外余白に以下を追記する
例）「授精に関して間違いありません」〇〇市農協 日本太郎
 - c.登録申込牛の遺伝子型検査による親子判定（父子）

- ② 前記①により授精証明書の添付を省略する場合は、申込書の左下欄に必要事項を記入してください。（記入例④）

授精証明書を添付しない場合は、下欄に記入してください。

団体受付番号	精液注入雌牛生年月日	2	0	1	8	年	0	4	月	1	5	日
	精液注入年月日	2	0	2	0	年	0	6	月	2	5	日
団体受付印	精液注入時飼養者住所											申込者と同じ
	氏名											
	家畜人工授精用精液証明書番号	123456										
	種雄牛登録番号	JP3H53999										
	または略号											
上記のとおり相違ありません。	2	0	2	1	年	0	5	月	1	5	日	
自家授精	獣医師・家畜人工授精師免許番号	141										号
(右側省略)	所属団体名	JA東京										
	獣医師・家畜人工授精師名	本町 四郎										印

なお、特に次の点にご注意願います。

- a. 精液注入雌牛の生年月日と精液注入年月日を必ず記入してください。申込母牛と在胎日数などの確認を行います。
- b. 精液注入時飼養者の住所、氏名を記入してください。申込者と同じ場合は「申込者と同じ」を○で囲んでください。この場合、住所、氏名は省略できます。
- c. 注入精液略号を必ず記入してください。申込書父牛欄の登録番号、名号、略号により父牛の確認を行っています。

- d. 「上記のとおり相違ありません」については、登録委員が申込内容を確認した日付を授精証明年月日として必ず記入してください。
- e. 獣医師・家畜人工授精師免許番号、所属団体名、獣医師・家畜人工授精師名を記入してください。自家授精の場合は「自家授精」を○で囲んでください。右欄を省略することができます。
- f. 精液ラベルを申込書右側の「家畜人工授精用精液証明書貼付欄」に必ず貼付してください。ただし、やむを得ず貼付できない場合は、精液ラベル番号を繁殖台帳などで確認の上、家畜人工授精用精液証明書番号欄に必ず記入してください。

8) 自然交配による生産牛を血統登録する場合の必要書類について

本交・まき牛など自然交配による生産牛の血統登録申込みには、「種付証明書」および「まき牛による自然交配雌牛群報告書」の提出が必要です。

「種付証明書」および「まき牛による自然交配雌牛群報告書」の様式は、当協会 Web の **各種申込書** に掲載しています。

【※】自家繁殖用雄牛であっても必ず種畜検査を受け、「種付証明書」および「まき牛による自然交配雌牛群報告書」に、当該年度の種畜証明書番号を記入してください。なお、当該年度に種畜検査を受けていない雄牛を、他人が所有する雌牛に交配することは家畜改良増殖法に違反する行為であり、その産子は登録できませんので、十分ご留意願います。

9) 本牛同時移動申込みについて

血統登録を申込む牛が導入牛の場合は、「本牛同時移動」（血統登録と移動証明を同時に申込むこと）の申込みを行ってください。この際、次の点にご注意願います。

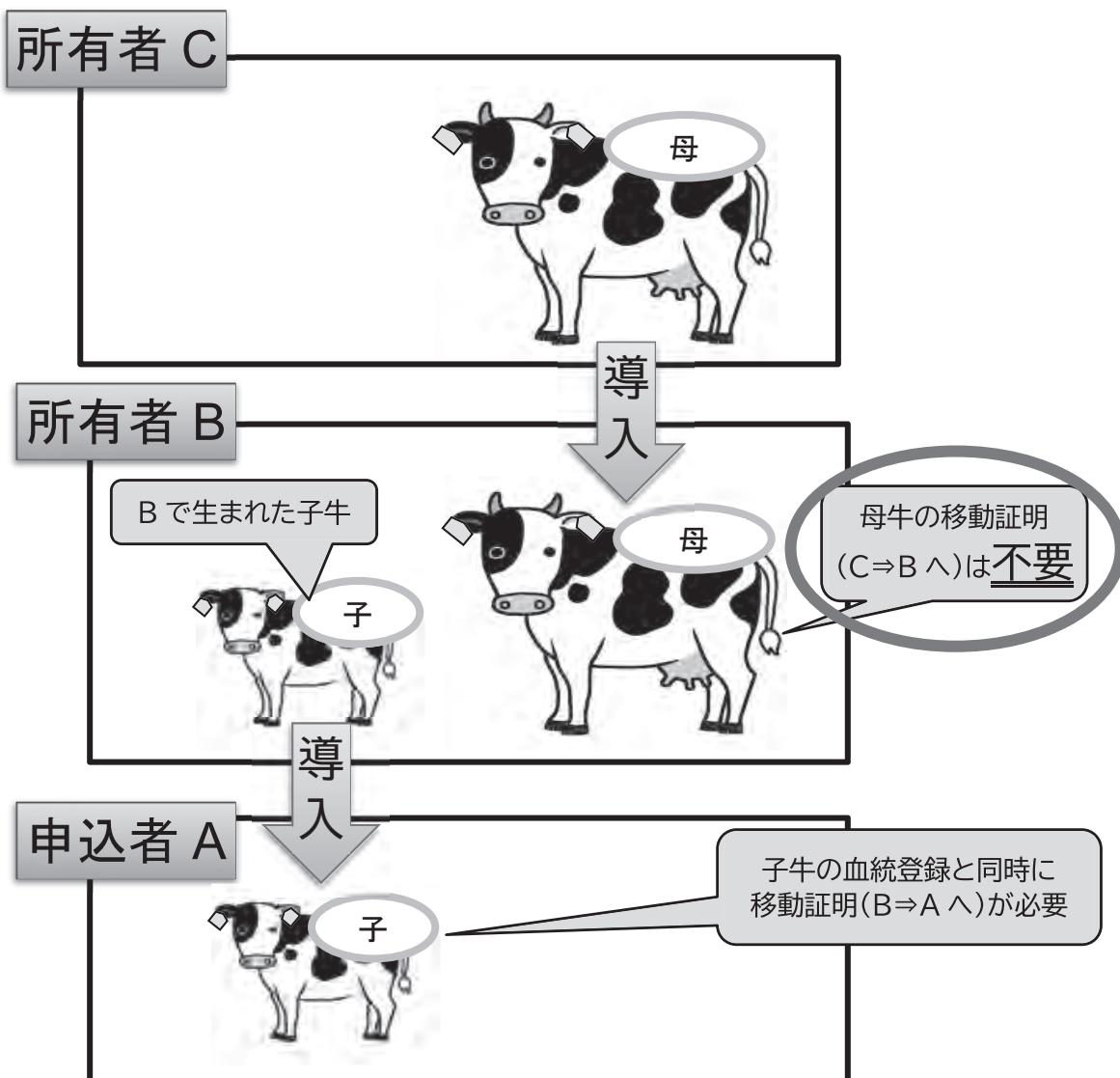
- (1) 家畜改良センターへの異動報告（転出および転入）がされているかどうかを確認してから申込みを行ってください。
- (2) 原則として、血統登録の申込者は本牛が出生した農家、移動証明の申込者は本牛の譲受人となります。ただし、本牛が出生した農家が廃業しているなどやむを得ない場合は、譲受人が血統登録を申込むことができます。
- (3) 申込みの際は、申込書の右側中段の「本牛同時移動申込み」欄に譲受人の会員番号、氏名を記入し捺印してください。
- (4) 母牛が無登録の場合は、「本牛同時移動」の申込みを行わずに譲受人が血統登録を申込むことができます。
- (5) 譲受人が自動登録農家の場合は、「本牛同時移動」の申込みを行わずに譲受人が血統登録を申込むことができます。ただし、本牛が出生した農家名義で血統登録しますので、血統登録証明書の移動履歴欄に譲受人の追記が必要な場合は、「本牛同時移動」の申込みが必要です。
- (6) 母牛の移動証明（前所有者⇒本牛が出生した農家への移動）が行われていない場合は、母牛の移動証明申込みも同時にに行ってください。

(7) 購入牛を血統登録する際の母牛移動証明省略の特例措置について（令和5年1月より施行）

農家が無登録の子牛を購入してこれを血統登録申込する際に、母牛が購入元農家において移動証明されていなかった場合は、従来から母牛の移動証明申込みが必要としていました。しかしながら子牛の購入者にとっては、所有していない母牛の移動証明の申込みや料金支払いが困難な場合が多く、やむを得ず母牛を無登録扱いとして子牛を血統登録する事例が多くあったため、令和5年1月以降から特例措置として母牛の移動証明を省略可とします。

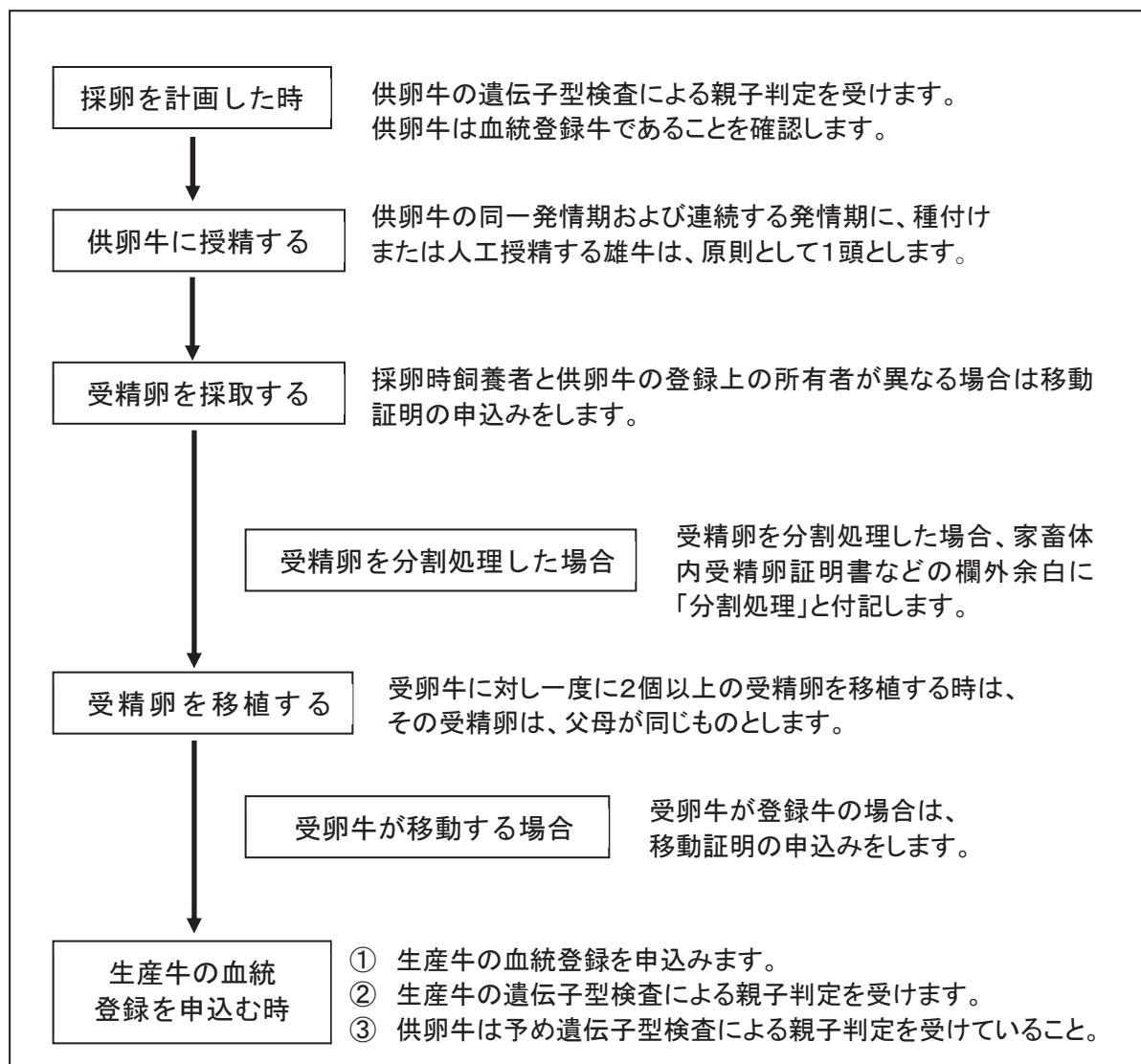
なお、過去にこのような事例で母牛を無登録扱いにしている登録牛については、無料訂正を行いますので、ご希望があれば血統登録証明書の返送をお願いいたします。

（図説）申込者Aが導入した子牛の登録申込の際に、母牛の所有者Bはその母牛を所有者Cから導入していた場合、本来であれば、母牛の所有者Cから所有者Bへの移動証明を行った上で、子牛を分娩した時の所有者Bで登録し、子牛を所有者Bから申込者Aへの移動証明を行うこととなる。



10) 受精卵移植による生産牛の血統登録申込みについて

(1) 受精卵移植による生産牛（以下、ET生産牛）の登録までの手順



(2) ET生産牛の登録に必要な書類

① 国内産の受精卵の移植による生産牛の場合

- 血統登録申込書
 - 申込牛の遺伝子型検査申込書（既に遺伝子型検査による親子判定を受けている場合は省略できる）
 - 供卵牛の遺伝子型検査申込書（同上）
 - 体内（外）受精卵移植証明書
 - 家畜体内（外）受精卵証明書または体内（外）受精卵採取に関する証明書
- ※「体内受精卵を採取した雌畜欄」または「卵巣を採取した雌畜欄」の名号や登録番号が空欄で、供卵牛の品種が特定できない場合はET生産牛の血統登録はできません。

② 輸入受精卵の移植による生産牛の場合

- 血統登録申込書
- 申込牛の遺伝子型検査申込書（上記①の国内産と同じ）

- c. 輸入受精卵に係る証明書(農林水産省の指定機関が交付した原本。下記の見本参照)
- d. 体内(外)受精卵移植証明書(上記①の国内産と同じ様式)
- e. 輸入受精卵の父牛並びに母牛に関する遺伝子型証明書
(DNA Genotype Certificate or Bloodtype Certificate:当該国登録団体の交付) [注]
- f. 輸入受精卵の父牛並びに母牛に関する血統能力証明書
(Extended Pedigree: 当該国登録団体の交付) [注]

- ③ 胎内輸入受精卵(海外で受精卵移植し妊娠した状態で輸入した牛の産子)の場合
- a. 血統登録申込書
 - b. 申込牛の遺伝子型検査申込書(上記①の国内産と同じ)
 - c. 当該国登録団体の発行する、受精卵移植証明書に相当する証明書
 - d. 生産牛の父牛並びに母牛に関する遺伝子型証明書(当該国登録団体の交付) [注]
 - e. 生産牛の父牛並びに母牛に関する血統能力証明書(当該国登録団体の交付) [注]

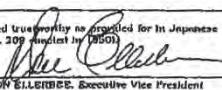
[注] (支部・承認団体事務担当者へのお願い)

海外牛の遺伝子型証明書や血統能力証明書は当協会で取り寄せますが、場合によっては支部・承認団体に照会することができますのでご承知おきください。

※ 輸入受精卵に係る証明書見本

<カナダ>

IMPORT CERTIFICATE FOR BOVINE EMBRYO TO JAPAN	
ISSUE NO: 1821 EMBRYO IDENTIFICATION 14 DT E1479OCANF8851977 (Elegance) x CANF 8851977 (Galaxy) 05AP27	ISSUE DATE: November 15, 2005 COUNTRY EXPORTED: CANADA
DONOR BULL GRADE 1	
NAME Braedale Goldwyn	
SPECIES & BREED Bovine - Holstein	
REGISTRY ORGANIZATION & REGISTRATION NO. Holstein Association of Canada CANIM 10705608	
GENETIC DEFECTS & REPRODUCTIVE DISORDERS NONE	
DONOR COW NAME Bud	
SPECIES & BREED Bovine - Holstein	
REGISTRY ORGANIZATION & REGISTRATION NO. Holstein Association of Canada CANF 8851877	
GENETIC DEFECTS NONE	
MATED OR INSEMINATED DATE 05 AP 20	
DATE OF EMBRYO COLLECTION 05 A	
NAME & ADDRESS BREEDER OF DONOR COW Velthuis 3554 5th Line Osgoode, Ontario Canada K0A 2W0	
QUALIFICATION, NAME & ADDRESS OF PERSON(S) COLLECTION / PROCESSING EMBRYO Dr. Luc Beemer Embrun Veterinary Clinic 651 Notre Dame Embrun, Ontario Canada K0A 1W1	
NAME & ADDRESS FACILITY COLLECTING / PROCESSING EMBRYO Velthuis Farms 3554 5th Line Rd. Osgoode, Ontario Canada K0A 2W0	
METHOD OF EMBRYO COLLECTING & PROCESSING ACCEPTABLE	
CERTIFIED ABOVE AS CONFIRMED AND/OR AS BELIEVED TRUSTWORTHY AS PROVIDED FOR IN THE JAPANESE LAW FOR IMPROVEMENT OF INCREASED PRODUCTION OF LIVESTOCK (LAW NO. 209 ENACTED IN 1950) BY: Canadian Livestock Genetics Association Suite 172, 5420 Highway 6N, R.R. #5 Guelph, Ontario, Canada N1H 6J2 Rick McDonald, Executive Director	

CITTA BOVINE EMBRYO IMPORT CERTIFICATE FOR JAPAN	
CERTIFICATE NO. 440374 ISSUE DATE 3-16-77	
PART I - COLLECTION INFORMATION	
Name of Exporter: United States of America Embryos as defined were collected and processed by: Accredited Veterinarian Collecting/Processing Embryos:	
JAMES R. WEBB 1319 S. PRAIRIE FLOWER ROAD TURLOCK, CALIFORNIA 95380	B. Title: Veterinarian State, Country, Zip:
Collector's Facility: A. Name: CHI TRAN WEST, INC. B. Address: 323 LANDEN AVENUE C. City, State, Country, Zip: TURLOCK, CALIFORNIA	State of Accreditation: CALIFORNIA Accredited Number: 6320
Embryo collection and processing were performed: Method of embryo collecting and processing (check all that apply): WITH EM CON FILTER, 10 ADDITIONAL RINGS WITH PBS GLYCEROL, RECOMMENDED STANDARD THAW AND REHYDRATION	
Cause Number: 659201333 Straw number included from the donor cattle in this shipment: Embryo identification on straw: 1. IETS Code: E692 2. Breed: HO 3. Donor Reg. Number: 13527449 4. Sire Reg. Number: 2027062 5. Date of Collection: 19NOV	
PART II - GENETIC INFORMATION	
Donor Females: Breeds: HOLSTEIN Name of Donor: SCHOCK PANSY LEVI Owner of Donor: BEAU SCHOCK Address of Owner: 622 S. CAMINO REAL NORTH Any known genetic defects or reproductive disorders as reported by official protocol, Section 3, Part (2).: NONE	Breed Association: HOLSTEIN ASSOCIATION Address: 1 HOLSTEIN PLACE, BRATTLEBORO, VT 05301 I.D. Codes: 7H3340 Registration Number: 2027062 MAAB Grade of Sire: OUTSTANDING
Sire Reg. Number 父牛登録番号	
Date of Donor Insemination: 11-12-93 Donor Service Sire: DEDDIE Dread Association: HOLSTEIN ASSOCIATION Address: 1 HOLSTEIN PLACE, BRATTLEBORO, VT 05301 Name of Service Sire: THE CHOICE OF MARK ADAM - ET I.D. Codes: 7H3340 Registration Number: 2027062 MAAB Grade of Sire: OUTSTANDING	
Sire used for this donor meeting qualities for export to Japan: IEE Any known genetic defects or reproductive disorders as reported by Herdbook or Breed Association, as referred to in the official protocol, Section 3, Part (2), (H and I).: NONE	
Accredited Veterinarian Name: JAMES R. WEBB, D.V.M. Address: 1319 S. PRAIRIE FLOWER ROAD City, State, County, Zip: TURLOCK, CALIFORNIA 95380 Signature:  The above information is certified as confirmed and/or as believed trustworthy as provided for in Japanese law Improvement and increased Production of Livestock (Law No. 209 enacted in 1950). Signed: DON ELLERBEE, Executive Vice President American Embryo Transfer Assn. (AETA) 2727 West 2nd St. - P.O. Box 2118 Minneapolis, MN 55402 USA	

(3) 遺伝子型検査による親子判定

- ① E T 生産牛は遺伝子型検査による親子判定が必要です。
- ② E T 生産牛の母牛(供卵牛)についても遺伝子型検査による親子判定が必要です。
 - a. 供卵牛が遺伝子型検査を受けていない場合は、申込みを行ってください。
供卵牛が遺伝子型検査済みか否かは、当協会 Web の **情報** → **情報一覧** → **遺伝子型検査情報** をクリックして確認できます。[59 ページの「遺伝子型検査について」参照]
 - b. 供卵牛が遺伝子型検査を受ける場合は、検査の種類「14. 供卵牛」または「24. 親子判定(一般)」を○で囲んでください。
 - c. 供卵牛の母牛(母方祖母牛)が死亡などで検査試料の採取が不可能であっても、供卵牛の遺伝子型検査は必要です。その場合は、遺伝子型検査申込書に「母死亡」など付記してください。
 - d. 供卵牛が海外牛の場合は、海外での遺伝子型検査を受けて親子判定済みであることを確認してください。遺伝子型検査を実施していないものは直ちに遺伝子型検査の申込みをしてください。
 - e. 供卵牛が親子判定で否定の結果となった場合、再検査で肯定の結果を得て登録内容の更正が完了するまで、E T 生産牛の登録は保留となります。
 - f. 供卵牛が遺伝子型検査をせずに死亡した場合は、その産子はE T 生産牛として登録できないことがあります。これを未然に防ぐために、供卵牛は採卵する前に、遺伝子型検査を受けておいてください。やむを得ず血統登録する場合は、AI 牛として母牛無登録で登録しますので以下のように申込をお願いします。
 - ・血統登録申込書に「供卵牛未検査のためAIとして登録」と記入してください。
 - ・移植証明書および受精卵証明書の提出が必要です。
 - ・本牛の遺伝子型検査による親子判定は不要です。
 - ・料金は個別登録料金（超過料金の場合あり）です。ET 事務料は不要です。

（支部・承認団体事務担当者へのお願い）

地方ターミナルシステムでは「ET」にチェックを入れずに入力してください。自動登録農家の申込みの場合は登録料金が変更となりますので、総括表に「支部受付番号〇〇は 1111→1101」、もしくは超過料金の場合は「支部受付番号〇〇は 1111→1102」と記入してください。

1 1) 輸入雌牛およびその子孫の登録取扱いについて

海外から輸入した雌牛（以下、輸入雌牛）を日本国内で血統登録する場合の条件は以下のとおりです。血統登録申込の際には、32 ページの概略図を参照してください。

【輸入雌牛の血統登録の条件】

- ・当協会承認の外国登録団体で血統登録されていること（次ページ参考）
- ・血統濃度が 47%以上であること（海外で計算された血統濃度は対象外）
- ・品種の毛色、特徴を有すること
- ・生年月日が明らかであること
- ・遺伝的不良形質がないこと

(参考) 承認外国登録団体

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ・アメリカホルスタイン協会 | ・ニュージーランドホルスタインフリージアン協会 |
| ・カナダホルスタイン協会 | ・オーストラリアホルスタインフリージアン協会 |
| ・オランダ王立乳牛組合 | ・フランスホルスタイン協会 |
| ・イギリスホルスタイン協会 | ・イタリアホルスタインフリージアン協会 |
| ・ドイツホルスタイン協会 | ・欧州ホルスタイン連合(EHRC)加入国の登録団体 |

(1) 輸入雌牛が承認外国登録団体で血統登録されている場合

① 輸入雌牛を国内で血統登録するときは、次の書類を整備して血統登録の申込みをしてください。なお、この牛が種畜として無税扱い（農林水産省担当課より報告があったもの）で輸入された場合は、血統登録が義務付けられています。

[輸入雌牛の血統登録に必要な申込書類]

- ・血統登録申込書（申込者は日本国内における最初の所有者）
- ・承認外国登録団体が発行した血統登録証明書の原本
- ・承認外国登録団体が発行した血統能力証明書の原本

② 輸入雌牛を国内で血統登録した場合の娘牛の血統登録について

a. 胎内輸入精液による娘牛

輸入雌牛が海外でホルスタイン登録雄牛（血統濃度 93%以上）を授精して、輸入後に生まれた娘牛（胎内輸入精液による生産牛）は血統登録を申込むことができます。

[必要な申込書類]

- i. 血統登録申込書
- ii. 承認外国登録団体発行の授精証明書の原本

b. 国内で授精して生まれた娘牛

輸入雌牛が国内でホルスタイン登録雄牛（血統濃度 93%以上）を授精して、生まれた娘牛は血統登録を申込むことができます。

[必要な申込書類]

- i. 血統登録申込書
- ii. 授精証明書の原本

※上記 a. b.において、授精した種雄牛の血統濃度が 93%未満の場合、生まれた娘牛は血統登録できませんが、孫娘牛からは血統登録を申込むことができます。

③ 輸入雌牛を国内で血統登録しない場合の娘牛の登録について

輸入雌牛が血統登録の条件を備えていても、農家の判断において国内で血統登録しない場合、その輸入雌牛にホルスタイン登録雄牛（血統濃度 93%以上）を授精して生まれた娘牛は血統登録できます。

[必要な申込書類]

- i. 血統登録申込書
- ii. 承認外国登録団体が発行した輸入雌牛の血統登録証明書の原本（写し可）
- iii. 授精証明書の原本（娘牛が胎内輸入精液による生産牛の場合は、承認外国登録団体発行の授精証明書の原本）

④ 輸入雌牛の血統濃度が 47%未満の場合は、輸入雌牛本牛は国内で血統登録でき

ませんが、ホルスタイン登録雄牛（血統濃度 93%以上）を授精して生まれた娘牛は血統登録を申込むことができます。この場合の娘牛の血統登録に必要な書類は前記③と同様です。

(2) 輸入雌牛が承認外国登録団体で血統登録されていない場合

輸入雌牛とその娘牛は国内で血統登録できませんが、孫娘牛からは血統登録を申込むことができます。その際の必要な申込書類は以下のとおりです。

[必要な申込書類]

- i. 血統登録申込書 ii. 授精証明書の原本 iii. 母方祖父牛の品種が確認できる授精証明書(海外発行物を含む) や繁殖台帳等の写し

※ 外国における授精証明書の見本

母牛名号	アメリカ見本 CERTIFICATE OF SERVICE or Identification of Embryo	母牛登録番号
父牛名号	GREENCO-WIS ENCURE CLO & ESE No. 15363141 Howcrest Aristides No. 2116464	
授精年月日	Date of Service 9-18-95 Or was used the above bull from GREENCO-WIS	Bred Artificially? Yes <input checked="" type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/>
	(See Directions)	Date of Embryo Transfer to
		父牛登録番号

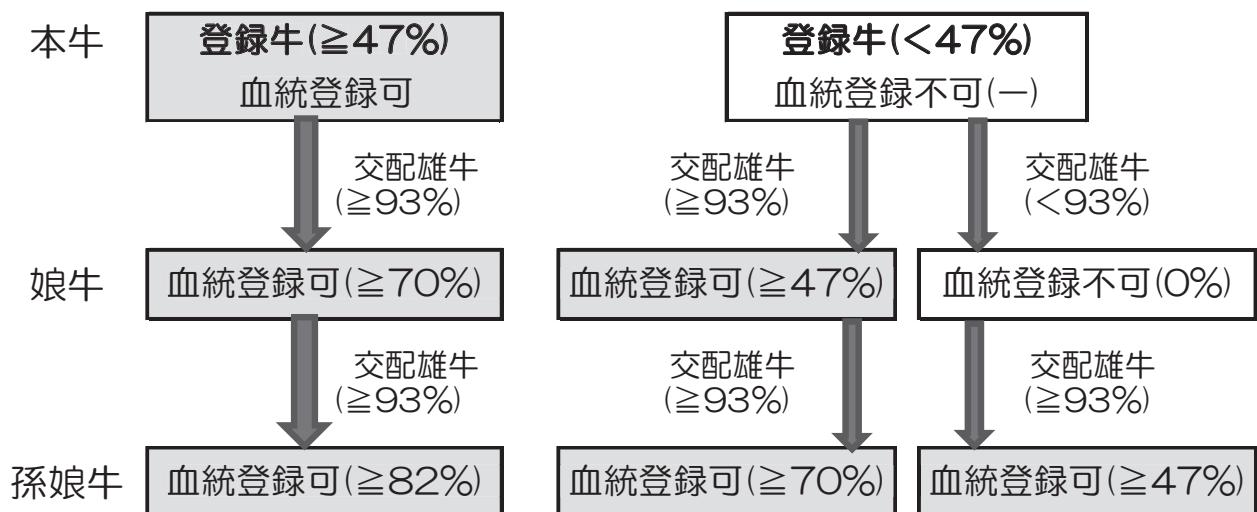
授精の種類	カナダ見本 HOLSTEIN ASSOCIATION OF CANADA BOX 610, BRANTFORD, ONTARIO, N3T 5R4 (519)756-8300	母牛登録番号
	650	JAN 15
	This Record of Service is provided as a convenience and should be included with the application for registration of the female. This Record of Service is provided as a convenience and should be included with the application for registration of the female.	
	父牛登録番号 CAN F 6131889	授精年月日 または放牧期間
	Service Sire Géniteur HANOVERHILL LIEUTENANT 400665	1995 AUG 16

母牛名号	オーストラリア見本 VENDOR'S CERTIFICATE OF INSEMINATION/SERVICE This is to certify that	母牛登録番号
父牛名号	Holstein Female: TLG GMC318 477 (animal name) Artificially inseminated / paddeck-mated with COOMBOONA SME MANNER (sire name)	父牛登録番号 2050929 (herdbook no.) 1887881 (herdbook no.)
授精年月日 または放牧期間	On/from: 25/05/2018 Name of Vendor: Total Livestock Genetics According to the details supplied by the Holstein-Friesian Association the offspring from this mating will be eligible for registration	Signed: 繁殖者または 授精師の署名
	Date: 5 October 2018 證明年月日	繁殖者住所 THE HOLSTEIN-FRIESIAN ASSOCIATION 5 Ring Road, Bundoora, Victoria 3083 Australia Post Telephone: (03) 9835 7600 Email: enquiry@holstein.org.au Website: http://www.holstein.com.au ABN 87 455 118 302 REG NO. A144883U

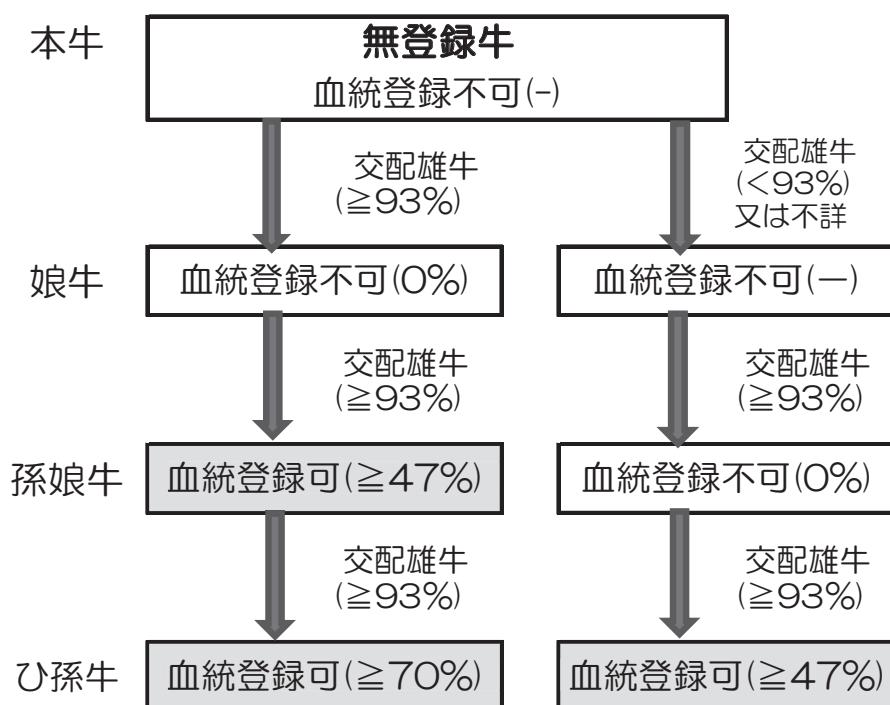
輸入雌牛及びその子孫牛の登録取扱い【概略図】

※括弧内は日本国内で計算された血統濃度

1. 輸入雌牛が承認外国登録団体で血統登録されている場合



2. 輸入雌牛が承認外国登録団体で血統登録されていない場合



1 2) 雄牛の血統登録申込みについて

雄牛の血統登録は例数が少ないですが、雌牛とは登録できる条件と個体確認の方法が異なりますのでご注意ください。雄牛の個体確認は斑紋で行い、登録番号は当協会が管理する5桁の番号となります。ただし、令和元年10月1日以降の血統登録では個体識別番号の10桁を登録番号とし、5桁の番号は授精用略番号として当協会が管理します。また、申込みに当たり必要な書類は次の3点となります。

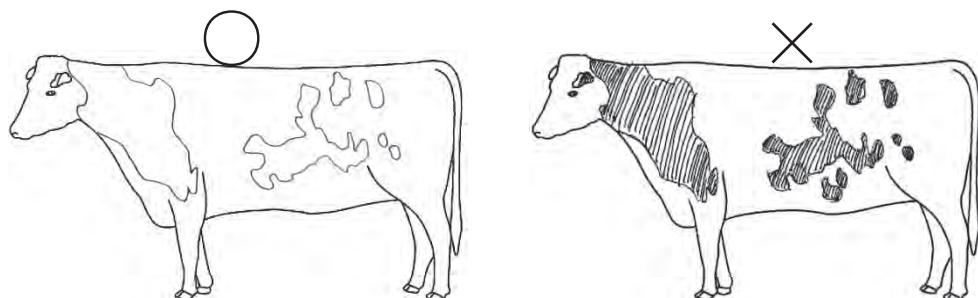
(1) 血統登録申込書

雌牛の血統登録申込みに準じて必要事項を記入するとともに、必ず斑紋(左側または左右両面)を見取図に記入してください。従って、見取図内には斑紋以外のこと記入しないでください。

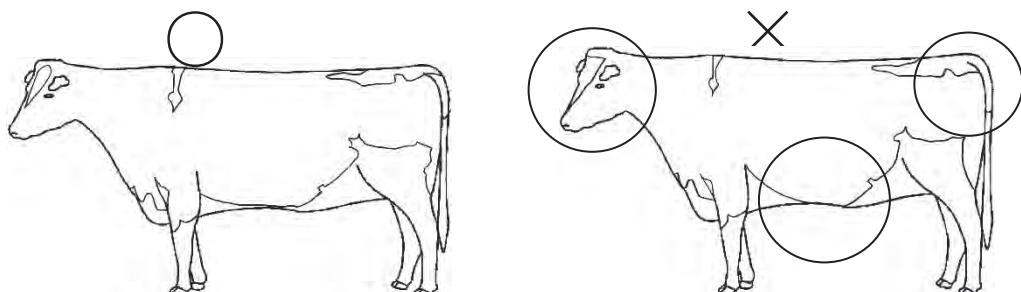
なお、写真の貼付により斑紋の記入が省略できます。この場合、牛体が汚れていないかを確認し、背景に注意して、斑紋が鮮明に分かるように撮影してください。

【斑紋見取図に手書きする場合】

①塗りつぶさない。



②顔は正面図を記入するとともに、下顎、咽頭は腹部と同じように、黒で左右に繋がっていない時はそれが明らかになるように作成する。



【写真の場合】

- ①申込牛の体が糞尿や泥などで汚れていないこと。
- ②写真の牛が小さすぎたり、はみだしたりしないこと。
- ③額、四肢蹄冠部、腹、尾房、個体識別事業の耳標が確認できるように撮影する。
- ④申込牛の斑紋が鮮明に映るよう背景や場所に注意する。



※注意！次の例は、再撮影が必要となります。

右後肢蹄冠部が見えない



尾房が見えない



耳標未装着



(2) 申込雄牛における遺伝子型検査申込書

- ① 雄牛の遺伝子型検査による親子判定が必要です。
- ② 雄牛の血統登録には、遺伝的不良形質 B L A D (牛白血球粘着不全症)、C V M (脊椎形成不全症)、ブラキスピaina (牛短脊椎症)、C D (牛コレステロール代謝異常症) のキャリア牛か否かの遺伝子型検査を義務付けています。[59 ページの「遺伝子型検査について」参照]

(3) 申込雄牛の母牛における遺伝子型検査申込書

- ① 申込雄牛の母牛についても、遺伝子型検査による親子判定が必要です。
- ② 母牛が遺伝子型検査を受けていない場合は、申込みを行ってください。
母牛が遺伝子型検査済みか否かは、当協会 Web の [情報](#) → [情報一覧](#) → [遺伝子型検査情報](#) をクリックして確認できます (63 ページの「試料番号について」参照)。
- ③ 母牛が遺伝子型検査を受ける場合は、検査の種類「14. 供卵牛」または「24. 親子判定(一般)」を○で囲んでください。
- ④ 母の母牛(母方祖母牛)が死亡などで検査試料の採取が不可能であっても、母牛の遺伝子型検査は必要です。その場合は、遺伝子型検査申込書に「母死亡」など付記してください。
- ⑤ 母牛が海外牛の場合は、海外での遺伝子型検査を受けて親子判定済みであることを確認してください。遺伝子型検査を実施していないものは直ちに遺伝子型検査の申込みをしてください。

1 3) 交雑種2代（F 2）の血統登録について

他品種との交雑牛の血統登録については、ホルスタイン種牛登録取扱手続により以下のように定めておりますので、該当牛の血統登録申込の際にはご対応願います。

(1) 和牛との交雑種は子孫に渡って血統登録できません。

例) 和牛の父 × ホルの母

⇒子牛およびその子孫牛は登録不可

(2) 乳用種同士の乳用交雑種1代目（F 1）は血統登録できません。

例) ホルの父 × ジャージーの母

⇒子牛は登録不可

(3) 乳用交雑種（F 1）と純粹種による交雑種2代目（F 2）は、以下①～③の条件を満たしていれば血統登録できます。

例) ホルの父 × 乳用交雑種F 1母(ホル父×ジャ母)

⇒子牛は条件満たせば登録可

① 本牛および母牛の生年月日が明らかであること

⇒当協会で個体識別情報や申込書の内容から確認します。

② 本牛および母牛がその品種の毛色特徴を備えていて異常斑紋がないこと

⇒現畜を確認の上、申込書や事故回答に記入してください。

③ 母牛（= F 1）の両親のいずれかが本牛の品種と同じであること

⇒祖母牛の授精証明書や繁殖台帳などを添付してください。

6. 移動証明について

移動証明は登録牛の所有者を明らかにする重要なものですので、登録牛を導入した時は速やかに移動証明の申込みを行ってください。その際は、家畜改良センターへの異動報告(転出、転入)がされているか確認願います。

1) 必要書類

(1) 血統登録牛移動証明申込書[40ページの様式と記入例]

※場合別に当協会 Web の各種申込書に掲載していますのでご利用ください。

(1頭毎の申込様式)

- ・移動証明申込書
- ・同一家族間および個人から会社等への移動証明申込書

(複数頭の申込様式)

- ・血統登録牛一括移動証明申込書および牛の一覧表
- ・同一家族間および個人から会社等への血統登録牛一括移動証明申込書および牛の一覧表
- ・血統登録牛一括移動証明申込書(貸付または管理委託牛一覧含む)

[注意] 複数の譲渡人から同じ譲受人へ複数頭の移動証明を申込む場合、「血統登録牛一括移動証明申込書および移動証明申込牛一覧表」をご利用ください。ただし、家族間移動ではないため通常料金となります。

(2) 移動する登録牛の血統登録証明書

① 死亡により血統登録証明書がない牛は、次により添付を省略できます。この場合、当協会では原簿(データ)上の移動証明を行い、血統登録証明書は発行しませんのでご了承ください。

- ・家畜改良センターへ死亡(屠畜)報告されていること。
- ・譲受人で飼養していたことを証明できるもの(家畜改良センターへの死亡報告、牛群検定データなど)を添付すること。

② 申込牛の血統登録証明書を過去に再交付している場合は、血統登録証明書の左下に再交付と記載のあるものを添付してください。再交付前の血統登録証明書が添付されている場合は事故照会を行います(再交付前の血統登録証明書は無効の取扱いとなります)。

2) 申込者と移動年月日

(1) 申込者について

譲渡人または譲受人のどちらからでも申込みができます。

(2) 移動年月日について

個体識別情報に報告されている申込牛の譲受人への転入日が移動年月日となります。移動証明申込書には、個体識別情報の転入日を記入してください。

3) 家族間移動

同一家族内で所有者を変更する場合も移動証明が必要です。この場合、移動証明料

金は割引対象となりますので、申込書の欄外余白に「家族間移動」と明記してください。なお、「家族間移動」と明記された申込書様式を当協会 Web の各種申込書に掲載していますのでご利用ください。

(1) 移動年月日について

- ① 申込牛の生年月日の翌日が移動年月日となります。
 - ② 移動年月日を会社設立日等に設定している場合は、その移動年月日を記入の上、「移動年月日設定済み」等を申込書に付記してください。
 - ③ 次の場合は、移動年月日を当協会で変更しますのでご了承ください。
 - a. 申込牛の娘牛が譲渡人名義で登録済みの場合 ⇒ その娘牛の生年月日の翌日
 - b. 他の家族会員に移動証明済みの場合 ⇒ その証明済み移動年月日の翌日
- (2) 家畜改良センターへの異動報告(転出、転入)については、同一家族内の名義変更の場合は牛の実際の異動がないため不要です。

(3) 譲渡人名義で登録済みの子牛について

子牛の血統登録証明日から 6 カ月以内であれば、子牛の所有者を無料訂正（譲渡人→譲受人）します。その際は、付箋等で「所有者訂正」と分かるよう子牛の血統登録証明書を、移動証明申込牛（母牛）の申込書に添付して送付してください。
なお、母牛の移動証明申込は有料ですのでご注意ください。

(支部・承認団体事務担当者へお願い)

- [注1] 家族間移動申込みを地方ターミナルシステムで入力する際は、区分1の「生前」を選択してください。申込種別コード「3102」(移動証明規定料金の半額)が設定されます。
- [注2] 審査、牛群検定の代表者が家族間で変更となる場合は、会員変更届の牛群検定農家コードと審査・検定代表者並びに必要事項を記載して当協会まで送付(FAX)してください。

4) 注意事項

(1) 移動証明申込みの際には、血統登録証明書に添付されている牛群検定記録等の他の書類を外してください。

(2) 自動登録農家から移動証明の申込みがあった場合は、血統登録証明書の移動証明追記を希望しているとみなして移動証明を行いますのでご承知おきください。

※ 自動登録では登録牛の導入や同一家族間での名義変更の場合に、原簿（データ）上で所有者を変更できますので、移動証明申込みは不要です。しかし、血統登録証明書に所有者の追記を希望する場合は、移動証明申込み（有料）が必要です。

(3) 申込牛が複数の飼養者を経由して申込者へ移動している場合、中間の飼養者が「牛個体識別全国データベースの情報利用同意書」を提出済みであれば、申込者からの申込み（料金 1 件分）だけで、中間の飼養者の移動証明も行います。

この場合、家畜改良センターの異動履歴を参照し、直近の移動経路（最大 3 行分）を印字した血統登録証明書を発行します。

(4) 上記(3)の際、中間の飼養者に預託や育成牧場があれば印字していますが、印字を希望しない場合には当協会事業部登録課までご連絡ください。

5) 管理委託牛・貸付牛について

(1) 管理委託牛

- ① 登録牛の所有者が他の人に管理を委託する場合は、予め所有者から「登録牛管理委託届」(当協会 Web の各種申込書に掲載)を提出してください。
- ② 管理委託牛の委託期間に出生した子牛は、所有者名義で血統登録します。なお、子牛を所有者名義で血統登録した後、子牛の名義を変更(所有者→管理者)する場合は、次のいずれかの申込み手続きが必要です。
 - a. 子牛の血統登録証明書の所有者欄を管理者に変更する場合
⇒母牛の移動証明申込みおよび子牛の更正申込み
※母牛の移動証明後(所有者→管理者)、子牛の血統登録証明書の所有者欄を管理者に更正します。
 - b. 子牛の血統登録証明書の所有者欄は変更せず、移動履歴欄に管理者氏名を追記する場合
⇒子牛の移動証明申込み(所有者→管理者)
- ③ 多頭数を一括で管理委託する場合は、委託する登録牛の名号、登録番号、所有者氏名、管理者氏名、管理委託期間等を一覧表にして提出してください。
- ④ 管理者の変更があった場合は、「登録牛管理変更届」(当協会 Web の各種申込書に掲載)を提出してください。
- ⑤ 管理委託する牛が所有者に移動証明されていない場合は、委託する牛の移動証明の申込みを行ってください。その際、登録牛管理委託届が未提出であれば、移動証明申込書に添付してください。

なお、多頭数の場合は、登録牛管理委託届兼用の申込書様式「血統登録牛一括移動証明申込書(貸付または管理委託牛一覧含む)」(当協会 Web の各種申込書に掲載)をご利用ください。

(2) 貸付牛

- ① 都府県市町村・農業協同組合等の助成に基づく貸付事業による貸付牛は、予め「貸付牛とその貸付対象者等の一覧表」を提出してください。この場合、貸付期間に出生した子牛は、貸付対象者名義で登録します。
- ② 貸付牛の所有者が貸付事業団体に移動証明されていない場合は、貸付牛の移動証明の申込みを行ってください。その際、「貸付牛とその貸付対象者等の一覧表」が未提出であれば、移動証明申込書に添付してください。
- ③ 貸付期間満了後は、貸付対象者への移動証明申込みを行ってください。

6) シンジケート所有牛について

- (1) シンジケート（複数の会員から構成される所有者団体）で所有している牛は、シンジケート名義への移動証明申込みを行ってください。
- (2) シンジケート所有牛の子牛は、シンジケート名義で血統登録します。なお、子牛をシンジケート名義で血統登録した後、子牛の名義を変更（シンジケート→実際の飼養者）する場合は、次のいずれかの申込み手続きが必要です。
 - ① 子牛の血統登録証明書の所有者欄を変更する場合
⇒母牛の移動証明申込みおよび子牛の更正申込み
※母牛の移動証明後（シンジケート→実際の飼養者）、子牛の血統登録証明書の所有者欄を実際の飼養者に更正します。
 - ② 子牛の血統登録証明書の所有者欄は変更せず、移動履歴欄に実際の飼養者氏名を追記する場合
⇒子牛の移動証明申込み（シンジケート→実際の飼養者）
- (3) シンジケート所有牛の実際の飼養者が自動登録農家の場合、その子牛はシンジケート名義で自動登録しますので、子牛の個別登録申込みは不要です。また、その際の登録料金は自動登録料金となります。
なお、子牛を実際の飼養者名義にしたい場合は、母牛の原簿（データ）上の所有者変更（シンジケート→実際の飼養者）を無料で行いますので当協会へご連絡ください。

移動証明申込書様式と記入例 (記入の際には、申込書欄外の注意事項をご確認ください。)

血統登録牛移動証明申込書

《記入例》

血統登録牛移動証明申込書

(一社)日本ホルスタイン登録協会長殿

申込年月日	2 0 1 年 7 0 3 0 1 日	再交付・更正・書換・本牛同時・娘牛同時・家族間移動		← 該当する項目に○印をつけてください。								
申込牛	雌	個体識別番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 生年月日	2 0 1 5 0 4 0 1 年 月 日								
	名号	ナカノファーム トレジヤー スイス										
血統	父	No.	名号									
	母	No.	名号									
申込みが再交付・更正・書換を同時に申込む場合のみ記入してください。												
登録査 委員会 員認	コード	3 6 0 5 9 9	譲渡人	氏名	本町 四郎							
			譲渡(受)年月日	2 0 1 7 年 2 月 1 日	← 譲渡(受)年月日は所有者が変わった期日とします。なお、個体識別センタへの異動報告の期日と相違する場合は附記してください。							
団体受付番号	会員番号	3 6 0 9 0 0 0 1 1 2	受取人	氏名	東京							
					← 会員番号は必ず記入してください。							
			(フリガナ)	ナカノタロウ								
			(漢字)	中野 太郎								
申込者氏名(譲渡人または譲受人)												
登録規程に基づき、上記の通り記載し、申込みます。												
中野 太郎												

(注) 太線のところは必ず記入してください。

※ 今般の申込みにより収集した個人情報については、本会の個人情報保護方針に基づき取り扱いいたします。

同一家族内で所有者を変更する場合は、「家族間移動」を○で囲むか、申込書左上に「家族間移動」と記入してください

複数頭の申込み（譲受人が同じ場合のみ）には血統登録牛一括移動証明申込書が便利です。（通常料金）

血統登録牛一括移動証明申込書

一般社団法人 日本ホルスタイン登録協会長殿

申込年月日	2 0 1 2 年 4 月 1 日	申込種別		← 該当する項目に○印をつけてください。		
譲受人	会員番号	3 6 0 9 0 0 0 1 1 2				
	住所	東京 市・都・県 中野区本町4-38-13				
	フリガナ	中野 太郎				
	氏名	中野 太郎				
登録査員コード	3 6 0 5 9 9 9 申込者	大野 次郎				
申込者	氏名	中野 太郎				
団体受付番号		申込年月日		頭数		
				合計		10 頭

注1)太線のところは必ず記入して下さい。
注2)「移動証明申込牛一覧表」とともに提出して下さい。
注3)申込牛の血統登録証明書を添付して下さい。

移動証明申込牛一覧表											
登録番号				名前				生年月日			
3 4 5 6 7 8 0 1	ナカノファーム エモーション スイス			2020 4 1	2021 4 1			年 月 日	年 月 日		
3 4 5 6 7 2	ナカノファーム トレジヤー リリー			2020 5 5	2021 3 15			年 月 日	年 月 日		
2100003	1 2 3 4 5 8 9 0 1 3	ナカノファーム エモーション メアリー			2020 8 20	2021 4 16			年 月 日	年 月 日	
2100004	1 2 3 4 5 3 4 5 6 4	ナカノファーム スパークリング ルル			2019 11 25	2020 1 20			年 月 日	年 月 日	
2100005	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5	ナカノファーム トレジヤー ジョー			2020 1 5	2021 1 31			年 月 日	年 月 日	
2100006	1 2 3 4 5 2 2 3 5 6	ナカノファーム ミミ バイバー			2019 5 15	2021 2 8			年 月 日	年 月 日	
2100007	1 2 3 4 5 6 7 8 6 7	ナカノファーム エモーション ホワイト			2020 6 6	2021 4 9			年 月 日	年 月 日	
2100008	1 2 3 4 5 5 7 2 7 8	ナカノファーム フラズルド マリー			2020 9 4	2021 2 22			年 月 日	年 月 日	
2100009	1 2 3 4 5 4 7 8 2 9	ナカノファーム スネーク ニコール			2019 12 6	2021 1 12			年 月 日	年 月 日	
2100010	1 2 3 4 5 1 7 0 9 0	ナカノファーム ジョーハナ エラ			2020 1 23	2021 3 12			年 月 日	年 月 日	
									年 月 日	年 月 日	
									年 月 日	年 月 日	
									年 月 日	年 月 日	
									年 月 日	年 月 日	

注1)太線のところは必ず記入して下さい。
注2)「血統登録牛一括移動証明申込書」とともに提出して下さい。
注3)申込牛の血統登録証明書を添付して下さい。
注4)印押は、支部・支部団体にて必ず記入して下さい。

7. 再交付・更正・書換について

1) 再交付

血統登録証明書を紛失または焼失した場合、再交付の申込みをすれば新しい血統登録証明書を再交付します。

- (1) 申込みの際は血統登録申込書を使い、以下のように記入してください。

 - ① 血統登録申込書の左上の「再交付」を○で囲んでください。
 - ② 再交付の理由を○で囲んでください。紛失・焼失以外のときは理由を付記してください。
 - ③ 個体識別番号を記入してください。
 - ④ 斑紋登録牛の場合は登録番号を記入してください。
 - ⑤ その他必要事項の記入は血統登録申込みと同様です。ただし、申込書左下の授精関係欄の記入は不要です。
 - ⑥ 当協会が必要と認めた場合は、斑紋記入をお願いすることがあります。

(2) 現在の所有者への移動証明がされていないときは、再交付の申込みと同時に移動証明の申込みを行ってください。この場合、再交付の申込者は、譲渡人または譲受人のどちらでも可能です。

また、申込みは血統登録申込書の右側中段の「本牛同時移動申込み」欄を使用してください。

(3) 一旦再交付すると、再交付前の血統登録証明書は無効となります。再交付後に、再交付前の血統登録証明書が見つかった場合は、当協会に返送してください。

(4) 風水害および火災などの災害により血統登録証明書を紛失(焼失)した場合、支部・承認団体長がその旨を証明する書類を添付して一括申込みをすれば、災害発生後6ヵ月以内に限り再交付料金は無料です（登録規程集「被災会員に対する登録業務の取扱要項」参照）。

再交付申込書様式と記入例

2) 更 正

血統登録または移動証明に誤りがあることが判明した場合は、更正の申込みを行ってください。誤りを修正して新しい証明書を交付します。

(1) 申込みの際は血統登録申込書を使い、以下のように記入してください。

- ① 血統登録申込書の左上の「更正」を○で囲んでください。
- ② 更正理由を○で囲んでください。理由欄に該当ない場合は付記してください。
- ③ 個体識別番号を記入してください。
- ④ 斑紋登録牛の場合は登録番号を記入してください。
- ⑤ 血統の更正の際に希望名号を記入する場合は、正しい血統からの単語を用いて命名してください。
- ⑥ その他必要事項の記入は血統登録申込みと同様です。

(2) 母牛、生年月日、移動年月日を変更するなど更正の内容によっては、家畜改良センターへの報告内容を修正することが必要となります。

(3) 更正の内容によって、必要な書類が異なりますので注意してください。

- ① 名号（R E D、O C含む）、住所、氏名の一部、所有者、移動履歴、单子と双子（または三つ子以上）を誤ったものを更正する場合
⇒ 更正申込書、血統登録証明書

- ② 血統(父、母)を更正する場合

⇒ 更正申込書、血統登録証明書、授精証明書または繁殖台帳（いずれも写し可）

※血統（または母）入れ違いの相手牛の有無を確認してください。

相手牛が登録牛の場合は、相手牛の更正申込みを同時にに行ってください。

相手牛が血統登録申込牛の場合は、相手牛の個体識別番号を更正申込書に付記してください。

※血統を更正するにあたり授精証明書や繁殖台帳を添付できない場合は、遺伝子型検査による親子判定を行ってください。

- ③ 生年月日を更正する場合

⇒ 更正申込書、血統登録証明書、生年月日を更正するに至った繁殖台帳などの記録

※血統入れ違いの相手牛の有無を確認してください。

相手牛が登録牛の場合は、相手牛の更正申込みを同時にに行ってください。

相手牛が血統登録申込牛の場合は、申込牛の個体識別番号を更正申込書に付記してください。

※生年月日を更正するに至った記録がない場合は、更正するに至った経緯を申込書の余白に付記してください。

- ④ 斑紋(相手牛が判明した場合に限る)の更正

⇒ 更正申込書、血統登録証明書、相手牛の斑紋を記入した更正申込書、相手牛の血統登録証明書

※受精卵移植を人工授精と誤ったものは、更正ではなく特例的に取消再登録での取り扱いになります。詳しくは45ページの6)「受精卵移植を人工授精と誤って登録したとき」を参照してください。

- (4) 現在の所有者への移動証明がされていないときは、更正の申込みと同時に移動証明の申込みを行ってください。この場合、更正の申込者は、譲渡人または譲受人のどちらでも可能です。
また、申込みは血統登録申込書の右側中段の「本牛同時移動申込み」欄を使用してください。
- (5) 更正を申込む牛の子孫牛が血統登録されている場合、子孫牛についても更正の申込みが必要です。申込みは同時にに行ってください。なお、更正する子孫牛が複数の場合は、一括で申込みをすれば子孫牛の更正料金は1件分になります(当該申込牛の更正料金1件分+複数の子孫牛の更正料金1件分)。2頭目以降の子孫牛の更正申込書の余白に、「複数子孫牛のため更正料金無料」などと明記してください。
- (6) 更正を申込む牛に審査および検定成績証明がある場合、審査および検定成績証明書の訂正(無料)が必要です。審査および検定成績証明書を必要書類に添付して申込みを行ってください。
- (7) 以下の誤りは更正ではなく取消再登録の申込みになります。
- ① 性別の誤り
 - ② 本牛の個体識別番号の誤り(雄牛、他品種、相手が無登録牛のもの)
 - ③ その他当協会が更正できないと認めたもの

更正申込書様式と記入例

血統登録・再交付・更正・替換・取消再登録・本牛同時移動 申込書									
申込年月日	2021年4月1日	備考欄							
個体識別番号	0123456789	出生報告済 <input type="checkbox"/>							
四登録番号 又は外国番号		外国符号							
生年月日	2017年4月1日	アグリオUSA登録番号:カウガCAG オランダID:010-00747-010							
性別	雄・雌	REID OC ET 輸入牛 希少 特別輸入 特許輸入 極端タグ							
名 品	ナカノファーム エモーション スイス								
登録番号	55552	外國 番号							
父名	サンワード スバル - エモーション ET								
母名	ナカノファーム レジーナ スイス								
個体識別番号	1234567890	無登録・登録申込中							
登録番号 又は外国番号		所有者確認済 <input type="checkbox"/>							
名 品	ナカノファーム レジーナ スイス								
登録規程に基づき、上記の通り記載し、申込みます。									
申込者	住所 東京	姓氏 中野 太郎	印						
	会員番号 36-090-0001-11-2		印						
	登録委員番号 360599	姓氏 大野 次郎	印						
精液証明書を添付しない場合は、下欄に記入してください。									
添付用紙									
上記のとおり相違ありません。									
自家授精	精液注入牛生年月日	4月	月	日	精液注入年月日	年	月	日	精液注入効率表住所
									申込者と同一
自家授精	精液注入効率表	印	印	印	印	印	印	印	印
(右側省略)	精液注入効率表	印	印	印	印	印	印	印	印
上記のとおり相違ありません。									
自家授精	獣医師・家畜人工授精師 免許番号	号							
所属団体名									
(右側省略)	獣医師・家畜人工授精師名	印							
※照合番号									
※事故番号(エラー)									
※メモ									

3) 書換

血統登録証明書の破損、汚損が甚だしい場合、書換申込みにより新しい血統登録証明書を交付します。

(1) 申込みの際は血統登録申込書を使い、以下のように記入してください。

- ① 血統登録申込書の左上の「書換」を○で囲んでください。
- ② 書換する理由を○で囲んでください。
- ③ 個体識別番号を記入してください。
- ④ 斑紋登録牛の場合は登録番号を記入してください。

(2) 破損または汚損した血統登録証明書を添付してください。この時、少なくとも登録番号が判明し、当該の血統登録証明書であることが確認できるものとします。

(3) 現在の所有者への移動証明がされていないときは、書換の申込みと同時に移動証明の申込みを行ってください。この場合、書換の申込者は、譲渡人または譲受人のどちらでも可能です。

また、申込みは血統登録申込書の右側中段の「本牛同時移動申込み」欄を使用してください。

4) 再交付・更正・書換の申込みと同時に移動証明を申込む場合について

再交付同時移動や更正同時移動などの申込書は、以下のように記入してください。

なお、譲渡人からでも再交付・更正・書換の申込みは可能です。

申込書																																																																																									
(一社)日本ホルスタイン登録協会長殿 ★畜人工授精用種液証明書貼付(授精証明書添付)、又は雄血統登録・再交付、更正用捺印見取図																																																																																									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 譲渡人(例:中野三郎)からでも 申込み可能です。 </div>																																																																																									
																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">理由</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> 再交付(紛失・焼失) 書換(破損、汚損) 更正(性別、生年月日、名号、ID変更、その他()) 取消再登録(性別:雄→雌・雌→雄、ID変更) </td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: right;"> <small>*ID変更: 個体識別番号(ID)登録済牛向士のID番号相互変更は 「更正」、それ以外は「取消再登録」に印をつけてください。</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">本牛同時移動申込み (血統登録と同時に移動証明する場合のみ使用)</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">移動年月日 2021年 4月 1日</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> 36-090-001-12-3 謙受人 住所 東京都中野区本町4-38-13 氏名 中野 三郎 </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> *照会番号: _____ - _____ - _____ *事故番号(エラー): _____ *メモ </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>										理由										再交付(紛失・焼失) 書換(破損、汚損) 更正(性別、生年月日、名号、ID変更、その他()) 取消再登録(性別:雄→雌・雌→雄、ID変更)										<small>*ID変更: 個体識別番号(ID)登録済牛向士のID番号相互変更は 「更正」、それ以外は「取消再登録」に印をつけてください。</small>										本牛同時移動申込み (血統登録と同時に移動証明する場合のみ使用)										<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">移動年月日 2021年 4月 1日</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> 36-090-001-12-3 謙受人 住所 東京都中野区本町4-38-13 氏名 中野 三郎 </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> *照会番号: _____ - _____ - _____ *事故番号(エラー): _____ *メモ </td> </tr> </table>										移動年月日 2021年 4月 1日										36-090-001-12-3 謙受人 住所 東京都中野区本町4-38-13 氏名 中野 三郎										*照会番号: _____ - _____ - _____ *事故番号(エラー): _____ *メモ									
理由																																																																																									
再交付(紛失・焼失) 書換(破損、汚損) 更正(性別、生年月日、名号、ID変更、その他()) 取消再登録(性別:雄→雌・雌→雄、ID変更)																																																																																									
<small>*ID変更: 個体識別番号(ID)登録済牛向士のID番号相互変更は 「更正」、それ以外は「取消再登録」に印をつけてください。</small>																																																																																									
本牛同時移動申込み (血統登録と同時に移動証明する場合のみ使用)																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">移動年月日 2021年 4月 1日</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> 36-090-001-12-3 謙受人 住所 東京都中野区本町4-38-13 氏名 中野 三郎 </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> *照会番号: _____ - _____ - _____ *事故番号(エラー): _____ *メモ </td> </tr> </table>										移動年月日 2021年 4月 1日										36-090-001-12-3 謙受人 住所 東京都中野区本町4-38-13 氏名 中野 三郎										*照会番号: _____ - _____ - _____ *事故番号(エラー): _____ *メモ																																																											
移動年月日 2021年 4月 1日																																																																																									
36-090-001-12-3 謙受人 住所 東京都中野区本町4-38-13 氏名 中野 三郎																																																																																									
*照会番号: _____ - _____ - _____ *事故番号(エラー): _____ *メモ																																																																																									

| ※今般の申込みにより収集した個人情報については、本会の個人情報保護方針に基づき取り扱います。 | | | | | | | | | |

(支部・承認団体事務担当者へお願い)

[注] 各申込みにつき1つの支部受付番号を付与してください。再交付同時移動の申込みの場合は、「再交付申込み」と「移動証明申込み」のそれぞれの申込みに支部受付番号が必要です。

8. 取消および取消再登録申込みについて

更正できない血統登録の誤りが判明した場合は、血統登録の取消が必要です。また、調査の上、新たに血統登録(取消再登録)することができます。

1) 取消の対象となるものは以下のとおりです。

- (1) 性別の誤り
- (2) 本牛の個体識別番号の誤り(雄牛、他品種、相手が無登録牛のもの)
- (3) その他当協会が更正できないと認めたもの

2) 取消に必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 当該牛の血統登録証明書
- (2) 所有者、登録委員などにより、錯誤の経緯が記入された文書

3) 取消再登録に必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 血統登録申込書（申込書左上の「取消再登録」を○で囲む）
- (2) 授精証明書(血統登録時と異なる場合に限る)
- (3) 当該牛の血統登録証明書
- (4) 所有者、登録委員などにより、錯誤の経緯が記入された文書

4) 取消または取消再登録を申込む牛の子孫牛が血統登録されている場合、子孫牛の更正の申込みが必要です。取消または取消再登録の申込みと同時に子孫牛の更正申込みを行ってください。なお、更正する子孫牛が複数の場合は、一括で申込みをすれば子孫牛の更正料金は1件分になります(当該申込牛の再登録料金1件分+複数の子孫牛の更正料金1件分)。2頭目以降の子孫牛の更正申込書の余白に、「複数子孫牛のため更正料金無料」と明記してください。

5) 取消再登録を申込む牛に審査および検定成績証明がある場合、審査および検定成績証明書の訂正(無料)が必要です。審査および検定成績証明書を必要書類に添付して申込みを行ってください。

6) 受精卵移植(E T)を人工授精と誤って血統登録したときは、遺伝子型検査によりE T生産牛として正しく親子判定された場合に限り、特例的に取消再登録として取り扱います。必要な書類は、血統登録証明書、E T登録のための書類(血統登録申込書、移植証明書、受精卵証明書)です。

なお、再登録申込みが最初の登録日から6カ月以内に届いたものに限り、最初に発生した血統登録料金を特例的に返金しておりますのでご了承ください。

(支部・承認団体事務担当者へお願い)

[注] 地方ターミナルシステムの入力作業は不要です。総括表(なければ申込書)の余白に『取消再登録 AI→ET のため未入力。料金は個別登録料金(1101)(もしくは個別登録超過料金(1102)または輸入受精卵(1105))とET事務料。』と記入してください。

9. 自動登録について

1) 自動登録とは

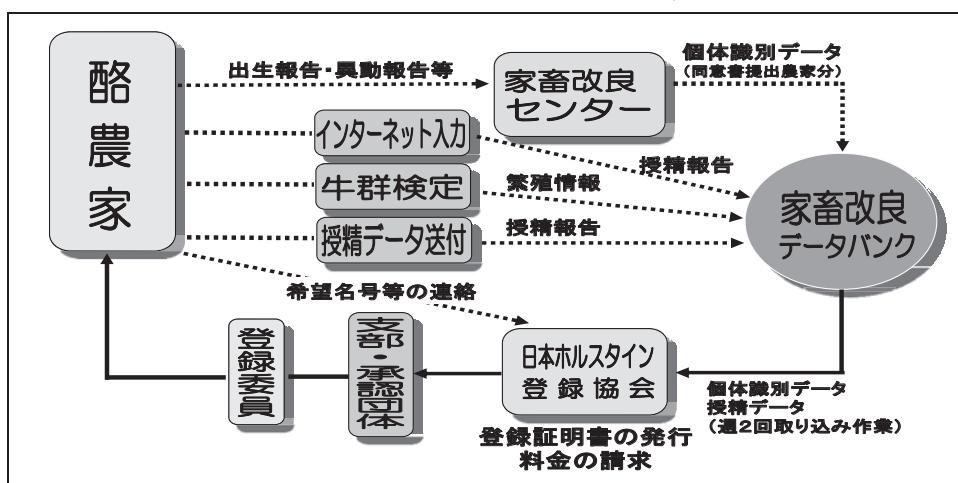
自動登録とは、当協会が家畜改良センターへ出生報告された牛の個体識別データと事前に受領した授精データを用いて、対象牛を自動的に登録するものです。

原則として1頭毎の個別登録申込書が不要で、血統登録証明書は出生報告後およそ10日で発行することができます。

自動登録の実施にあたっては、「自動登録の実施取扱細則」に定められた事項を順守して行うものとします。

(1) 自動登録の仕組み

自動登録実施農家からの「家畜改良センターへの報告」と「授精報告されたデータ」は家畜改良データバンクに集約されます。当協会はそれらを週2回抽出し、登録処理を行って血統登録証明書を発行します。



(2) 自動登録に必要なこと

- ・「牛個体識別全国データベースの情報利用同意書」を提出すること
- ・飼養している乳用種雌牛全頭を登録すること
- ・授精の都度、データで報告すること
- ・希望名号などの補足情報は出生報告後1週間以内に報告すること
- ・繁殖台帳を整備すること

(3) 自動登録の対象牛

その農家で生まれた乳用種雌牛(ホルスタイン種、ジャージー種、ブラウンスイス種などの乳用種)の登録有資格牛です。ただし、下記(4)の牛を除きます。

(4) 自動登録の対象にならない牛

受精卵移植(ET)による生産牛、雄牛および輸入牛は、遺伝子型検査や必要な書類を提出の上、個別登録申込みが必要です。

(5) 自動登録では登録牛を導入する場合や家族間で名義を変更する場合に、原簿(データ)上で所有者を変更できますので、従来の移動証明申込みは不要です。

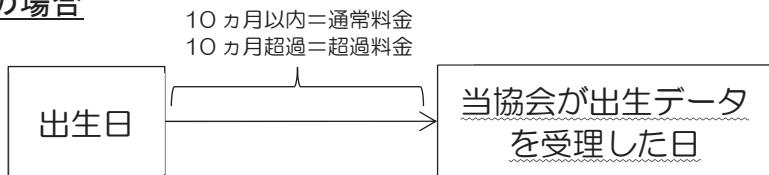
2) 自動登録の料金について

自動登録の登録料金は個別登録よりも割引料金となっており、血統登録証明書の発行と同時に請求書を送付します。この際、次の点にご注意願います。

(1) 自動登録料金の種別

自動登録の登録料金は「生後 10 カ月以内」と「10 カ月超過」の 2 種類があります（ジャージー種は生後 1 年）。出生日から申込日（当協会が出生データを受理した日とする）の間隔で区別します。よって、出生日から 10 カ月以上遅れて出生報告された場合は超過料金となりますので、出生報告に漏れがないようにご注意ください。

自動登録の場合



個別登録の場合



(2) 返金対象

次に該当する場合は登録料金の返金を行いますので、受付期間内に当協会まで連絡してください。

返金対象	受付期間	添付書類
死亡 (※1)	登録後 30 日以内（登録年月日を含む）に死亡し、2 カ月以内（登録年月日を含む）に申請があったもの	<ul style="list-style-type: none">・ 血統登録証明書・ 死亡報告を行った牛の個体識別情報検索サービス画面の写し
性別錯誤で登録 (※2)	登録後 60 日以内（登録年月日を含む）に申請があったもの	<ul style="list-style-type: none">・ 血統登録証明書・ 雄に修正した牛の個体識別情報検索サービス画面の写し
異性多子の雌牛を単子として登録	登録後 60 日以内（登録年月日を含む）に申請があったもの	<ul style="list-style-type: none">・ 血統登録証明書・ 異性多子を証明/申告するもの

(※1) 屠畜の場合は対象外です。

(※2) 性別のみ報告を誤った場合が対象です。生年月日等も誤った場合は対象外です。

3) 自動登録の申込手続について

(1) 申込み前の確認

自動登録を実施する場合は、まず自動登録に必要な事柄（次の①～④）を農家に確認し承諾を得た上で、必要な書類やデータ等の送付を行ってください。

① 同意書を提出すること

当該農家が「牛個体識別全国データベースの情報利用同意書」を支部・承認団体経由で当協会に提出し、それが家畜改良センターで受理されていること。なお、受理されているか不明の場合は、当協会にお問い合わせください。

② 対象牛は全頭登録すること

その農家で飼養している乳用種雌牛の全頭登録を了承すること。

③ 授精報告の方法を決めるこ

下記のいずれかで授精報告するか決定していること。複数方法でも可。

- ・インターネットで授精報告する
- ・牛群検定繁殖情報を利用する
- ・その他電子データ化したもので授精報告する

④ 過去の授精データを報告すること

自動登録開始月の前月までに、過去の授精データをそれぞれの方法によって報告すること。また、自動登録開始以降は交配の都度、逐次報告できる体制であること（次ページの4）(2)「授精報告」参照)。

(2) 自動登録申込書の提出

申込み前の確認が済みましたら、「自動登録申込書」に必要項目を記入し、支部・承認団体経由で当協会に提出してください。なお、自動登録申込書の次の項目に注意してください。

① 「自動登録開始日」は、申込み前の確認と過去の授精データ報告が完了した月の翌月1日とします。

② 「登録牛の同一家族への所有者変更をしますか」は、申込者に家族会員がいる場合に所有者名義の確認が必要です（いずれも料金はかかりません）。

「1. はい」とした場合は、申込者の家族会員の名義となっている現在の所有牛全頭を、申込者欄に記入した家族会員の名義に統一します。

「2. いいえ」とした場合は、自家生産牛は母牛の所有者名義で、導入牛から生まれた子牛は申込者欄に記入した名義で自動登録します。

(3) 一括登録掘り起し申込みについて

自動登録申込書の提出後およそ1ヵ月以内に、その農家で飼養されている無登録牛全ての個別登録申込みをお願いします。

対象となる牛は自動登録開始日より前に出生した牛です。なお、娘牛のいない更新予定の牛やF1の生産に利用している牛など、登録の必要性のない牛の申込みは不要です。

登録料金は月齢が生後10ヵ月を超過していても生後10ヵ月以内の自動登録料金を適用します。

4) 自動登録実施中に必要な作業

自動登録開始後は、「家畜改良センターへの報告」、「授精報告」、「自動登録実施農家連絡書の提出」が必要となります。

(1) 家畜改良センターへの報告

① 子牛が生まれたら速やかに個体識別耳標を装着し「出生報告」を届出ください。

② 雌の双子（または三つ子以上）は必ず全て同時に「出生報告」を届出ください。

片方のみ家畜改良センターに出生報告し単子で自動登録された後、他一方を出生報告した場合は、登録済み牛の名号訂正（登録日から半年以内は無料）が必要となりますのでご注意ください。

異性双子（または三つ子以上）も雌雄ともに必ず耳標装着し同時に「出生報告」を届出ください。

一子が死産で耳標を装着しない場合は、自動登録実施農家連絡書（次ページ参照）による連絡が必要です。

③ 牛の転入（導入、預託戻り）・転出（死亡、売却）があったときは、速やかに「異動報告」「死亡報告」を届出ください。

(2) 授精報告

自動登録を行うためには、交配の都度の電子データによる授精報告が必要です。

授精報告の方法によって作業が異なりますのでご確認ください。

ただし、自然交配の場合は、「種付証明書」および「まき牛による自然交配雌牛群報告書」を郵送またはFAX送信してください。

① 牛群検定繁殖情報を利用する場合

・牛群検定立会の際に、農家は授精記録を検定員に報告し、検定員は入力作業をお願いします。

・未経産牛、導入牛、預託戻り牛等、牛群検定に未だ加入していない牛が受胎している場合は、早期に牛群検定加入の手続きを行い、授精報告を必ず行ってください。しかしながら、未加入で分娩予定日まで間近の場合は、「導入牛および預託戻り牛の授精報告連絡書」に必要事項を記入の上、分娩前までにFAX送信してください。

・（一社）家畜改良事業団から当協会に提供された繁殖情報を元に、授精日から90日経過したものを「分娩予定牛一覧」として当協会から支部・承認団体経由で4ヵ月毎に農家に配布します。ただし、4ヵ月の間に近日中に分娩予定の繁殖情報が家畜改良事業団から提供された場合には、「分娩予定牛一覧（近日中に分娩予定の牛）」として毎月末に配布します。

・記載内容を確認し、授精年月日および交配種雄牛に誤りがあればその箇所を修正して記入の上、支部・承認団体にFAX送信してください。修正連絡がない場合は、記載内容に誤りがないものとして自動登録に採用します。

・「分娩予定牛一覧」に記載された授精が不受胎で新たな授精を行っている場合、その授精を牛群検定に授精報告していれば、次回4ヵ月後の「分娩予定牛一覧」に記載されます。よって、今回分の「分娩予定牛一覧」に記載された授精記録

を新たな授精に修正してFAX送信する必要はありません。

- ・牛群検定農家コードが変更された場合は、必ず当協会に連絡してください。
- ・「分娩予定牛一覧」の確認・修正の手順は、「自動登録マニュアル(牛群検定繁殖情報を利用する皆様へ)」を参照してください。

② インターネットで授精報告する場合

- ・自動登録開始時は、自動登録を開始する月以降に分娩する予定の牛について、最終授精や受胎確認された授精記録を、開始月の前月末日までに入力・送信してください。入力手順は、「自動登録マニュアル(インターネットで授精報告する皆様へ)」をご参照ください。
- ・自動登録開始後は、交配の都度、全ての授精記録を入力・送信してください。
- ・入力された授精データはそのまま自動登録に採用しますので間違いのないよう慎重に入力をお願いします。
- ・導入牛・預託戻り牛の授精報告についても、子牛が生まれる前に必ず入力してください。
- ・既に分娩して子牛の出生報告を届出している場合は入力ができません。
この場合は授精記録が確認できる書類（授精証明書、繁殖台帳等）を支部・承認団体経由で当協会に送付してください。
- ・農家本人以外の方が代行して授精報告をすることもできます。

③ その他電子データ化したもので授精報告する場合

- ・育成牧場や大規模農家、または農協所属の授精師などによって授精記録がデータ管理されている場合は、そのデータを利用して授精報告することも可能です。
- ・必要なデータは、①授精した雌牛の個体識別番号、②授精年月日（西暦）、③種雄牛の略号または登録番号、の3項目です。データ形式はエクセルやテキストファイルで、3項目が各列に整理されている状態でお願いします。
- ・データ送付は、半年に1回程度で、自動登録専用アドレス(jidou@hcaj.or.jp)までお願いします。

(3) **自動登録実施農家連絡書の提出**

出生した雌子牛について次の①～⑧に該当するときは、家畜改良センターへの出生報告後1週間以内に、「自動登録実施農家連絡書」に記入の上、当協会あてにFAX送信してください。なお、この連絡は家畜改良センターの届出Webシステムから出生報告をした際に、自動登録補足情報入力画面を開いて入力・送信することもできます。詳しくは当協会Webの各種申込書⇒「自動登録・参考PDF」⇒「補足情報報告システム」をご覧ください。

- ① 希望名号をつける場合
- ② 雌の双子（または三つ子以上）、赤白斑（R E D）、または異常斑紋（O C）の場合
- ③ 異性双子、虚弱体質、または遺伝子型検査の親子判定予定などで登録を延期する場合（遺伝子型検査の親子判定中のため延期する場合は、「他の連絡欄」にその旨を記入してください。）

④ 分娩時に無形無心体や何らかの付随物があった場合

雌牛が单子で生まれても無形無心体や何らかの付随物があった場合はフリーマーチンの可能性があるため、異性双子と同様の扱いとなります。したがって、フリーマーチン検査でフリーマーチンでないと推定されたもの、もしくは受胎または分娩確認されたものに限り单子として登録します。この場合は、「異性双子登録延期」もしくは「異性双子登録取消」の連絡をしてください。

⑤ 同一発情期に2種類以上の精液を交配した場合

この場合は、「その他の連絡欄」にその旨を記入してください。また、子牛の正しい父牛を確定するために、遺伝子型検査による親子判定を行ってください。

⑥ 耳標装着後死亡牛、異性双子、または虚弱体質のため登録を取消する場合

ただし、異性双子で雌雄が同時に出生報告されている場合は、雌牛は事故照会せずに登録を保留します。

⑦ 登録延期していた牛を後日登録する場合

ただし、以下の場合は連絡がなくても、遺伝子型検査の結果を当協会で確認し、結果次第で登録を行います。

- ・フリーマーチン検査でフリーマーチンでないと推定された場合

- ・親子判定の結果、正しい親子関係が判明した場合

⑧ 上記以外に連絡すべき内容があれば「その他の連絡欄」に記入してください。

5) 自動登録における所有者名義について

自動登録では登録牛を導入する場合や家族間で名義を変更する場合に、原簿（データ）上で所有者を変更できますので、従来の移動証明は不要です。この際、次の点にご注意願います。

(1) 家族間の所有者変更

家族間の所有者を変更するときは、次の①②の場合に応じて手続きをしてください。ただし、この手続きは原簿（データ）上の変更ですので、血統登録証明書に変更後の所有者が印字されるのは変更した牛が分娩した子牛からとなります。

① 自動登録の申込みと同時に変更する場合

「自動登録申込書」の「登録牛の同一家族への所有者変更をしますか」の「はい」を選択してください。

② 自動登録開始後に変更する場合

「登録牛の同一家族への所有者変更届」を提出してください。

(2) 血統登録証明書の移動証明追記について

原簿（データ）上で所有者を変更する場合の移動証明は不要ですが、血統登録証明書に所有者の印字を希望する場合は、移動証明申込み（有料）が必要です。

また、自動登録を実施している農家の移動証明申込みがあれば、血統登録証明書の移動証明追記を希望していると見なして移動証明を行いますのでご注意願います。

(3) シンジケート所有牛について

シンジケートが所有者名義になっている牛から出生した子牛は、シンジケート名義で自動登録しますので個別登録申込みは不要です。その際の登録料金は自動登録料金となります。

子牛の出生報告者の個人名義にしたい場合は、母牛の原簿（データ）上の所有者変更（無料）をしますので当協会へご連絡ください。

(4) 管理委託牛・貸付牛について

① 管理委託牛

登録牛の所有者が他の人に管理委託しているときは、予め「登録牛管理委託届」を提出してください。委託期間に出生した子牛は所有者名義で登録します。

a. 所有者が自動登録農家でも、管理者が自動登録を実施していない農家の場合は、自動登録処理が行われません。よって委託期間に出生した子牛は、個別登録申込みが必要です。その際には、血統登録申込書に登録牛管理委託届を添付してください。登録料金は自動登録料金を適用します。

b. 所有者が自動登録を実施していない農家で、管理者が自動登録農家の場合、委託届が提出されていれば、委託期間に出生した子牛は所有者名義で登録します。登録料金は自動登録料金を適用します。

② 貸付牛

都府県市町村・農業協同組合等の助成に基づく貸付事業は、予め「貸付牛とその貸付対象者等の一覧表」を提出してください。貸付期間に出生した子牛は、貸付対象者名義で登録します。

6) 自動登録の中止について

自動登録を中止する場合は、「自動登録中止連絡書」を提出してください。この時、中止日の月末までに出生した子牛は自動登録で取扱います。

7) 自動登録の事故照会と回答

授精報告等に不備があつて登録できないときは事故照会として事故照会用紙を送付します。照会内容を調査の上、事故照会用紙の回答年月日、回答者および回答を記入し、支部・承認団体に郵送またはFAX送信してください。また、次の(1)～(3)のような事故照会については回答手順をご確認ください。

(1) 授精に関する事故の場合

① 授精報告がなかつた、もしくは交配種雄牛（略号または登録番号）の誤り
正しい授精内容が確認できる書類（授精証明書、繁殖台帳などの写し）を添付してください[注]。

② 在胎日数の矛盾

在胎日数が265日未満および296日以上の場合で授精報告が誤っている場合は、正しい授精内容が確認できる書類（授精証明書、繁殖台帳などの写し）を

添付してください[注]。

在胎日数が265日未満および296日以上の場合は授精報告が正しい場合は、授精履歴が確認できる繁殖台帳など（授精証明書やカレンダーは不可）を添付してください。

ただし、授精記録を確認した上で、在胎日数が260日～264日もしくは296日～300日の場合は、回答欄に「早産」または「遅産」と付記すれば、授精証明書などの添付は省略できます。

[注] 次の(a)(b)に該当する場合は、事故照会用紙左下にある授精関係記入欄に必要事項を記入することで、授精証明書などの添付を省略できます。その際、精液ラベルの貼付もしくはラベル番号の記入が必要となりますのでご注意ください。

(a) 自家授精の場合

(b) 人工授精師(または獣医師)と事故回答者が同一人物または同一所属団体である場合

(2) 牛群検定との生年月日不一致の場合

牛群検定に報告された母牛の分娩日と家畜改良センターへ報告された本牛の出生日が異なる場合は事故照会を行います。正しい出生日と母牛を確認し、誤った報告を修正した上で、事故照会用紙に正しい生年月日を記入してください。

(3) 前産の記録と本牛の出生が矛盾する場合（前産不符号）

本牛の出生日と母牛の前産の分娩日の間隔が短過ぎるなど矛盾がある場合は事故照会を行います。家畜改良センターへの報告内容に誤りがないか等を確認し、誤った報告を修正した上で、事故照会用紙にその旨を記入してください。

8) その他の注意事項

(1) 母牛が子牛よりも後に血統登録された場合について

子牛の自動登録時に母牛が無登録牛の場合は、事故照会を行わずに母牛は無登録のままで子牛を自動登録しています。その後、改めて母牛を登録する場合は、子牛の血統登録証明書は無料で訂正しますので、母牛の血統登録申込書に子牛の血統登録証明書を添付してください。また、母牛が事故照会中の場合は事故照会用紙に子牛の血統登録証明書を添付してください。

(2) 自動登録における異性双子の取り扱いについて

異性双子の場合、雌雄が同時に出生報告されていれば、雌牛は事故照会せずに登録を保留しますが、フリーマーチン検査でフリーマーチンでないと推定された場合や受胎または分娩確認の連絡があれば自動登録を行います。

ただし、雄牛の出生報告が出ておらず、自動登録実施農家連絡書等で異性双子であるという連絡がなければ、雌牛は单子として自動登録を行いますのでご注意ください。

(3) 牛を飼養していない団体会員名義での自動登録について

自動登録は家畜改良センターへの出生報告から申込みが発生する仕組みであるため、実際に牛を飼養していない名義だけの団体会員は自動登録を実施することができます。

きません。

ただし、団体会員から管理者への管理委託届を提出していれば、自動登録を行うことができます。[52 ページの「管理委託牛・貸付牛について」参照]

9) 自動登録同時 S N P 検査について

令和 4 年度から自動登録同時 S N P 検査については、「自動登録同時 S N P 検査の実施取扱細則」に基づいて運用しています。申込む場合は以下の点をご確認ください。

(1) 自動登録同時 S N P 検査の条件について

① 農家の条件

- ・自動登録を実施していること
- ・牛群検定に加入していること
- ・国や県の公共機関、または学校法人等を含む

② 血統登録料金の優遇対象について

- ・自動登録同時 SNP 検査を開始した以降に血統登録した牛
- ・生後 1 年以内に血統登録されたホルスタイン種雌牛(ET 生産牛、導入牛含む)
- ・血統登録日から 3 カ月以内に当協会へ S N P 検査を申込した牛
- ・alic 事業による S N P 検査は対象外とする（次ページ(6) 参照）
- ・S N P 検査によって血統疑義が判明した牛は対象外とする

(2) 自動登録同時 S N P 検査申込書の提出

自動登録同時 S N P 検査は、農家毎の契約方式となりますので、希望する農家は「自動登録同時 S N P 検査の実施取扱細則」をご確認の上、「自動登録同時 S N P 検査申込書」を提出してください。

(3) S N P 検査について

① S N P 検査申込書の提出

- ・対象牛の血統登録証明書を送付する際に、S N P 検査の試料送付書を同封しますので、血統登録日から 3 カ月以内に S N P 検査の試料を採取して、試料送付書と一緒に家畜改良事業団遺伝検査部に送付してください。
- ・検査試料が毛根の場合は、尾房から約 80 本を採取してビニール袋に入れ、ラベルシールを貼付の上、送付してください。
- ・S N P 検査は、「S N P 検査に関する取扱要項」に基づいて行います。
- ・毛根試料用ビニール袋、ラベルシール、送付用封筒（水色）は、従来通り、各都府県支部・承認団体から当協会に必要数をご連絡頂ければ送付します。

② ET 生産牛の SNP 検査について

- ・ET 生産牛についても自動登録同時 S N P 検査の対象となります。親子判定と同時に S N P 検査の申込みを行ってください。
- ・検査試料が毛根の場合には、S N P 検査用に尾房から約 80 本を採取してビニール袋に入れ、ラベルシールを貼付の上、送付してください。
- ・検査順は、最初に親子判定の検査を行い、肯定の結果が得られてから S N P 検査を行います。

(4) 情報提供について

① 牛群遺伝情報

- ・従来通り、ゲノミック評価の公表時に牛群遺伝情報を郵送およびWebにて提供します。なお、alic事業でSNP検査を受けた牛のゲノミック情報も含みますのでご承知おきください。

② 自動登録同時SNP農家還元情報Web

- ・自動登録同時SNP農家還元情報Webを閲覧することができます。

③ 血統能力証明書一括交付

- ・自動登録同時SNP検査のオプション申込として「血統能力証明書一括交付」を申込むことができます。
- ・「血統能力証明書一括交付」とは、SNP検査が終了した直後の初回ゲノミック評価（公式・追加含む）で、ゲノミック評価値が公表された血統登録牛の血統能力証明書を発行して郵送するもので、料金は通常の半額です。

(5) 血統登録料金の優遇措置

自動登録同時SNP検査実施農家のSNP検査実施牛のうち、血統登録料金の優遇条件を満たしたものは、血統登録料金（うち本会料金）の半額を登録奨励費として年度末に窓口団体単位で一括支払いします。

(6) alic事業によるSNP検査との関連について

alic事業によるSNP検査(実施主体:家畜改良事業団、SNP検査料金無料)は、後代検定調整交配娘牛およびそれと同頭数の同期牛が対象となり、毎年4月～11月末に実施されています。当協会は、alic事業によるSNP検査を優先して頂きたいため、自動登録同時SNP検査では後代検定調整交配娘牛を対象外として試料送付書は送付せず、登録料金の優遇も行いません。

しかしながら、alic事業によるSNP検査は生後半年以降に試料採取が多いことから、より早くゲノミック情報を得たい場合は、後代検定調整交配娘牛を自動登録同時SNP検査の対象とすることが可能です。その際は、自動登録同時SNP検査申込書の該当欄を記入してください。

10. 事故照会について

1) 事故照会とは

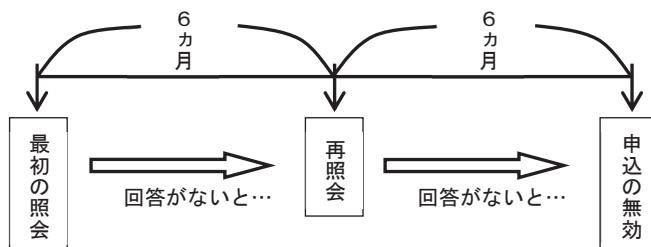
当協会では血統登録などの申込みについてチェック処理を行い、申込書類の不備や家畜改良センターへの報告内容と矛盾がある場合は、その申込みを「事故」とし、照会内容を記載した「事故照会用紙」を支部・承認団体経由で送付します。

登録委員は照会内容に応じて調査を行い、その結果を事故照会用紙に回答して、支部・承認団体経由で当協会まで送付してください。その後、当協会で再びチェック処理を行い、不備がなければ血統登録証明書を発行します。

2) 注意点

事故が解決するまで血統登録証明書の発行は保留となりますので、申込み前には必ず内容に不備がないかを確認してください。

また、照会から6ヵ月を過ぎても回答がない場合は、再照会をします。再照会からさらに6ヵ月を過ぎても回答がない場合は、その申込みは無効となりますので早め的回答をお願いします（ただし、自動登録の場合は申込みの無効はありません）。



3) 事故照会用紙と回答について

事故照会用紙はA4サイズで、1申込みにつき1枚となります。

回答の際は、回答欄に調査結果の他、回答年月日、回答者の署名捺印、添付書類の有無を記入の上、FAXまたは郵送で送付してください。なお、照会内容について当協会へ問合せの際には、申込牛の個体識別番号または照会番号をお知らせください。

(支部・承認団体事務担当者へのお願い)

授精証明書などの添付書類が不要な回答に限り、地方ターミナルシステム「照会回答」から回答することができます。

事故照会			
(一社)日本ホルスタイン育種協会 〒164-0012 東京都中野区本町4丁目38番12号 TEL 03-3383-2501 FAX 03-3383-2501			
この申込み手元の取扱を保留とさせていただきます。当協会よりFAXにてお問い合わせ下さい。 当協会よりFAXまたは郵送で送付いたします。 期限内に回答がない場合は、再照会を行っても回答がない場合は、本申込み無効になります。手元に手書きにて下記に記入してお送り下さい。			
照会年月日 令和1年6月1日			
郵便番号 東京都			
登録者名 中野 太郎			
申込者 住所 東京都中野区本町4丁目3-8			
氏名 ホルスタイン太郎			
会員番号 36000-000-0-0			
申込種別= 血統	申込年度= 2019	照会番号= 36001-0001	受付番号= 3100001
申請牛	性別= ♂	授精年月日= 2019.04.01	出荷日数=
耳標	ホルスタイン	耳標番号= 1234567890	
名前	ホルスタイン	生年月日= 31.01.01	
性別	母牛	登録番号= 55552	
名前	ホルスタイン	名前= サウンド スター	
性別	母牛	略号= JPSH15552	
耳標	耳標番号= 0987654321		
名前	ホルスタイン		

お問い合わせの際は、個体識別番号または照会番号をお知らせください

回答年月日、回答者および添付書類の有無について記入

回答欄に記入の上 FAXまたは郵送してください

4) よくある事故の例

(1) 母牛の移動証明未了

申込牛の母牛の所有者が、申込者へ移動証明されていないと事故になります。
速やかに移動証明申込みを行ってください。ただし、自動登録農家は不要です。

(2) 家畜改良センターへの未報告

家畜改良センターへ出生報告が済んでいないと事故になります。
申込みの際は、「牛の個体識別情報検索サービス」で出生報告されているかを確認
してください。未報告であれば速やかに報告をしてください。

(3) 家畜改良センターへの報告内容と申込書内容の不一致

家畜改良センターへの報告と申込書の内容が一致しない場合は事故になります。
「牛の個体識別情報検索サービス」で、本牛個体識別番号、生年月日、性別、母牛
の個体識別番号、品種を確認してください。センター報告に誤りがある場合は、速
やかに修正報告をしてください。

また、牛群検定に報告している母牛の分娩年月日と申込牛の生年月日が一致して
いない事故もありますので、正しい生年月日を確認してください。

(4) 授精証明書の不備

授精証明書の必要項目の記入漏れや内容に誤りがあると事故になります。

母牛の個体識別番号および登録番号、名号、生年月日、授精年月日、授精証明日
などが正しく記入されているかを確認してください。

また、授精証明書が添付されていない申込みがあります。

授精証明書を省略できるのは、自家授精の場合、または授精した人工授精師(また
は獣医師)と登録委員が同一人物か同一所属団体である場合に限ります。

(5) 精液ラベルの不備

精液ラベルに記載されている精液採取年月日および発行年月日が、授精年月日よ
り後の日付になっていると事故になります。

精液ラベルは授精時に使用したものを、授精証明書または申込書の右側に貼付し
てください。ただし、やむを得ず精液ラベルを貼付できない場合は、繁殖台帳など
に記録してある精液ラベル番号（家畜人工授精用精液証明書番号のこと）を記入し
てください。

(6) 在胎日数の確認

申込みの際にはまず、授精日から分娩予定日を計算してください。簡易な計算方
法として、授精月から 3 を引き、授精日に 6 を加えたのが、在胎日数約 280 日の分
娩日となります。その分娩予定日と実際の申込牛の出生日の間隔が、15 日以上離
れていたら要注意です。

在胎日数が 265 日未満および 296 日（ブラウンスイス種は 302 日）以上の
申込みは、血統の誤りが考えられるため、授精記録や出生日を確認し、間違いがな
ければそれを確認できる繁殖台帳などの写しを担保書類として添付してください。

なお、在胎日数が260日～264日もしくは296日～300日（ブラウンスイス種は302日～307日）の範囲は、申込書欄外に「早産」「遅産」を付記することで、繁殖台帳などの写しの添付が省略できます。

(7) 希望名号の確認

申込牛の希望名号が同一牛群で既に命名されている、または希望名号の文字数が多い場合は事故になります。

名号を希望する場合は、申込者の飼養している牛の名号を確認の上、重複しないように注意してください。また文字数は32文字以内（1単語15文字以内）で命名してください。その他の注意事項については「命名上の取り決め一覧」をご参照ください。

(8) 双子の確認

申込牛が双子であるかどうかの確認がされていない申込みがあります。

同性双子の場合は、同時に申込みをすることが原則です。

しかし、一子を繁殖に用いないか、または死亡しているなどのやむを得ない理由で登録しない場合は、申込書にその旨を記入してください。

異性双子の雌牛は、受胎または分娩が確認されていないと登録ができません。

受胎が確認されている牛は、妊娠鑑定書の写しを申込書に添付してください。

分娩が確認されている牛は、子牛の個体識別番号を申込書に付記してください。

ただし、遺伝子型検査によりフリーマーチンでないと推定された場合は、受胎または分娩確認前であっても登録できます。登録を急ぐ場合は、遺伝子型検査によるフリーマーチンの判定の申込みを行ってください。

(9) R E D牛の確認

申込書のR E D欄には○印の記入がないのに、希望名号に「R E D」もしくは「レッド」という単語が入っている申込みがあります。

赤白斑でない場合は名号に「R E D」・「レッド」を入れられません。

また、申込牛が赤白斑の場合は、申込書のR E D欄を○で囲んでください。

(10) 死亡の確認

申込み後に申込牛が死亡していることが判明した場合、その申込みを取り下げる例が多くあることから、事故照会を行っています。

実際の申込みの際には一度、家畜改良センターに死亡報告されていないかを確認してください。なお、死亡していても血統登録したい場合は、その旨を申込書に付記してください。

(11) 登録委員欄の記入漏れ

申込書の登録委員欄が記入されていない申込みがあります。

申込書には必ず登録委員番号、氏名を記入し、捺印をしてください。

11. 遺伝子型検査について

遺伝子型検査は、当協会で申込受付を行い、検査は(一社) 家畜改良事業団遺伝検査部(以下、遺伝検査部)に委託しております。

1) 検査種目について

当協会の事業に関連する遺伝子型検査は以下のとおりです。

検査種目とその事例

区分	検査種目	事例
親子判定 (雄牛)	11. 登録申請雄牛	雄牛を登録するための親子判定
	16. 登録申請雄牛(ET生産牛)	E T 生産された雄牛を登録するための親子判定
親子判定 (雌牛)	24. 親子判定(一般)	一般的に親子関係を調査したい場合の親子判定
	23. 受精卵移植の生産牛	E T 生産された雌牛を登録するための親子判定
	14. 供卵牛	受精卵移植に用いる供卵牛の親子判定
	22. 登録申請抜取調査	当協会が抜取調査を依頼した雌牛の親子判定
	40. 雜種の親子判定	子牛が交雑種であるかを調査したい場合の親子判定
その他	32. 卵性の判定	卵性の判定 (1卵性もしくは2卵性の調査)
	36. 個体確認	遺伝的同一性の調査
	58. MSHR遺伝子型	MSHR遺伝子型 (赤毛因子) の検査
	65. フリーマーチンの判定	フリーマーチンの推定
	75. 無角の判定	無角の推定
遺伝病	50. BLAD	B L A D (牛白血球粘着不全症) の判定
	60. CVM	C V M (脊椎形成不全症) の判定
	62. 単蹄	単蹄の判定
	76. ブラキスピaina(BY)	ブラキスピaina (牛短脊椎症) の判定
	74. H1～H7同時検査	胚致死性関連遺伝子型 7種類同時の判定
	90. CD	牛コレステロール代謝異常症の判定
	88. BLAD・CVM・同時	2種類を同時に検査する場合
	48. BLAD・CVM・単蹄同時	3種類を同時に検査する場合
SNP	70. XTチップによるSNP	S N P 検査を申込む場合

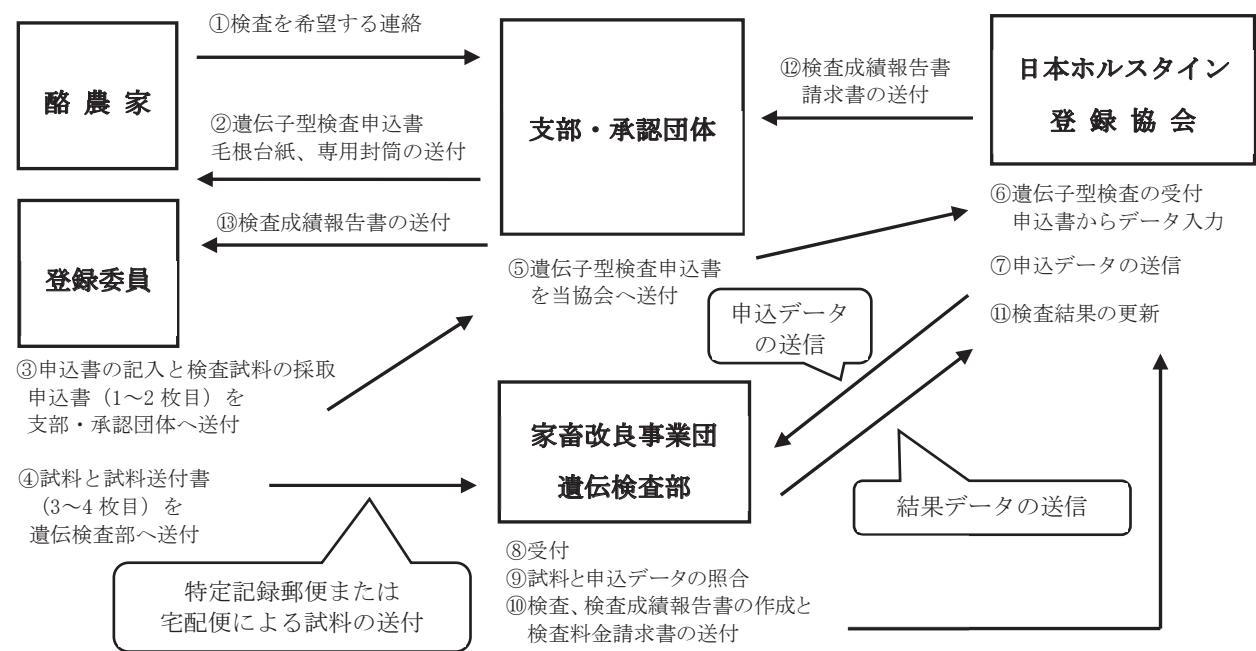
2) 申込みについて

(1) 申込みの手順

- ① 農家は、支部・承認団体に遺伝子型検査を申込むことを連絡し、検査牛が家畜改良センターへ出生報告されているかを確認します。
- ② 支部・承認団体は、当協会が配布している遺伝子型検査申込書(複写4枚)、採取・送付器具を登録委員または農家へ送付します。

- ③ 登録委員は、申込書に必要事項を記入し、検査試料を採取の上、申込書の複写1～2枚目（当協会分、支部・承認団体控分）を支部・承認団体へ送付します。
- ④ 登録委員は、検査試料および申込書の複写3～4枚目を遺伝検査部へ送付します。
- ⑤ 支部・承認団体は、申込書をチェックし申込書の複写1枚目（当協会送付分）を当協会へ送付し、複写2枚目は支部・承認団体控えとします。不備があれば登録委員へ照会します。
- ((一社) 日本ホルスタイン登録協会 FAX 03-3383-2503)
- ⑥ 当協会は、申込書をチェックし、不備があれば支部・承認団体へ照会します。
- ⑦ 当協会は、申込データを入力し遺伝検査部へ送信します。
- ⑧ 遺伝検査部は、申込書のデータをチェックし不備があれば当協会へ照会します。
- ⑨ 遺伝検査部は、申込書と検査試料をチェックして、不備があれば当協会へ照会します。
- ⑩ 遺伝検査部は、検査後、検査成績報告書を作成し、当協会へ請求書とともに送付します。
- ⑪ 当協会は、検査結果をデータベースに取り込み更新します。
- ⑫ 当協会は、支部・承認団体に検査成績報告書と請求書を送付します。
- ⑬ 支部・承認団体は、検査成績報告書を登録委員または農家へ送付します。

都府県における遺伝子型調査(検査)申込みの流れ



(2) 申込書の記入について

申込書を記入する際は、個体識別情報、血統登録証明書、精液ラベル、受精卵移植証明書、授精証明書、繁殖台帳などを確認し、間違いや記入漏れのないように、文字は正確に楷書で分かりやすく記入してください。

なお、申込みの際に受精卵証明書や移植証明書は添付不要です。

(遺伝子型検査申込書の記入例)

遺伝子型検査申込書 (支部経由で登録協会本部へ送付)																																																																					
①	申込番号 申込／令和 3 年 5 月 1 日																																																																				
②	申込者 住所 東京 都道府県 中野 市町村			氏名	日小太郎	印	会員番号	3600010011																																																													
③	採取日 令和 3 年 4 月 30 日			牛群検定農家コード			印	④																																																													
④	採取者職氏名 中野一郎			印	印																																																																
⑤	支部・承認団体名 ○○県酪農業協同組合																																																																				
●申込にあたって、次の事項を確認願います 1. 特定遺伝性疾患及び单蹄、赤毛因子の判定結果を登録証明書等に表示することに同意しますか（はい・いいえ） 2. SNP 検査申込にあたって、ゲノミック評価値の公表／情報開示について同意します（必須） 3. 国内雄牛の SNP 検査を申込むときは、後代検定に参加又は参加予定のものに限ります（JAAB 等発行の承諾書添付）																																																																					
⑥	品種 (10) ホルスタイン 11. ジャージー 12. その他					<input checked="" type="checkbox"/> 試料採取を伴わない判定 <input type="checkbox"/> <small>(SNP検査では使用できません)</small> 22. 登録申請抜検査																																																															
⑦	検査種目 親子の判定: 11. 登録申請雄牛 16. 登録申請雄牛 (ET生産牛) 14. 供卵牛 23. ET 生産雌牛 (24) 親子判定 (一般) 40. 雜種の親子判定 その他の 32. 卵性的判定 36. 個体確認 58. MSHR 遺伝子型 (赤毛) 遺伝性疾患: 50. BLAD 60. CVM 62. 单蹄 65. フリーマーチンの判定 74. H1 ~ 7 同時検査 88. BLAD, CVM 同時検査 48. BLAD, CVM, 单蹄同時検査 76. ブラキスバイナ (BY) SNP 検査: 70. カスタム (XT) SNP 90. 牛コレステロール代謝異常症 (CD) その他																																																																				
検査対象牛（無登録牛は個体識別番号、記号、生年月日などを記入して下さい）試料採取は感染症のない健康な牛からお願いします。																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>統柄</th> <th>個体識別番号・登録番号</th> <th>外国符号</th> <th>試料(血液)番号</th> <th>送付試料</th> <th>名</th> <th>号</th> <th>生年月日</th> <th>性</th> <th>双子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父牛①</td> <td>126641027</td> <td>CAN</td> <td></td> <td>送付する試料に印を付けて下さい。 新規牛は事務用印が記入 検査済牛は申込者印記</td> <td>サンワード スーパー エモーション ET</td> <td></td> <td>⑪ R 22歳 7月 5日</td> <td>雄・雌</td> <td>単・双</td> </tr> <tr> <td>母牛②</td> <td>01234⑧6789</td> <td></td> <td>⑨</td> <td>□毛根 □耳片 □血液 □その他</td> <td>ナカワーム トヨ ⑩ スイス</td> <td></td> <td>⑫ R 25歳 10月 11日</td> <td>雄・雌</td> <td>単・双</td> </tr> <tr> <td>本牛</td> <td>1234567890</td> <td></td> <td></td> <td>□毛根 □耳片 □血液 □その他</td> <td>ウインザーマー SW タイガラ ET</td> <td></td> <td>⑬ R 3歳 4月 1日</td> <td>雄・雌</td> <td>単・双</td> </tr> <tr> <td>父牛③</td> <td>55926</td> <td></td> <td></td> <td>□毛根 □耳片 □血液 □その他</td> <td>ナカワーム スーパークリフ スイス</td> <td></td> <td>⑭ R 23歳 6月 21日</td> <td>雄・雌</td> <td>単・双</td> </tr> <tr> <td>母牛④</td> <td>0213456789</td> <td></td> <td></td> <td>□毛根 □耳片 □血液 □その他</td> <td></td> <td></td> <td>⑮ R 27歳 4月 1日</td> <td>雄・雌</td> <td>単・双</td> </tr> </tbody> </table>										統柄	個体識別番号・登録番号	外国符号	試料(血液)番号	送付試料	名	号	生年月日	性	双子	父牛①	126641027	CAN		送付する試料に印を付けて下さい。 新規牛は事務用印が記入 検査済牛は申込者印記	サンワード スーパー エモーション ET		⑪ R 22歳 7月 5日	雄・雌	単・双	母牛②	01234⑧6789		⑨	□毛根 □耳片 □血液 □その他	ナカワーム トヨ ⑩ スイス		⑫ R 25歳 10月 11日	雄・雌	単・双	本牛	1234567890			□毛根 □耳片 □血液 □その他	ウインザーマー SW タイガラ ET		⑬ R 3歳 4月 1日	雄・雌	単・双	父牛③	55926			□毛根 □耳片 □血液 □その他	ナカワーム スーパークリフ スイス		⑭ R 23歳 6月 21日	雄・雌	単・双	母牛④	0213456789			□毛根 □耳片 □血液 □その他			⑮ R 27歳 4月 1日	雄・雌	単・双
統柄	個体識別番号・登録番号	外国符号	試料(血液)番号	送付試料	名	号	生年月日	性	双子																																																												
父牛①	126641027	CAN		送付する試料に印を付けて下さい。 新規牛は事務用印が記入 検査済牛は申込者印記	サンワード スーパー エモーション ET		⑪ R 22歳 7月 5日	雄・雌	単・双																																																												
母牛②	01234⑧6789		⑨	□毛根 □耳片 □血液 □その他	ナカワーム トヨ ⑩ スイス		⑫ R 25歳 10月 11日	雄・雌	単・双																																																												
本牛	1234567890			□毛根 □耳片 □血液 □その他	ウインザーマー SW タイガラ ET		⑬ R 3歳 4月 1日	雄・雌	単・双																																																												
父牛③	55926			□毛根 □耳片 □血液 □その他	ナカワーム スーパークリフ スイス		⑭ R 23歳 6月 21日	雄・雌	単・双																																																												
母牛④	0213456789			□毛根 □耳片 □血液 □その他			⑮ R 27歳 4月 1日	雄・雌	単・双																																																												
未継承 SNP 検査申込の際、牛コード (4) 連絡事項 (12) 牛群検定に加入してください。牛コードを記入して下さい。 本申込書に記入いただいた個人情報は、検査業務以外の目的に利用することはございません。																																																																					

- ① 申込年月日を必ず記入してください。
- ② 申込者の住所、氏名、会員番号を必ず記入し、しっかりと捺印してください。
- ③ 試料の採取日および採取者職氏名は、採取の責任を明確にするために必ず記入・捺印してください。
- ④ SNP 検査を申込む場合は、牛群検定に加入していることが条件であるため、牛群検定農家コードおよび牛コードを必ず記入してください。
- ⑤ 支部・承認団体名を必ず記入・捺印してください。
- ⑥ 品種は、該当するものを○で囲んでください。雑種は、その他欄に「F 1」または「雑種」と記入してください。申込牛がジャージー種の場合は、申込者がジャージー協会の会員である必要があります。
- ⑦ 検査種目は、該当するものを○で囲んでください（複数可）。無角の検査はその他欄に「無角」と記載してください。
- ⑧ 検査対象牛の個体識別番号を記入してください。父牛・母牛欄は、登録（並びに登録申込中）の両親を書いてください。父牛・母牛候補がある場合は、それぞれ父②、母②として本牛の下段に追記してください。検査対象牛の父牛番号に略号が記載されているケースが見られます。記載は登録番号でお願いします。父牛が和牛の場合は「黒 1234」または「黒原 1234」の様式で記入願います。

検査対象牛は本牛1頭につき1検査となります。また、検査試料（試料番号を持たない新規の検査）は本牛を含め3頭分までです。

- ⑨ 本牛および母牛が試料番号を持っている場合は、試料番号を記入してください。
母牛が死亡している場合は、「死亡」と記入してください。
- ⑩ 検査対象牛の名号を記入してください。カナのフルネームでお願いします。本牛の名号欄は登録牛のみ記載してください。登録申込中・無登録牛は記載しないでください（記載してあった場合は削除しています）。父牛が和牛の場合は和牛の名号を漢字のフルネームで記載してください。
- ⑪ 生年月日、性、並びに双子の有無について確認し記入してください。
- ⑫ 結果を早く知りたい方はその旨記載してください。遺伝検査部で結果が出次第、FAXにて連絡します。

（支部・承認団体事務担当者へのお願い）

地方ターミナルシステムで遺伝子型検査の申込書を作成することができます。入力した血統登録番号から名号・生年月日が自動記載されますので便利です。また地方ターミナルシステムで作成した申込書に限り押印も省略することができます。

3) 検査試料について

（1）検査試料を採取する時の注意事項

- ① 当協会が委嘱した登録委員（血液の場合は獣医師）が採取します（=採取者）。
- ② 申込者（所有者または管理者）は、必ず立ち会ってください（=立会者）。
- ③ 本牛に個体識別耳標が装着されていることを確認し、採取者と立会者で個体確認した上で、採取してください。
- ④ 各種検査試料毎の採取方法については遺伝検査部の案内に従ってください。
- ⑤ 毛根を採取する際には、採取部位にブラシがけをして汚れを取り除き（汚れがひどい場合には水洗い・乾燥してから）、乾いたタオル等で拭いてから行ってください。

（2）検査試料の種類については以下のとおりです。

検査試料	該当する検査種目	必要量	採取・送付の条件	採取・送付器具
毛根 (尾房部)	SNP検査	80本以上	汚れていない、質の良い毛根が確認されたもの、常温	ビニール袋 ラベル
毛根 (尾根部)	フリーマーチン および SNP 検査 以外	30本以上	汚れていない、質の良い毛根が確認されたもの、常温	毛根台紙
血液	フリーマーチン	5.0ml程度	新鮮な全血、冷蔵が望ましい、血清は不可	採血管(EDTA入り) ヘパリン入りは不可
精液	フリーマーチン 以外	0.25ml程度	希釀精液、生精液等、冷蔵が望ましい	人工授精用ストロー
肉片 (耳片)	フリーマーチン 以外	若干量	腐敗や乾燥を防ぐため液浸が望ましい	専用容器

※精液や肉片(耳片) や血液でも、遺伝子型検査を行うことができます。

詳細は、（一社）家畜改良事業団遺伝検査部（TEL:027-269-2441）へお問合せ願います。

(3) 親子判定の検査試料について

- ① 親子判定に関する検査については、検査を行う本牛と母牛の検査試料を必ず採取して送付してください。ただし、過去に本牛として遺伝子型検査の親子判定に関する申込みを行い、試料番号を持っている場合は試料採取不要ですので、試料番号欄に試料番号を記入してください。
- ② 母牛が死亡して試料採取できない場合は、母牛の試料番号欄に「死亡」と記入してください。死亡していても試料番号を持っている場合は、その番号を記入してください。

(4) 試料番号について

- ① 遺伝子型検査を受けた牛は試料番号が付番されます。
- ② 本牛として検査を受け、試料番号を持っている検査対象牛については、その試料番号を記入すれば、その牛の検査試料は採取せずに検査が受けられます。
※ S N P 検査で付番される試料番号は親子判定に関する申込みで付番される試料番号と異なりますのでご注意ください。
- ③ 検査を行う本牛や母牛、母牛候補が過去に遺伝子型検査の親子判定に関する申込みを本牛として受けているか、また過去に取得した試料番号を知りたい時は、当協会 Web で検索できます。

トップページの「情報」から「情報一覧」を選択し、各種情報検索の「遺伝子型検査情報」を押すと、「遺伝子型検査情報・検索」画面が表示されます（図 1）。

確認したい牛の登録番号を入力して検索ボタンを押すと、遺伝子型検査状況が表示され、検査済みであれば試料番号が表示されます（図 2）。

（図 1）

遺伝子型検査情報・検索

品種	: H.O.L : ホルスタイン
外国符号	: 日本
性別	: 雄 (検索は雌牛のみ)
登録番号	: <input type="text"/>
<input type="button" value="検索"/> <input type="button" value="キャンセル"/>	

登録番号 10桁を入力して
検索ボタンをクリック

（図 2）

遺伝子型検査情報・検索

遺伝子型検査状況

試料(血清)番号	1495709
検査種別	青
DNA型	無
赤血球型	無
検査年月日	2022

B.L.D : 白血球枯萎不全症 (B.L.D)
C.V.M : 混合管融解形 (C.V.M = 正常)
プラネス(イナ : 牛細管複合体形 (B)
黒脚 (M.F.F = 正常; M.F.C = 异常)
赤毛因子 (R.D.F = 正常; R.D.C = 异常)

検査済牛であれば
試料番号が表示されます

(5) 試料採取を伴わない判定について

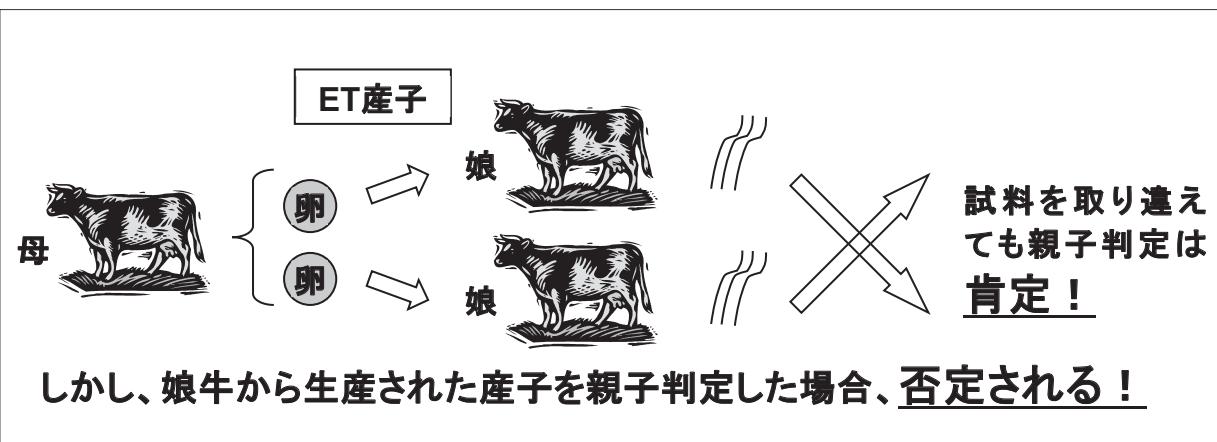
親子判定に関する申込みについて、申込書に記入する検査対象牛の全てが本牛として過去に検査を受けており試料番号を持っている場合、検査試料の採取は不要です。検査種目の希望する検査種目と「○試料採取を伴わない判定」の2か所を○で囲み、検査対象牛欄に試料番号を記入してください。

4) 注意事項

(1) 個体確認の徹底について

父母が同じ受精卵を複数の牛に移植して生産された産子を親子判定した際に、検査試料が誤って交差しても親子判定は肯定されます。しかし、その産子が親牛となり、生産した産子の親子判定を行う時には、記録されているDNA型は交差した相手のものであるため、親子判定は否定されることになります。検査試料の採取の時は、採取者と立会者で徹底した個体確認をするようお願いします。

検査試料を誤って交差した例



(2) 供卵牛検査と本牛ET同時申込みについて

ET生産牛の場合は、事前に供卵牛検査を行ってください。本牛ETの親子判定と同時に供卵牛検査を申込む場合、供卵牛検査で肯定の結果が出た後でETの親子判定を行います。この場合、母牛(=供卵牛)の試料採取は1回で済ませることができます。

なお、供卵牛検査で否定の結果となった場合は事故照会となり、再検査で肯定の結果となるまで本牛ETの親子判定は保留となります。

(3) 追い移植した場合のフリーマーチン検査について

追い移植や一度に複数個の受精卵を移植した場合、出生した牛が雌单子でもフリーマーチンの可能性があるとみなしますので、フリーマーチン検査を受けるか、分娩または受胎が確認できるまでの間は登録を保留します。

(4) SNP検査の申込みについて

① SNP検査は牛群検定に加入しているホルスタイン種の登録牛または登録申請牛が対象です。SNP検査を申込む前に血統登録がされているかを確認してください。また、ゲノミック評価公表前までに血統登録が済んでいなければ評価値は公表され

ません。

- ② S N P 検査は結果が出るまでに時間が掛かります。直近のゲノミック評価公表に間に合わせるためにには、検査の申込みを公表 2 カ月前までに済ませてください。
- ③ 遺伝検査部で発行している遺伝子型検査の検査成績報告書ですが、令和 2 年 7 月以降に発行されたものには用紙右上「受付 No」の右側に記載項目が増えました。これは当協会における遺伝子型検査の処理番号で、記載内容について照会する場合には、こちらの番号をお伝えいただけすると回答がスムーズになります。
- ④ 牛群検定の未経産牛加入漏れにご注意ください。
- ⑤ S N P 検査の遺伝子型検査申込書用紙、採取・送付器具（ビニール袋、ラベル、封筒）は当協会から発送しますので、ご使用の際は当協会にご連絡願います。

(5) 親子判定と S N P 検査の同時申込みについて

- ① 親子判定と S N P 検査は 1 枚の申込用紙で同時に申込みができます。
- ② 検査は親子判定、S N P 検査の順で進行します。親子判定で疑義となった場合、事故照会となり正しい血縁関係が判明するまで S N P 検査は保留となります。
- ③ S N P 検査を先に申込み、血統疑義となった場合も事故照会となります。当協会に申し込んだ S N P 検査（一般申込み）は 2 回まで当協会負担による親子判定を受けることができます。

(6) 選定 S N P 検査事業について

- ① 令和 5 年度においても選定 S N P 検査事業が実施されます。雄は乳用種雄牛後代検定に参加（予定）のもの。雌は「23. E T 生産雌牛」と「70. カスタム（X T）S N P」の同時申込時、または「23. ET 生産雌牛」検査済で「70. カスタム（X T）S N P」を申込むものが対象です。
- ② 選定 S N P 検査事業として受付可能な S N P 検査について、これまで切り替えの有無を照会確認しておりましたが、今年度より当協会で選定 S N P 検査事業として受付いたしますのでご了解願います。
- ③ 選定 S N P 検査の申込頭数には上限があります。上限に達した後に選定 S N P として申請してきた申込書については一般 S N P 検査に切り替えるか、取り下げるか照会を行います。
- ④ 選定 S N P 対象牛は血統登録牛または登録申請中のものに限ることから、登録申請がまだのものは令和 6 年 2 月末までに個別登録申込の申請をお願いします。申請の遅れや事故照会などで血統登録が間に合いませんと通常の一般 S N P 検査料金が発生いたしますのでご注意ください。

(7) 検査結果を早急に通知されたい場合の申込みについて

検査結果を早急に知りたい場合は、遺伝子型検査申込書の連絡事項欄に「結果が出次第連絡願います」等を記入してください。結果が判明した段階で遺伝検査部から当協会へ F A X 連絡されますので、支部・承認団体へ F A X を転送します。

（支部・承認団体事務担当者へのお願い）

地方ターミナルシステムで遺伝子型検査の検査結果を閲覧することができます。申請中のものについても結果が出次第反映することから、検査成績報告書の到着前でも結果を確認するこ

とができます。また過去の検査を検索することで申込の重複を防ぐこともできます。

(8) 品種がホルスタインかF 1か分からぬ場合について

肉用種を授精して生まれた子牛の親子判定の場合は、当協会を通さずに直接遺伝検査部へ雑種の親子判定の申込みをしてください。申込書が必要な場合は遺伝検査部宛にご連絡ください。当協会で配布している申込書で申し込むこともできます。その際は、遺伝子型検査申込書に「直接申込み」と必ず付記してください。記載がない場合は事故照会します。なお、当協会を経由しない遺伝子型検査申込みで取得した試料番号は当協会の親子判定で使うことはできません。

ホルスタイン種か肉用種のどちらが受胎したか不明な場合は、当協会を通して親子判定を申込むことができます。品種は、その他欄に「F 1」または「雑種」と記入し、検査種目は「24. 親子判定（一般）」を○で囲んでください。父牛欄は肉用種とホルスタイン種の両方を記載してください。なお、肉用種の種雄牛には同名牛がありますので表示用番号（例：黒 12345、黒原 1234）と名号を必ずセットで記入してください。

(9) 検査申込みの取り下げについて

やむを得ない理由により検査申込みを取り下げる場合は、余白欄に「取り下げ」と記載した検査申込書をFAXしてください。処理の中止を遺伝検査部に連絡します。ただし、検査が進行し取り下げができない場合もありますのでご注意ください。

(10) 特定遺伝性疾患および単蹄、赤毛因子の検査について

B L A D、C V M、単蹄、M S H R 遺伝子型（赤毛）、ブラキスパイナ、C D、B L A D・C V M・単蹄同時、並びに胚致死性関連遺伝子型7種類同時検査（H 1～H 7）の検査については、下記の「牛遺伝的不良形質対策事業」による申込書で申請すれば検査料金が割引対象となります。

牛遺伝的不良形質対策事業 遺伝子型検査申込書（支部経由で登録協会本部へ送付）										
(一社)日本ホルスタイン登録協会長様					申込番号	申込／令和	年	月	日	
申込者	住所	郵便番号	区市町村	姓名	印会員番号					
採取日	令和	年	月	日						
採取者所属氏名	印				支部・承認団体名	印				
※下記の検査を申請するにあたり、検査成績を公表することに同意します。										
検査の種類（必要な項目の番号を○で囲んで下さい）										
1.牛白血球粘着性欠如症（BLAD）		2.牛複合脊椎形成不全症（CVM）		3.単蹄検査（MF）		6.ブラキスパイナ（BY）				
4. MSHR 遺伝子型（赤毛）		5.3種類同時検査（BLAD・CVM・MF）		7.牛コレステロール代謝異常症（CD）		8.7種類同時検査（H1～7）				
検査試料										
1.毛根 2.その他（ ）										
過去の検査申込みで試料を送付した個体については、その試料を用いることができます。検査成績報告書に記載の試料番号を記入して下さい。										
被査	個体識別番号	試料番号	名	号	登録番号	生年月日	性	双子		
父牛		新規牛は事業用登記入 検査済牛は申込者記入				■-■ 年 月 日	雄	単・双		
母牛						■-■ 年 月 日	雌	単・双		
本牛						■-■ 年 月 日		単・双		

5) よくある親子判定の誤った事例

親子判定において下記のような誤った対応が見られます。正確に親子関係を確認できない場合、再度遺伝子型検査が必要となります。これを未然に防ぐために、以下の事例を参考にして、検査対象牛を確認の上、申込書に記入してください。

① 同一発情期または連続する2発情期に異なる種雄牛を授精した場合

【誤った対応】一方の父牛のみで親子判定をして否定された場合、もう片方を正しい父牛と自己判断し、血統登録の申込みを行ってしまう。

【正しい対応】考えられる父牛を全て申込書に記入する。(考えられる父牛が4頭以上いる場合には別紙に記入する。)

<事例>



<正しい記入例>

続柄	個体識別番号	試料番号	名号	登録番号
父牛1			エンドレス ジアンビ	53655
母牛	1184238227		スターリバー ジエファーソン マイア	
本牛	1252591452			
父牛2			オーケーフーム ハート ランカスター ET	53562
父牛3			ストレチア ミラクル ジャステイス ET	53508

② どちらの母牛から産まれたか分からぬ場合

【誤った対応】一方の母牛のみで親子判定をして否定された場合、もう片方を正しい母牛と自己判断し血統登録の申込みを行ってしまう。

【正しい対応】考えられる母牛(試料番号を持っていない母牛は1件の検査につき2頭まで)を全て申込書に記入する。

<事例>



<正しい記入例>

続柄	個体識別番号	試料番号	名号	登録番号
父牛			WHD オーシャニック ジョビアン ET	53812
母牛1	1230358374		サウスリバー ダーハム エリ	
本牛	1245766324			
母牛2	1230344056		ラブファーム ローリー チャンピオン ET	

③ 産まれてきた子牛がET生産牛かAI生産牛か分からぬ場合

【誤った対応】供卵牛のみを親子判定(検査の種類は受精卵移植の生産牛として)して否定された場合、受卵牛を正しい母牛と自己判断し、産子をAI生産牛として血統登録の申込みを行ってしまう。

【正しい対応】供卵牛および受卵牛の両方を申込書に記入し、母牛①および母牛②と記入する。
検査種目は「24. 親子判定(一般)」を○で囲む。

<正しい記入例>

続柄	個体識別番号	試料番号	名号	登録番号
父牛			スマックラント フリー トレジ ヤー	53414
母牛①	0283204768		エリザベス オブ タンケ ET	
本牛	1245766324			
母牛②	1230344056		ラブ フーム ローリー チヤンヒ オン ET	

④ 複数の牛の耳標が外れどちらの番号か分からぬ場合

【誤った対応】一頭のみを親子判定(それぞれの両親を記載)して血統上の両親が否定、もう一方の両親で肯定された場合、もう一方の牛と耳標番号が交錯したと自己判断し、肯定された両親の耳標に取り換えてしまう。

【正しい対応】複数の牛の耳標が外れていた場合、すべての牛にまず耳標を装着します。耳標番号は脱落したどの牛のものか問いません。その後、それぞれの両親を記載した親子判定を双方の牛で行って貰います。親子判定の肯定結果が登録証明書と異なった場合は親子判定の結果に合わせ血統情報を修正する必要があります(有料)。

12. S N P 検査における血統疑義の取扱いについて

S N P 検査（補助事業・alic 事業を含む）によって親子関係に疑義が認められた場合は、本当に血統疑義なのか、S N P 検査の検査試料が正しかったのかを証明するため親子判定が必要になります。

血統疑義となったものは当協会で可能な限り調査を行い、照会文章並びに1回目の親子判定の申込書を作成して支部・承認団体宛に送付しています。支部・承認団体の担当者は、照会文書を基に調査を行い、検査試料を添えて遺伝検査部へ送付して下さい。

1) 親子判定の検査について

- (1) S N P 検査で血統疑義となったものは、遺伝子型検査による親子判定で肯定の結果となる必要があります。血統疑義となった本牛（S N P 検査を行った牛）および母牛の検査試料を採取して遺伝検査部まで送付してください。
- (2) 当協会で作成した照会文章、並びに親子判定の申込書を参考に正しい血縁について調査を行い、記載内容に加修除がある場合は適宜修正して申請してください。
- (3) 下記のように、検査対象牛の父牛・母牛欄は血統上の両親を記載してください。他に父牛・母牛の候補がいる場合は、下段の空白欄にそれぞれ父②・母②と追記の上、検査試料の採取・送付をお願いします。

続柄	個体識別番号・登録番号	外国符号	試料(血液)番号	送付試料	名 号
父牛	血統上の父牛登録番号		新規牛は事業団が記入 検査済牛は申込者記入	送付する試料に ✓印を付けて下さい	父牛名号（カナ・フルネーム）
母牛	血統上の母牛登録番号		死 亡	<input type="checkbox"/> 毛根 <input type="checkbox"/> 耳片 <input type="checkbox"/> 血液 <input type="checkbox"/> その他	母牛名号（カナ・フルネーム）
本牛	本牛の登録番号			<input type="checkbox"/> 毛根 <input type="checkbox"/> 耳片 <input type="checkbox"/> 血液 <input type="checkbox"/> その他	本牛名号（カナ・フルネーム）
父②	父牛候補の登録番号			<input type="checkbox"/> 毛根 <input type="checkbox"/> 耳片 <input type="checkbox"/> 血液 <input type="checkbox"/> その他	名号（カナ・フルネーム）
母②	母牛候補の登録番号		試料番号	<input type="checkbox"/> 毛根 <input type="checkbox"/> 耳片 <input type="checkbox"/> 血液 <input type="checkbox"/> その他	名号（カナ・フルネーム）

- (4) 父牛の候補が複数いる場合は、別途一覧表を作成して送付してください。
- (5) 当協会で作成した親子判定の申込書には試料番号が附番されている場合がありますが、血縁疑義となった検査試料が別牛のものである疑いもありますので、本牛について新たに採取・送付をお願いします。
- (6) 過去に本牛として親子判定（供卵牛検査や抜取調査を含む）を受け、試料番号を持っている母牛は、その試料番号を記入すればその牛の検査試料の採取・送付は不要です。ただし、過去の検査に試料送付誤りの可能性がある等の場合は新たに送付された検査試料で検査が行われ、新たな試料番号が付番されます。
- (7) 本牛死亡の場合も、S N P 検査をした時の検査試料で親子判定の検査が行える可能性があります。当協会で当時の検査試料で調査可能か確認し、検査が可能な場合は親子判定の申込みの依頼を行います。
- (8) 母牛死亡で検査試料が採取できない場合には、父子間のみで親子判定を行います。

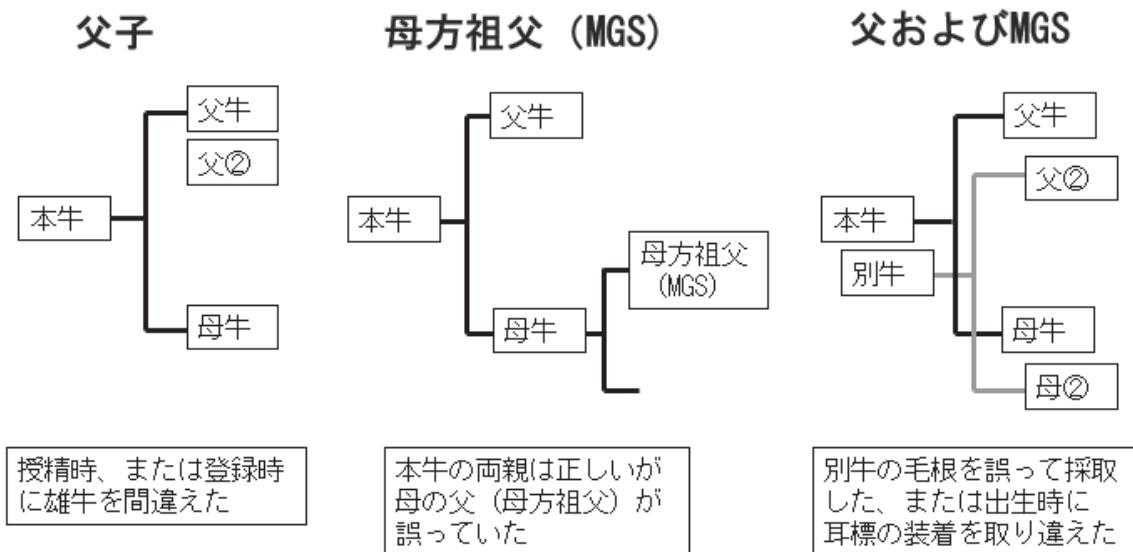
この場合「試料（血液）番号」欄に「死亡」と記載してください。但し、他の母牛候補がいる場合は父母子で親子判定を行います。

(9) 本牛や母牛、関連牛が他県にいる場合は、当協会から当該県の支部・承認団体へ検査試料採取を依頼しますので、その際はご連絡ください。

(10) 親子判定を行って否定の結果となった場合は、肯定の結果が得られるまで再度の親子判定が必要です。母牛が死亡しており検査ができない、または正しい母牛の特定ができないといった場合は、父子間のみで親子判定を行い、父子関係の肯定結果を得る必要があります。

2) 血統疑義の種類と対応について

血統疑義には、父子間の疑義、本牛と母方祖父(MGS)間の疑義、父および本牛と母方祖父(MGS)間の疑義、の3種類があります。



(1) 父子間の疑義の場合

	母牛生存（試料採取）	母牛死亡
本牛生存 (新たに試料採取)	父母子で親子判定し、正しい血統に基づいて本牛の血統更正。 親子判定否定の場合は再調査。	父子間で親子判定し、正しい血統に基づいて本牛の血統更正。親子判定否定の場合は再調査。
本牛死亡 (S N P 時試料)	本牛と母牛で親子判定し、①肯定ならば授精記録等から正しいと思われる父に血統更正、②否定ならば再調査。	調査終了し、本牛の血統登録の取消を行う。

(2) 本牛と母方祖父(MGS)間の疑義の場合

	母牛生存（試料採取）	母牛死亡
本牛生存 (新たに試料採取)	父母子で親子判定し、正しい血統を確認した後、母とMGSで親子判定を行う。正しい血統に基づいて本牛または母牛の血統更正。 親子判定否定の場合は再調査。	父子間で親子判定し、正しい血統に基づいて本牛の血統更正(血統濃度50%)を行う
本牛死亡 (S N P 時試料)	母とMGSで親子判定し、正しい血統に基づいて母牛の血統更正。親子判定否定の場合は再調査。	調査終了し、本牛の血統更正(血統濃度50%)を行う

(3) 父子間および本牛と母方祖父(MGS)間の疑義の場合

	母牛生存（試料採取）	母牛死亡
本牛生存 (新たに試料採取)	父母子で親子判定し、①肯定ならば母とMGSで親子判定し、正しい血統に基づいて関係牛を血統更正、②否定ならば再調査。	父子間で親子判定し、正しい血統に基づいて本牛の血統更正(血統濃度50%)を行う
本牛死亡 (S N P 時試料)	母とMGSで親子判定し、正しい血統に基づいて関係牛の血統更正。 親子判定否定の場合は再調査。	調査終了し、本牛の血統登録の取消を行う。

※ S N P 検査を行う際の注意事項

血統疑義の中にはS N P 検査申込みの際の試料採取間違いと思われる事例もあります。試料採取の際は、必ず耳標によって個体確認をし、試料封入の際は、試料採取用のラベルに記入した個体識別番号と一致しているか必ず確認してください。

また、母子間の矛盾も発生していることから、子牛が生まれた際は親子関係を確認の上、早期に耳標を装着するよう農家にご指導願います。

3) 親子判定の検査料金負担について

- (1) 当協会に申込みを行ったS N P 検査における血統疑義解消のための親子判定検査は、2回まで当協会で検査料金を負担します。
- (2) 補助事業で実施しているS N P 検査における血統疑義解消のための親子判定検査は、2回まで当協会が検査料金を負担します。
- (3) alic 事業によるS N P 検査における血統疑義解消のための親子判定検査は、1回のみ当協会が検査料金を負担します。

4) 親子判定後の血統更正について

- (1) 血統疑義は血統登録証明書の更正が行われることで完了します。血統更正は無料で行いますので、血統疑義が解消した牛の血統登録証明書を「S N P 無料更正」と分かるよう付箋等貼付の上、速やかに当協会へ送付してください。
- (2) 更正のための申込書の作成は不要です。また、地方ターミナルシステムによる入力も不要です。
- (3) 血統疑義が解消した牛の関連牛（母牛、子孫牛、血統入れ違いの相手牛、双子等）についても無料で血統更正を行いますので、血統疑義が解消した牛と一緒に血統登録証明書を当協会に送付してください。
- (4) 血統の更正により本牛の名号も更正となり、希望名号をつけたい場合は血統登録証明書に付箋等で連絡してください。希望名号の連絡がない場合は、当協会で自動命名します。
- (5) 本牛や母牛の生年月日が更正対象となる場合は、速やかに家畜改良センターに修正報告を行ってください。修正報告が確認できるまで、更正処理は保留となります。
- (6) 本牛または母牛、姉妹牛、娘牛といった関連牛がいたが、更正前に死亡してしまった場合は血統登録証明書の返送を省略することができます。原簿上（データ上）の更正を行いますので、その旨ご連絡ください。
- (7) 血統疑義が解消されるまでは、審査証明、能力証明、ゲノミック評価などが保留となります。また娘牛や姉妹牛の血統登録申込みも保留となります。血統疑義が解消されなければ正しい評価に基づく改良を進めることができません。必ず正しい血統登録にするためにご協力を願いします。

（支部・承認団体事務担当者へお願い）

alic 事業による SNP 検査で、血統登録していない牛を SNP 検査している事例が見受けられます。SNP 検査に関する取扱要項では、「検査の対象は、ホルスタイン種登録牛または登録を受けようとするものとする。」と定めています。
SNP 検査実施予定の牛は、登録状況を確認するようお願いします。

13. 審査・調査について

1) 審査の対象と料金

(1) 牛群審査

- ① 同一所有者の同一牛群内における全ての登録経産牛を対象とします。ただし、前回牛群審査を受検した牛は6カ月以上を経過するか、産次が更新していなければなりません。また次のものは牛群審査の対象牛から除くことができます。
- ・満5歳以上のもの
 - ・繁殖の用に供さないもの
 - ・国または都道府県等の施設で試験研究用として飼養されているもの
 - ・その他、審査委員が審査できる状態でないと認めたもの(分娩関係や疾病等で正常な状態でないもの等)
- ② 審査料金は、牛群料22,000円に頭数料2,200円×実施頭数の合算額とします。

(2) 牛群奨励審査

- ① 後代検定体型調査(後述)の際に、農家が受検希望する牛について実施します。
- ② 審査料金は、1～6頭までは1頭につき5,500円、7頭目からは牛群審査料金を適用します。

(3) 個体審査

- ① 雄牛の審査。
- ② 雌牛は同一牛群内の登録経産牛が3頭以下の場合など特例的な場合に限ります。
- ③ 審査料金は、1頭につき9,240円です。

2) 審査の申込み

(1) 牛群審査

- ① 牛群審査を受検する場合は申込書に必要事項を記入の上、審査開始日の概ね1ヵ月前までに当協会へ提出してください。 申込書の様式は2種類あり、牛群検定実施農家の場合は「審査成績証明申込書(牛群審査)①」を、牛群検定を実施していない農家やジャージー種、ブラウンスイス種の場合は「審査成績証明申込書(牛群審査)②」を使います。
- ② 審査日程等の都合上、現地での新たな追加農家の申込みは受け付けませんので注意してください。

(2) 牛群奨励審査・個体審査(雄・雌)

- ① 「審査成績証明申込書(牛群審査)②」に必要事項を記入の上、審査開始日の概ね1ヵ月前までに必ず提出してください。
- ② 牛群奨励審査は、便宜、現地でも受けます。

(3) 留意事項

- ① 審査の各種申込書は、当協会Webの各種申込書をクリックすると表示され、印刷できます。
- ② 申込書の代わりに、牛群検定記録票(写)を利用することができます。その場合、

審査受検予定頭数を明記したものを送付してください。

- ③ 無登録牛は審査できません。

3) 後代検定体型調査

(1) 基本事項

- ① 後代検定の材料娘牛を飼養する牛群検定農家を対象として実施します。
- ② 調査の対象は、初産検定中の材料娘牛および同期牛とし、初産分娩月齢18月～35月齢の登録牛で、分娩後1年以内で泌乳中のものとします。
- ③ 1農家あたりの実施頭数は20頭までとし、各県の計画頭数の範囲内で実施します。
- ④ 調査では、体型審査に加えて「気質」、「搾乳性」を飼養者から聴取します。
- ⑤ これらの調査に係る農家負担はありません。

(2) 留意事項

- ① 材料娘牛および同期牛が、無登録や未分娩、初産分娩月齢18月未満または35月齢以上の分娩、分娩後1年以上、盲乳、疾病や事故、前回調査済みは調査対象牛となりません。無登録牛は、材料娘牛であっても調査対象にはなりません。
- ② 材料娘牛が前記①のいずれかに当てはまる場合は、事前に支部・承認団体へ連絡ください。
- ③ 材料娘牛が2頭以上(双子も可)いれば、それぞれを同期牛として調査します。

4) 搾乳ロボット適合性調査

(1) 基本事項

- ① 「搾乳ロボット農家」もしくは「つなぎまたはパーラー搾乳農家(搾乳ロボットと比較検討するため)」のうち、牛群検定農家を対象として実施します。
- ② 調査の対象は、検定中の初産から3産までの登録牛とし、分娩後1年以内で泌乳中のものとします。また、分娩月齢が初産18月～35月齢、2産30月～55月齢、3産42月～75月齢のものとします。
- ③ 1農家あたりの実施頭数は20頭までとし、各県の計画頭数の範囲内で実施します。
- ④ 調査では、体型審査に加えて「気質」、「搾乳性」を飼養者から聴取するほか、搾乳ロボット農家を対象としたアンケート調査を実施します。
- ⑤ これらの調査に係る農家負担はありません。

(2) 留意事項

搾乳ロボット適合性調査と有料審査(牛群審査・奨励審査)を同時に実施することはできません。4産以上の審査を予定している農家には全牛を「牛群審査」で受検するよう事前に調整をお願いします。

5) 日程表

当協会Webの[支部・承認団体へのお知らせ]から「審査日程表」の様式を使用して作成してください。

6) 審査・調査の実際

(1) 審査当日

- ① 当協会の審査委員と支部・承認団体担当者が農家に出向き、該当牛について、血統登録証明書との照合や分娩確認を行った上で、4区分得率と決定得点評価、線形評価を行います。
- ② 審査後、審査委員は現地で審査結果を打ち出し、農家にお渡します。合わせて、直近の遺伝情報や種雄牛情報、近交回避情報について説明します。
- ③ 牛群審査および牛群奨励審査、個体審査の際には、血統登録証明書に審査得点を押印します。
- ④ 牛群審査を受検した農家には、「牛群審査受検の証」シールを配布しています。
- ⑤ 90点以上になった牛（エクセレント）には「Excellent Female」シールを配布しています。



【牛群審査受検の証シール】



【Excellent Female シール】

(2) 審査後

- ① 牛群審査/体型調査の結果は、所有者関係を確認した上で審査成績を証明します。また、初産牛の審査データは種雄牛および雌牛の遺伝評価分析に利用され、遺伝情報として酪農家にフィードバックされます。
- ② 審査成績の優秀牛群や高得点牛は、年度表彰や当協会 Web で公表しています。
- ③ 牛群審査を受検した牛には「審査成績証明書」を、牛群奨励審査や個体審査を受検した牛には個体毎に「血統能力証明書（審査成績証明書）」を発行します。
- ④ 体型調査を受検した牛で審査成績証明書の発行を希望する場合は、有料で対応しています。

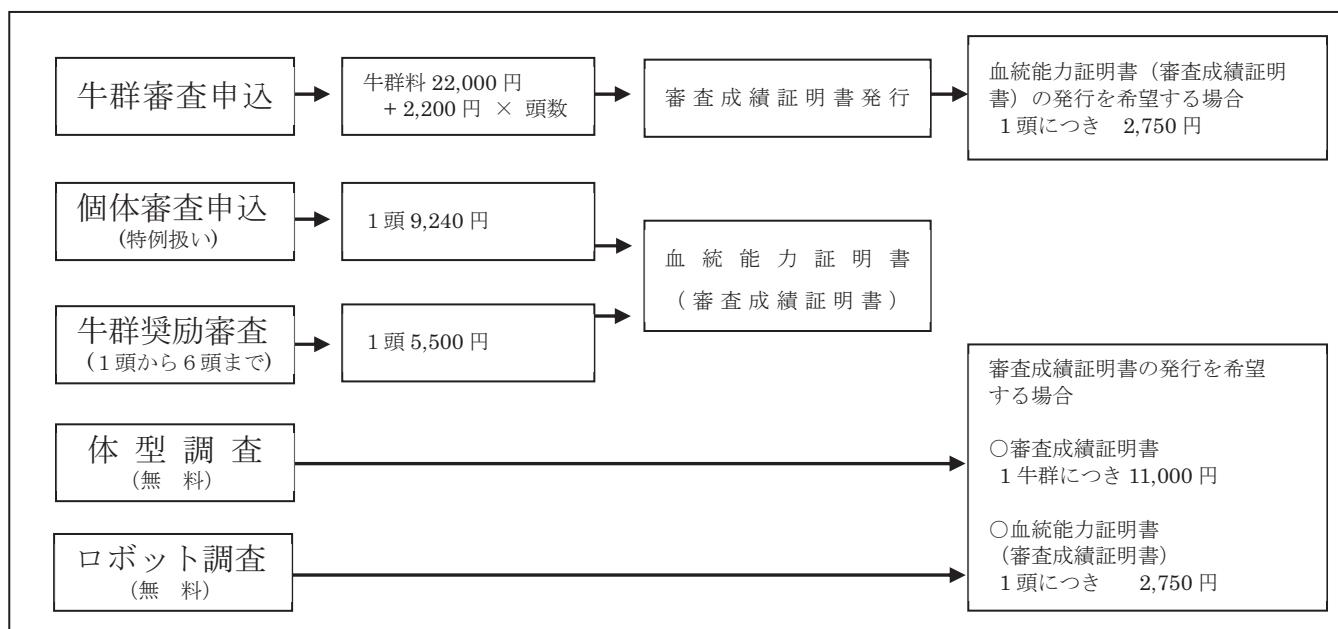
(3) 牛群審査、個体審査の事故照会牛(移動未了など)の取扱い

- ① 事故照会し、事故が解決するまで審査成績証明は保留します。
- ② 保留した審査成績証明は事故が解決された場合、審査成績証明書を発行します。

(4) 農家が準備する書類

- ① 血統登録証明書
- ② 繁殖台帳
- ③ 牛群検定成績表
 - ・新規牛追加のため「牛コード」、「分娩年月日」が確認できるもの。
- ④ 牛群検定終了通知書または血統能力証明書
 - ・エクセレント（体型審査得点 90 点以上）の条件である「繁殖記録（在胎日数・産次数）」、「能力（乳量）」が確認できるもの。
 - ・検定中の場合は、条件が確認できるものであれば牛群検定成績表（個体累計）も可。
- ⑤ 牛群検定成績表・検定終了通知書は牛群検定 Web システムによる確認も可。
- ⑥ エクセレントの条件が確認できない場合、エクセレント牛として評価できません。予め書類等の準備には十分ご留意願います。

審査の仕組みと料金

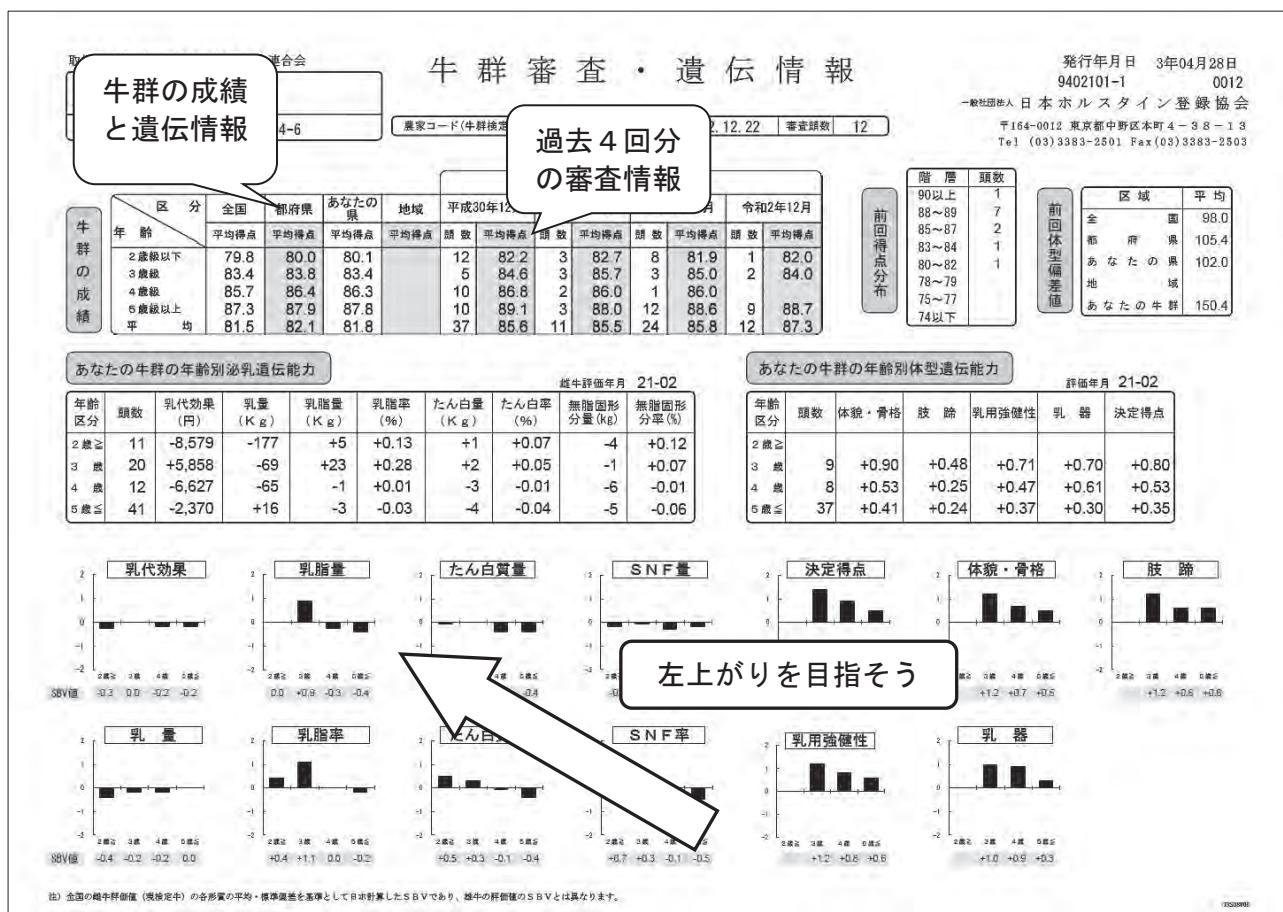


7) 審査の際に持参する情報

(1) 牛群審査・遺伝情報

受検農家の経産牛について、直近の雌牛遺伝評価から、乳代効果や乳量、各乳成分量・率の平均した推定遺伝能力(推定育種価：E B V)と、遺伝的特徴を明確にするためにE B Vを標準化した標準化育種価(S B V)を表示しています。

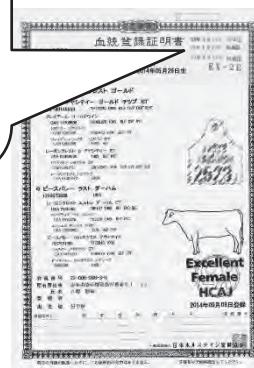
各形質の平均E B V値がプラスの高い数値で、年齢の若い牛ほど遺伝的能力が高ければ、S B Vのグラフはプラスで左上がりになります。したがって、グラフが左上がりであるほど、近年における雌牛の選抜淘汰や交配種雄牛の選定などが適切であり、遺伝的改良が順調に進んでいると判断できます。



【※】 雌牛 EX-E 制度を開始

アメリカ、カナダ等では、以前から体型審査得点 90 点以上に評価した牛を通称、エクセレント(EX)と称していましたが、日本においても平成 29 年 4 月より EX-E 制度を開始しました。

この制度は、EX に評価された牛が分娩更新等の条件を満たして再度 90 点以上に評価されたときに、長い期間にわたって優れた体型を維持した証として審査得点に「2E」、「3E」等の「E」表記をします。



(2) 個体遺伝能力

受検農家の牛群検定加入牛について、個体毎に主な泌乳形質と直近の体型形質の遺伝評価値(E B V)を表示しています。特に、経営に重要な乳量や乳成分率の評価値がプラスで高い数値の牛は、後継牛を確保するための基礎牛であると判断できます。

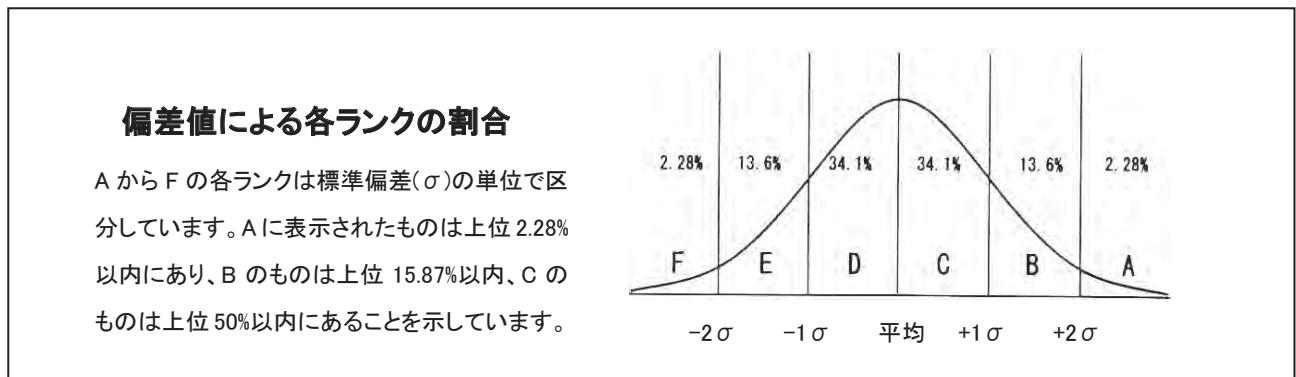
評価値がマイナスの牛には、その形質のプラスの高い評価値を持った種雄牛を交配することで、改良を進めることができます。評価値がマイナスの高い数値になっている牛は、場合によっては淘汰の対象とします。また各個体について、能力と体型の遺伝評価値を持っているものは総合指標であるNTPが表示されます。NTPがプラスで高い牛ほど、長持ちして、より高い生産性を期待できる牛だと言えます。

個体遺伝能力											
牛コード	登録番号	父牛略符号	N T P	乳代効果	乳量	乳脂率	蛋白質率	無脂固形分	肢蹄	乳器	決定得点
牛コード順 に表示											
2474	12 746	JP5H53241	+1,262 (B)	+38,531 (B)	+295 (C)	+0.31 (C)	+0.06 (C)	+0.03 (C)	+0.53 (B)	+0.93 (B)	+1.12 (B)
2475	12 753	JP5H53241	+276 (C)	-12,963 (D)	-187 (D)				+0.62 (B)	+0.54 (C)	+0.97 (B)
2480	12 807	54642	+459 (C)	+8,243 (C)	+31 (C)				+0.60 (B)	+0.71 (C)	+0.70 (C)
2483	12 838	IH7235	+1,226 (B)	+36,158 (B)	+294 (C)				+0.36 (C)	+0.71 (C)	+0.36 (C)
2486	12 869	JP5H52083	+177 (D)	+45,926 (B)	+727 (F)				+0.25 (C)	+0.23 (D)	+0.27 (D)
2489	12 890	JP5H53215	+1,556 (A)	+117,898 (A)	+1,589 (A)	-0.28 (E)	-0.13 (E)	-0.18 (E)	-0.12 (E)	+0.12 (D)	+0.58 (C)
2491	12 913	JP5H52083	+75 (D)	-38,212 (D)	-704 (E)	+0.41 (B)	+0.21 (B)	+0.26 (B)	+0.43 (C)	+0.39 (C)	+0.73 (C)
2492	12 920	JP5H53241	+1,313 (B)	+10,456 (C)	-86 (D)	+0.31 (C)	+0.25 (B)	+0.18 (B)	+0.25 (B)	+1.14 (B)	+1.12 (B)
2493	12 937	JP5H53241	+1,028 (B)	+16,593 (C)	+101 (C)	+0.08 (D)	+0.15 (D)	+0.13 (C)	+0.34 (C)	+1.30 (A)	+1.28 (A)
2541	10 419	JP3H03479	-90 (D)	-71,144 (F)	-1,191 (F)	+0.71 (A)	+0.31 (A)	+0.29 (A)	-0.06 (D)	+0.32 (C)	+0.38 (C)
2754	12 546	JP5H52083	-542 (C)	-542 (C)	-542 (C)	-0.04 (C)	-0.04 (C)	-0.04 (C)	+0.06 (C)	+0.01 (D)	+0.25 (D)
2758	12 584	54115							-0.11 (D)	+0.31 (C)	-0.19 (E)
2759	12 591	54115							+0.02 (C)	+0.07 (D)	+0.94 (B)
2765	12 652	200H3205							+0.07 (C)	+0.79 (A)	+0.90 (B)
2771	12 713	53796							-0.02 (D)	+0.01 (D)	+0.61 (C)
3001	12 013	JP5H52755	+652 (C)	+37,090 (B)	+504 (B)	-0.10 (D)	-0.04 (D)	-0.07 (D)	+0.68 (B)	+0.48 (C)	+0.42 (C)
3005	12 051	JP5H52755	+347 (C)	+47,548 (B)	+718 (B)	-0.25 (E)	-0.11 (E)	-0.12 (D)	+0.40 (C)	-0.33 (E)	-0.39 (E)
3006	12 068	JP5H52755	-	+22,630 (C)	+106 (C)	+0.17 (C)	+0.13 (C)	+0.19 (B)	-	-	-

牛群検査
一般社団法人 日本ホルスタイン登録協会
〒164-0012 東京都中野区本町4-38-13
TEL (03)-3383-2501 FAX (03)-3383-2503

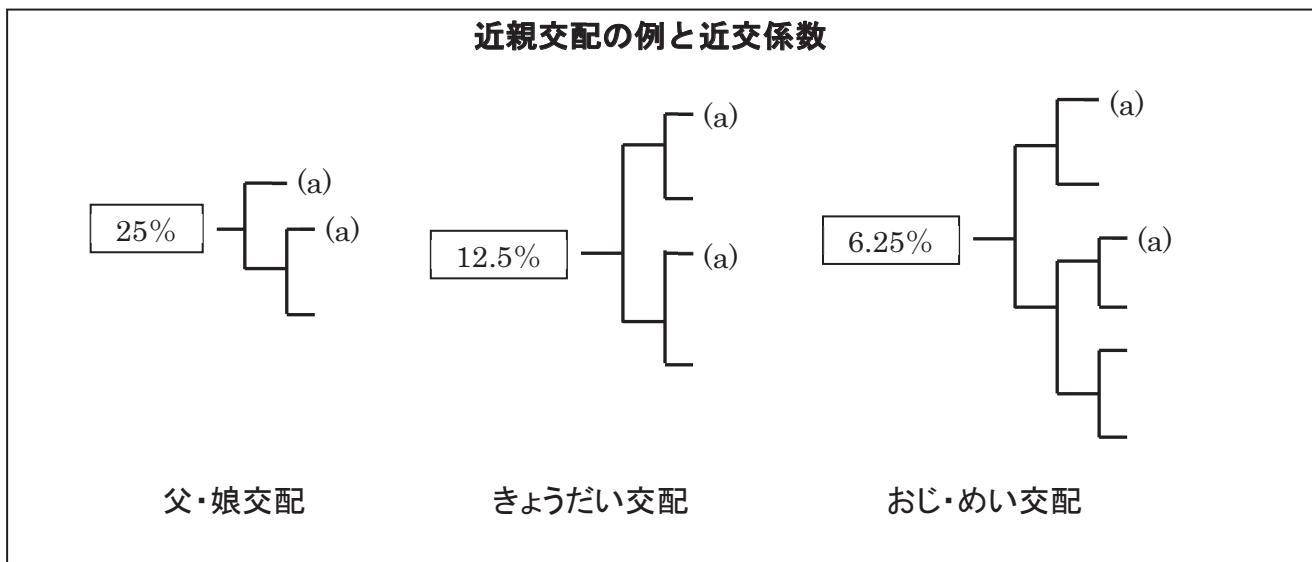
各形質は A から F にランク分け

初産および二産以上で条件があつたものについて NTP が表示されます



(3) 近交回避リスト

受検農家の雌牛に対して近交係数 6 %未満になる種雄牛(近交回避対象種雄牛リスト参照)を略号で掲載しています。一般に、強い近親交配は子牛の死亡率を高めるとともに、発育や泌乳能力の低下を招く原因になります。このリストに掲載されている種雄牛であれば、近親交配の面からは安心して利用できます。



(4) 近交回避 対象種雄牛リスト

前ページにある「近交回避リスト」に掲載されている種雄牛の略号、名号、区分およびNTP値を掲載しています。

近交回避 対象種雄牛リスト 埼玉県 (略号順)			平成31年4月17日		
略号	名号	区分 NTP	略号	名号	区分 NTP
JP0H55536	NLBC ヘリクレス オー・ソン ET	国内 1791	JP3H56864	ドリーミー クラキー モンスター ハンター ET	国内 2762
JP0H56736	スルチア マセイ マーシャル ET	国内 2433	JP3H56880	JO ニコラス ケイジー	国内 1927
JP0H56862 F	YKT テロリアン ラマ-	国内 2068	JP3H56899	エトリーリー ブラック スーパー レオ ET	国内 2180
JP3H53998			JP3H56917 U	SMF ストーム・グローヴ ET	国内 2137
JP3H55056			JP3H56919	モトロワゴン ゴールデン キルトン ET	国内 -
JP3H55079			JP3H56924	サニーウェイ オリーモード	-
JP3H55177			JP3H56926	ケネカンド デンブレス	-
JP3H55560			JP3H56927	NLBC ハンブード フラ	-
JP3H55604			JP3H56931 F	ティーエー レディースナーランド ゴールドフラ	-
JP3H55839	エイジアス ET	国内 2442	JP4H56292	TLM 7 ラ モード	国内 -
JP3H55888	タイエーピー レザービーム ET	国内 1642	JP4H56348	ティム 7 ラ モード	国内 -
JP3H55926	ウイングマン SW ナイアガラ ET	国内 2894	JP4H56365	ティーエー フェイス ブラクトボーグ	国内 2509
JP3H55953	レイパー ナイグラ ハーフスイ	国内 2879	JP4H56400	ベイビーランド スダン バウル ET	国内 2393
JP3H55978	ブレイン ミヅチ ブラックル ET	国内 1617	JP4H56593 FU	トクブジン KTCSO エビロウタ ET	国内 2296
JP3H55992	ライシングサン サマー ソウカ ET	国内 1718	JP5H54423	WHG ハーフリージャムナ ET	国内 1340
JP2H56101	EL エイド ヒル	国内 1721	JP5H55398	ワーピル ブラック シューゲイン ET	国内 1685
JP3H56115	ヒュンメル ロオ バラシオ		JP5H5552 F	サンクード スーパー エモーション ET	国内 2438
JP3H56137	ケネカンド ベンチーベル スカイ ET			「サバゲー」グレイブ ET	国内 1797
JP3H56191 F	カトム サンターハード			カジン スーパーレジエント	国内 1272
JP3H56204	サリクス レガーブ			エアリル ナイトアリーマーカス ET	国内 2042
JP3H56285	クローラード リュ ET			カシーン OOM ゲュラー	国内 1917
JP3H56321	JC サンライズ バンビーナ	国内 1474	JP5H55912	クーンバーレス スーパーマディー ET	国内 1688
JP2H56376	MFD ウエルカム スパイダ ET	国内 2097	JP5H55950	ティーエー レディスマナー ジェイド ET	国内 1340
JP3H56376	ティーロップ キャットマン ET	国内 2162	JP5H55973	スレチャ エグゼプ	国内 1956
JP3H56430 F	FEV- チーム モニシブ ET	国内 2464	JP5H55993	イハート エスラバーグ ET	国内 1640
JP3H56451 U	ハイクワーナー ナクル ホーリ	国内 2038	JP5H56250	クロウト エーカース M エザイル	国内 1826
JP3H56556	モニシブ ピューブラム ミ ET	国内 2830	JP5H56263	HMU ジュリー オース ギリバー	国内 1823
JP3H56573 U	YKT ウツチ バーマーン	国内 2225	JP5H56304	ゴールド N SW シュラム ET	国内 2300
JP3H56580	ティカベル ダブルウル ET	国内 2469	JP5H56465	ミキデール フリース ドサン ET	国内 2455
JP3H56605 F	クームーナ スーマン ベーラ ET	国内 2019	JP5H56682	ブルームン マックス ET	国内 1889
JP3H56660 FU	オムニア ブラウン ET	国内 1937	JP5H56717	ジーフラント オーストライレン ET	国内 2040
JP3H56726 U	ケラニーダイル バズ スーパーマーレン	国内 2125	JP5H56793 U	モザン ミスター グランディール ザウス ET	国内 2181
JP3H56732 U	ケリーンバグ モモリス ET	国内 3172	JP5H56854 FU	ティーエー フェイス オワード	国内 2024
JP3H56735	デス MGL グリーンララ D0464 ET	国内 2673	58521	TLM タナデミス ラゴ	30歳 -
JP3H56757 U	サンクト STEP ドリッヂ ET	国内 2552	58560	NLBC グランウイゼル ET	30歳 -

注) 近交系数計算の対象種雄牛は、国内精液供給可能牛(2019~2月)、県内配布の候補種雄牛、最近輸入実績のある海外上位牛
項目中の「F」と「U」は、国内種雄牛NTPトップ40の中で該飼(F)および乳器(U)の上位10位以内であることを示す

国内精液供給可能牛
略号順に表示

候補種雄牛 (都府県配布分)
略号順に表示

NTP を表示

海外種雄牛
最近輸入実績のある
海外トップ40
略号順に表示

発行 一般社団法人 日本ホルスタイン登録協会

8) 審査終了後、現場で提供する情報

(1) 審査成績報告書(決定得点および各部得率)

「牛群の成績」欄は、過去3回と今回の審査について、年齢別実施頭数と平均審査得点、平均体型偏差値を表示しています。また、「個体別成績」欄には審査実施牛の登録番号、生年月日、審査時年齢、最近分娩年月日と産次、4部位の得率(体貌と骨格、肢蹄、乳用強健性、乳器)と決定得点、牛群内ランクを表示しています。

決定得点が同じでも、個体毎に各部位の得率は異なっています。この良否が個々の牛の体型特徴を示しています。審査成績欄の下段には、各部位の平均値が示されていますので、牛群としてどの部位が優れているのか、改良が必要なのかをることができます。

審査成績報告書（決定得点および各部得率）										1ページ																																																																																																																																																																																																																																																																					
審査年月日 乳検コード 受検者氏名 取扱団体		牛群の成績欄には年齢別実施頭数、 平均得点、平均体型偏差値を示しており、 過去3回の成績と比較できます。								(一社)日本ホルスタイン登録協会 〒164-0012 東京都中野区本町4丁目38番13号 TEL (03)3383-2501 FAX (03)3383-2503																																																																																																																																																																																																																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">牛群の成績(過去3回と今回)</th> <th colspan="2">牛群得点分布</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>平成23年10月 頭数</th> <th>平成24年10月 頭数</th> <th>平成25年10月 頭数</th> <th>今回 頭数</th> <th>90以上 85 80 75 74以下 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年齢</td> <td>平均得点</td> <td>平均得点</td> <td>平均得点</td> <td>平均得点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2才級以下</td> <td>9</td> <td>81.0</td> <td>8</td> <td>79.8</td> <td>15</td> <td>81.5</td> </tr> <tr> <td>3才級</td> <td>6</td> <td>83.7</td> <td>1</td> <td>87.0</td> <td>5</td> <td>84.4</td> </tr> <tr> <td>4才級</td> <td>3</td> <td>86.0</td> <td>1</td> <td>86.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5才級以上</td> <td>1</td> <td>87.0</td> <td>1</td> <td>87.0</td> <td>1</td> <td>89.0</td> </tr> <tr> <td>全牛</td> <td>19</td> <td>82.9</td> <td>11</td> <td>82.5</td> <td>10</td> <td>82.8</td> </tr> <tr> <td>体型偏差値</td> <td>117.1</td> <td>112.0</td> <td>114.5</td> <td>119.6</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>												牛群の成績(過去3回と今回)		牛群得点分布		区分	平成23年10月 頭数	平成24年10月 頭数	平成25年10月 頭数	今回 頭数	90以上 85 80 75 74以下 合	年齢	平均得点	平均得点	平均得点	平均得点		2才級以下	9	81.0	8	79.8	15	81.5	3才級	6	83.7	1	87.0	5	84.4	4才級	3	86.0	1	86.0			5才級以上	1	87.0	1	87.0	1	89.0	全牛	19	82.9	11	82.5	10	82.8	体型偏差値	117.1	112.0	114.5	119.6																																																																																																																																																																																																												
牛群の成績(過去3回と今回)		牛群得点分布																																																																																																																																																																																																																																																																													
区分	平成23年10月 頭数	平成24年10月 頭数	平成25年10月 頭数	今回 頭数	90以上 85 80 75 74以下 合																																																																																																																																																																																																																																																																										
年齢	平均得点	平均得点	平均得点	平均得点																																																																																																																																																																																																																																																																											
2才級以下	9	81.0	8	79.8	15	81.5																																																																																																																																																																																																																																																																									
3才級	6	83.7	1	87.0	5	84.4																																																																																																																																																																																																																																																																									
4才級	3	86.0	1	86.0																																																																																																																																																																																																																																																																											
5才級以上	1	87.0	1	87.0	1	89.0																																																																																																																																																																																																																																																																									
全牛	19	82.9	11	82.5	10	82.8																																																																																																																																																																																																																																																																									
体型偏差値	117.1	112.0	114.5	119.6																																																																																																																																																																																																																																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>牛コード</th> <th>登録番号</th> <th>生年月日</th> <th>審査年齢</th> <th>分娩年月日</th> <th>産次</th> <th>体貌骨格</th> <th>肢蹄</th> <th>乳用強健性</th> <th>乳器</th> <th>決定得点</th> <th>偏差値ランク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1525</td> <td>125</td> <td>i255</td> <td>H 22.07.30</td> <td>03-08</td> <td>H 25.07.28</td> <td>2</td> <td>85</td> <td>83</td> <td>86</td> <td>85</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1529</td> <td>126</td> <td>i299</td> <td>H 22.08.26</td> <td>03-07</td> <td>H 25.11.10</td> <td>2</td> <td>88</td> <td>86</td> <td>86</td> <td>86</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1544</td> <td>130</td> <td>i442</td> <td>H 23.02.16</td> <td>03-02</td> <td>H 26.02.12</td> <td>2</td> <td>86</td> <td>86</td> <td>86</td> <td>86</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1556</td> <td>130</td> <td>i565</td> <td>H 23.07.10</td> <td>02-09</td> <td>H 25.06.24</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1558</td> <td>130</td> <td>i589</td> <td>H 23.07.17</td> <td>02-09</td> <td>H 25.07.20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>1561</td> <td>130</td> <td>i619</td> <td>H 23.07.24</td> <td>02-08</td> <td>H 25.07.01</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>1564</td> <td>120</td> <td>i640</td> <td>H 23.09.10</td> <td>02-09</td> <td>H 25.09.15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td></td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td></td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td></td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td></td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td></td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td></td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td></td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td></td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td></td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td></td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td></td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td></td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table>												No.	牛コード	登録番号	生年月日	審査年齢	分娩年月日	産次	体貌骨格	肢蹄	乳用強健性	乳器	決定得点	偏差値ランク	1	1525	125	i255	H 22.07.30	03-08	H 25.07.28	2	85	83	86	85	B	2	1529	126	i299	H 22.08.26	03-07	H 25.11.10	2	88	86	86	86	B	3	1544	130	i442	H 23.02.16	03-02	H 26.02.12	2	86	86	86	86	A	4	1556	130	i565	H 23.07.10	02-09	H 25.06.24						D	5	1558	130	i589	H 23.07.17	02-09	H 25.07.20						D	6	1561	130	i619	H 23.07.24	02-08	H 25.07.01						D	7	1564	120	i640	H 23.09.10	02-09	H 25.09.15						C	8												C	9												C	10												D	11												B	12												C	13												C	14												C	15												C	16												D	17												B	18												C	19												B
No.	牛コード	登録番号	生年月日	審査年齢	分娩年月日	産次	体貌骨格	肢蹄	乳用強健性	乳器	決定得点	偏差値ランク																																																																																																																																																																																																																																																																			
1	1525	125	i255	H 22.07.30	03-08	H 25.07.28	2	85	83	86	85	B																																																																																																																																																																																																																																																																			
2	1529	126	i299	H 22.08.26	03-07	H 25.11.10	2	88	86	86	86	B																																																																																																																																																																																																																																																																			
3	1544	130	i442	H 23.02.16	03-02	H 26.02.12	2	86	86	86	86	A																																																																																																																																																																																																																																																																			
4	1556	130	i565	H 23.07.10	02-09	H 25.06.24						D																																																																																																																																																																																																																																																																			
5	1558	130	i589	H 23.07.17	02-09	H 25.07.20						D																																																																																																																																																																																																																																																																			
6	1561	130	i619	H 23.07.24	02-08	H 25.07.01						D																																																																																																																																																																																																																																																																			
7	1564	120	i640	H 23.09.10	02-09	H 25.09.15						C																																																																																																																																																																																																																																																																			
8												C																																																																																																																																																																																																																																																																			
9												C																																																																																																																																																																																																																																																																			
10												D																																																																																																																																																																																																																																																																			
11												B																																																																																																																																																																																																																																																																			
12												C																																																																																																																																																																																																																																																																			
13												C																																																																																																																																																																																																																																																																			
14												C																																																																																																																																																																																																																																																																			
15												C																																																																																																																																																																																																																																																																			
16												D																																																																																																																																																																																																																																																																			
17												B																																																																																																																																																																																																																																																																			
18												C																																																																																																																																																																																																																																																																			
19												B																																																																																																																																																																																																																																																																			
$\text{体型偏差値} = \frac{\text{補正値} - \text{av.}}{\text{s.d.}} \times 30 + 100$ <p>av. : 補正平均値 (82.4 点) s.d. : 補正標準偏差 (3.0)</p>																																																																																																																																																																																																																																																																															
各部位の平均値																																																																																																																																																																																																																																																																															

(2) 審査成績報告書(線形形質)

牛群審査や体型調査の際は、得点評価のほかに線形評価を実施しています。線形評価は、体型24部位について1から9のスコアを用いて、個々の牛が持つ体型特徴を表しています。

各形質には基準値を設け、望ましい部位には◎、改良を要する部位には▼をつけ見やすく表示しています。また審査成績欄の下段には◎、▼印の表示された割合を示しており、個々の牛の体型特徴と合わせて、牛群としての体型特徴をることができます。

審査成績報告書（線形形質）				1ページ																							
審査年月日 乳検コード 受検者氏名 取扱団体	牛コード 順に表示			(一社)日本ホルスタイン登録協会 〒164-0012 東京都中野区本町4丁目38番13号 TEL (03)																							
No.	牛コード	父牛略符号	審査年齢	決定得点	体型偏差値	高さ	胸の幅	深さ	助骨構造	BCS	尻角度	坐骨幅	肢幅	側骨質	後蹄角度	蹄運	歩幅	前歩幅	後歩幅	乳幅	房幅	頭長さ	頭面高さ				
1	0155	7H12165			◎	6	6	7	5	8	9	6	6	7	5	8	9	7	8	8	7	6	5	5	6	4	3
2	0157	200H			◎	7	5	6	5	7	8	7	5	6	5	7	8	7	7	9	6	6	5	6	7	4	6
3	0158	200H			◎	6	5	6	7	5	5	6	5	6	5	5	6	5	5	6	7	5	5	6	7	5	6
4	0160	100H			◎	7	6	6	6	5	7	7	6	6	5	7	8	9	7	6	5	5	6	6	6	6	6
5	0161	200H			◎	6	5	6	5	6	5	6	5	6	5	6	5	6	5	6	5	6	5	6	5	6	6
6	0183	507H			◎	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
7	0185	7H12788	02-05	81	100	7	6	6	6	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
8	0186	200H10592	02-07	82	114	8	6	6	6	5	4	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
9	0187	7H13839	02-04	82	119	7	5	6	6	5	5	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
10	0188	7H13839	02-04	81	101	8	5	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
				◎%	50	90	80	30																			
				▼%																							
				平均	8	7	7	7	5	5	6	6															

◎印は望ましい、▼は改良を要するところ
但し、BCSおよび歩様の◎、▼、%は表示していません。

各部位の◎、▼印表示割合と平均値

体型偏差値から見た決定得点

体型偏差値		10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200
24月	審 30	76.0	76.5	77.0	77.5	78.0	78.5	79.0	79.5	80.0	80.5	81.0	81.5	82.0	82.5	83.0	83.5	84.0	84.5	85.1	85.6
36月	查 36	75.8	76.4	77.0	77.6	78.2	78.8	79.3	79.9	80.5	81.1	81.7	82.3	82.9	83.4	84.0	84.6	85.2	85.8	86.4	87.0
42月	月 42	75.6	76.2	76.9	77.6	78.2	78.9	79.6	80.2	80.9	81.5	82.2	82.9	83.5	84.2	84.8	85.5	86.2	86.8	87.5	88.1
48月	齡 48	75.3	76.0	76.8	77.5	78.2	78.9	79.7	80.4	81.1	81.9	82.6	83.3	84.0	84.8	85.5	86.2	87.0	87.7	88.4	89.2
54月	54	74.9	75.7	76.5	77.3	78.1	78.9	79.7	80.5	81.3	82.1	82.9	83.7	84.5	85.3	86.1	86.9	87.7	88.4	89.2	90.0
60月	60	74.6	75.4	76.3	77.1	78.0	78.8	79.7	80.5	81.4	82.2	83.1	84.0	84.8	85.7	86.5	87.4	88.2	89.1	89.9	90.8
66月	66	74.2	75.1	76.0	76.9	77.8	78.7	79.6	80.5	81.4	82.3	83.2	84.2	85.1	86.0	86.9	87.8	88.7	89.6	90.5	91.4
72月	72	73.8	74.7	75.7	76.6	77.6	78.6	79.5	80.5	81.4	82.4	83.3	84.3	85.3	86.2	87.2	88.1	89.1	90.0	91.0	92.0

14. 牛群検定記録による検定成績証明申込みについて

牛群検定(立会・自動)で得られた泌乳記録を証明することで、血統や体型記録と合わせて、より効率的に改良を行うことができます。血統能力証明書は、本牛を含め4代の血統情報や審査情報、遺伝評価値、共進会賞歴等が記載されており、この1枚で様々な情報が分かるようになっています。また、検定成績優秀牛・牛群の表彰や生涯検定選奨、高能力牛の公表（当協会Web、全酪新報、酪農関係雑誌等）等のメリットがあります。

牛群検定記録による検定成績証明を申込む際は、当協会Webの各種申込書から「検定成績証明申込書」を印刷してご利用ください。なお、記入する際は、次の1)の(1)～(3)の共通事項を確認後、各申込区分の記入例をご確認ください。

1) 申込書の記入方法と例

(1) 申込年月日と団体受付印

申込年月日は、登録委員が各都府県の支部・承認団体窓口へ提出した年月日を記入してください。団体受付印は、支部・承認団体が受付時に押印してください。

(2) 申込者と登録委員

- ① 申込書には、申込者（所有者）の支部・承認団体名、氏名、会員番号、牛群検定農家コードを記入してください。申込者が団体の場合、団体名称は省略せずに記入してください。
- ② 申込者と所有者が異なる場合は、移動証明の申込みを行ってください。同一家族内でも所有者名義を変更する場合は移動証明の申込みが必要です。移動証明の申込みが無く、同一家族内で、申込者名と所有者が異なる場合は、申込者を所有者名に修正して証明します。
- ③ 登録委員番号、氏名を必ず記入し、しっかりと押印してください。

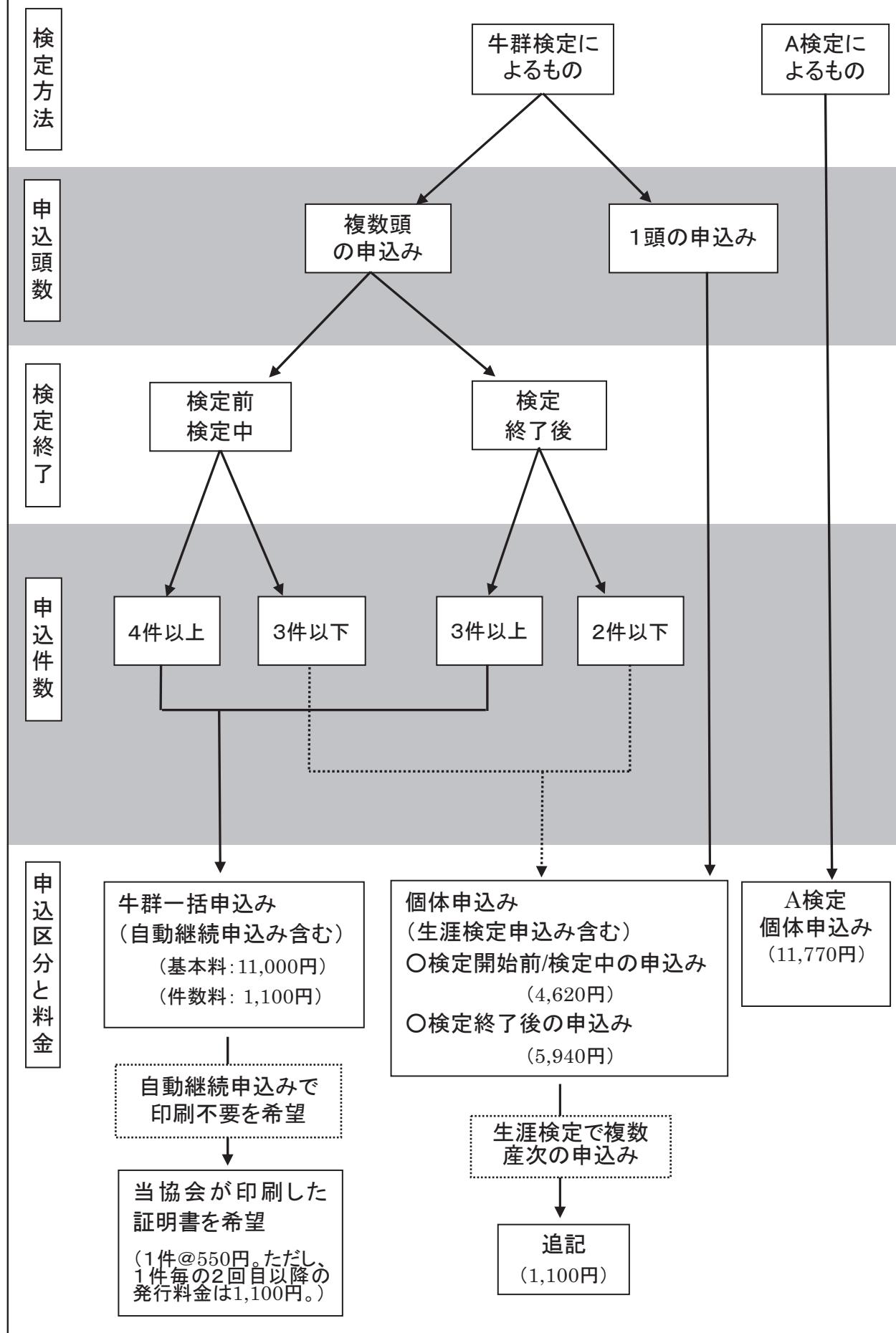
(3) 申込区分と料金

申込区分と料金は、申込頭数や検定終了等の複数の条件によって、最適な申込区分と料金が変化しますので、次ページの「**検定成績証明の申込区分と料金**」を確認して申込区分欄と申込料金欄を記入してください。

申込区分欄は、「個体申込み」、「牛群一括申込み」、「生涯検定申込み」、「その他」から希望する項目を○で囲んでください。

申込料金欄については、各申込区分の記入例をご確認ください。

検定成績証明の申込区分と料金



※申込件数による申込区分の選択について

前ページの図のうち、申込件数によって申込区分が分岐していますが、これは申込件数によって最適な申込区分が変わるためにです。次に最適な申込区分とそれぞれの申込区分での料金を記載しますので、ご参照ください。

- ・検定前・中で年度内に4件以上申込む場合は、「牛群一括申込み」をお選びください。

11,000（基本料）+1,100（件数料）×4（件数）=15,400円

（個体申込みの場合：4,620（検定中）×4（件数）=18,480円）

- ・検定前・中で年度内に3件以下の申込みの場合は、「個体申込み」をお選びください。

4,620（検定中）×3（件数）=13,860円

（牛群一括申込みの場合：11,000（基本料）+1,100（件数料）×3（件数）=14,300円）

- ・検定終了後で年度内に3件以上申込む場合は、「牛群一括申込み」をお選びください。

11,000（基本料）+1,100（件数料）×3（件数）=14,300円

（個体申込みの場合：5,940（検定終了後）×3（件数）=17,820円）

- ・検定終了後で年度内に2件以下の申込みの場合は、「個体申込み」をお選びください。

5,940（検定終了後）×2（件数）=11,880円

（牛群一括申込みの場合：11,000（基本料）+1,100（件数料）×2（件数）=13,200円）

なお、各申込区分で共通する箇所は、次の共通事項を確認し、各申込区分の詳細は次ページの②～⑤を確認してください。

① 共通事項

- 各項目を記入する際は、牛群検定の検定終了通知書を必ず確認してください。
- 過去に証明済み、あるいは申込中ではないか確認してください。
- 検定期間は、検定終了通知書の検定日数が305日以内であれば10月、365日以内は1年、366日以上は1乳期となり、いずれかを必ず○で囲んでください。
なお、366日以上の1乳期を申込む場合は、10月または1年の成績が証明済みか同時申込みの場合に限ります。
- 件数は、検定期間1期間につき1件の申込（料金）となります。同産次であっても10月と1乳期のように2つの期間を申込む場合は2件の申込みとなります。
- 検定終了後は、本牛を含めて4代の血統と審査成績、検定成績、遺伝評価値を表示した血統能力証明書を発行します。

②個体申込み

検定成績証明申込書

(一社)日本ホルスタイン登録協会長 殿 日本ジャージー登録協会長 殿												申込年月日 20XX 年 4 月 1 日																																																			
団体受付印												<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td rowspan="6" style="width: 10%;">申込料金</td><td>牛群</td><td>2201</td><td>基本料</td><td></td><td>件</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td>2202</td><td>件数料</td><td></td><td>件</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>個体・生涯</td><td>2204</td><td>検定中</td><td>3</td><td>件</td><td>13,860</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td>2205</td><td>検定終了後</td><td></td><td>件</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td>2209</td><td>追記</td><td></td><td>件</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>その他</td><td></td><td>件</td><td></td><td>円</td></tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding-top: 5px;">合計</td> <td>3 件</td> <td>13,860</td> <td>円</td> </tr> </table>		申込料金	牛群	2201	基本料		件		円		2202	件数料		件		円	個体・生涯	2204	検定中	3	件	13,860	円		2205	検定終了後		件		円		2209	追記		件		円			その他		件		円	合計				3 件	13,860	円
申込料金	牛群	2201	基本料		件		円																																																								
		2202	件数料		件		円																																																								
	個体・生涯	2204	検定中	3	件	13,860	円																																																								
		2205	検定終了後		件		円																																																								
		2209	追記		件		円																																																								
			その他		件		円																																																								
合計				3 件	13,860	円																																																									
登録規程に基づき、下記の通り記載し、申込みます。																																																															
支部・承認団体名		日本ホルスタイン登録協会						申込者氏名		中野 太郎																																																					
会員番号	2	0	0	0	1	0	0	1	1	6	牛群検定農家コード	2	0	0	0	0	0	1																																													
登録委員番号	2	0	0	0	1	登録委員氏名		大野 次郎																																																							
申込区分 (何れかを○で囲む)				<input checked="" type="checkbox"/> 個体		牛群一括			生涯			その他(A件・再交付・書換・更正)																																																			
No.	牛コード		本牛登録番号								生年月日		分娩(予定)年月日		産次	検定期間																																															
											年(西暦)	月	日	年(西暦)		月	日	10月	1年	1乳期																																											
1	0	0	0	1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	20XX	4	1	20XX	4	1	1	<input checked="" type="checkbox"/> 検定中	終了後	追記	件数料																																						
2	0	0	0	2	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0	20XX	5	1	20XX	5	1	2	<input checked="" type="checkbox"/> 検定中	終了後	追記	件数料																																						
3																						10月	1年	1乳期																																							
4																						検定中	終了後	追記	件数料																																						
5																						10月	1年	1乳期																																							
																						検定中	終了後	追記	件数料																																						
																						10月	1年	1乳期																																							
																						検定中	終了後	追記	件数料																																						
概要：牛群検定実施牛について、個体毎に申込みます。																																																															
申込区分：「個体」を○で囲んでください。																																																															
料金：検定前または検定中に申込む場合と検定終了後に申込む場合では料金が異なります。																																																															
a. 検定前または検定中に申込む場合は「検定中」を○で囲みます。 右上の申込料金欄の「検定中」に検定期間で○をした合計件数を記入し、料金を記入してください。																																																															
b. 検定終了後に申込む場合も同様に「終了後」を○で囲みます。 右上の申込料金欄の「検定終了後」に検定期間で○をした合計件数を記入し、料金を記入してください。																																																															

③牛群一括申込み

検定成績証明申込書																																																													
申込年月日 20XX 年 4 月 1 日																																																													
(一社)日本ホルスタイン登録協会長 殿 日本ジャージー登録協会長 殿																																																													
団体受付印		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="width: 30px; vertical-align: top; text-align: center;">申込料金</td> <td style="width: 10px;">牛群</td> <td>2201</td> <td>基本料</td> <td>1</td> <td>件</td> <td>11,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>2202</td> <td>件数料</td> <td>10</td> <td>件</td> <td>11,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>個体・生涯</td> <td>検定中</td> <td></td> <td>件</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>検定終了後</td> <td></td> <td>件</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>追記</td> <td></td> <td>件</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td></td> <td>件</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">合計</td> <td>10</td> <td>件</td> <td>22,000</td> <td>円</td> </tr> </table>												申込料金	牛群	2201	基本料	1	件	11,000	円	2202	件数料	10	件	11,000	円	個体・生涯	検定中		件		円		検定終了後		件		円		追記		件		円		その他		件		円	合計						10	件	22,000	円
申込料金	牛群	2201	基本料	1	件	11,000	円																																																						
	2202	件数料	10	件	11,000	円																																																							
	個体・生涯	検定中		件		円																																																							
		検定終了後		件		円																																																							
		追記		件		円																																																							
		その他		件		円																																																							
合計						10	件	22,000	円																																																				
登録規程に基づき、下記の通り記載し、申込みます。																																																													
支部・承認団体名		日本ホルスタイン登録協会						申込者氏名		中野 太郎																																																			
会員番号	2	0	0	0	1	0	0	1	1	6	牛群検定農家コード	2	0	0	0	0	0	1																																											
登録委員番号	2	0	0	0	1	登録委員氏名		大野 次郎						印																																															
申込区分 (何れかを○で囲む)			個体			牛群一括			生涯			その他(A件・再交付・書換・更正)																																																	
No.	牛コード		本牛登録番号										生年月日		分娩(予定)年月日		産次	検定期間																																											
													年(西暦)	月	日	年(西暦)		月	日	料金																																									
1	0	0	0	1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	20XX	4	1	20XX	4	1	1	10月	1年	1乳期																																					
																					検定中	終了後	追記	牛数料																																					
2	0	0	0	2	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	20XX	5	1	20XX	5	1	2	10月	1年	1乳期																																					
																					検定中	終了後	追記	牛数料																																					
3	0	0	0	3	3	4	5	6	7	8	9	1	0	2	20XX	6	1	20XX	6	1	3	10月	1年	1乳期																																					
																					検定中	終了後	追記	牛数料																																					
4	0	0	0	4	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	20XX	7	1	20XX	7	1	4	10月	1年	1乳期																																					
																					検定中	終了後	追記	牛数料																																					
5	0	0	0	5	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	20XX	8	1	20XX	8	1	5	10月	1年	1乳期																																					
																					検定中	終了後	追記	牛数料																																					
概要：牛群検定農家の同一牛群の中で、検定を終了または終了見込みの登録牛について申込みます。																																																													
申込区分：「牛群一括」を○で囲んでください。																																																													
料金：基本料と件数料をお支払いいただきます。																																																													
a. 基本料は、年度内に一度お支払いいただきます。 年度内の初回申込みの際は申込料金欄の件数に1件と記入し、料金を記入してください。なお、以降の年度内の申込みは、件数料のみとなります。																																																													
b. 件数料は、料金欄の「件数料」を○で囲みます。 右上の申込料金欄の「件数料」に検定期間で○をした合計件数を記入し、料金を記入してください。																																																													

④生涯検定申込み

検定成績証明申込書

申込年月日		20XX	年	4	月	1	日
申込料金	牛群	2201	基本料		件		円
		2202	件数料		件		円
	個体・生涯	2204	検定中		件		円
		2205	検定終了後	1	件	5,940	円
		2209	追記	8	件	8,800	円
			その他		件		円
合計		9	件	14,740	円		



(一社)日本ホルスタイン登録協会長 殿
日本ジャージー登録協会長 殿

登録規程に基づき、下記の通り記載し、申込みます。

支部・承認 団体名		日本ホルスタイン登録協会								申込者 氏名		中野 太郎							
会員番号	2	0	0	0	1	0	0	1	1	6	牛群検定 農家コード		2	0	0	0	0	0	1
登録委員番号	2	0	0	0	0	1	登録委員氏名		大野 次郎										

申込区分 (何れかを○で囲む)		個体		牛群一括		生涯		その他(A件・再交付・書換・更正)											
--------------------	--	----	--	------	--	----	--	-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

No.	牛コード	本牛登録番号										生年月日		分娩(予定)年月日		産次	検定期間				
												年(西暦)	月	日	年(西暦)	月	日	料金	10月	1年	1乳期
1	0 0 0 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	20XX	4	1	20XX	4	1	1	1	1	1	10月	1年	1乳期	検定中	終了後	追記	件数料			
2												10月	1年	1乳期	検定中	終了後	追記	件数料			
3												10月	1年	1乳期	検定中	終了後	追記	件数料			
4												10月	1年	1乳期	検定中	終了後	追記	件数料			
5												10月	1年	1乳期	検定中	終了後	追記	件数料			

概要：過去の未証明の検定成績と直近の産次の検定成績を合わせて申込みます。

なお、過去の検定成績の証明は「追記」(原簿(データ)上の証明)を行い、追記の成績は直近の産次の証明書に登載して発行します。

申込区分：「生涯」を○で囲んでください。

料金：追記と直近の産次の証明にかかる料金をお支払いいただきます。

a. 追記は、料金欄の「追記」を○で囲みます。

右上の申込料金欄の「追記」に検定期間で○をした合計件数を記入し、料金を記入してください。

b. 直近の産次の証明は、個体申込みに準じます。

⑤その他

- a. 檢定成績証明書の再交付、書換、更正、A検定の場合は、申込区分の「その他」から選択してください。
- b. 血統登録の更正を申込む牛で、検定成績証明がある場合は、無料で更正を行いますので血統登録の更正申込書に検定成績証明書を添付してお申込みください。
- c. 自家検定または牛群検定未実施農家の場合（A検定法による申込み）
 - i. 牛群検定実施農家でも自家検定の場合、あるいは牛群検定未実施農家については、A検定によって検定成績証明を申込むことができます。
 - ii. A検定法とは、検定を行う牛の飼養者（所有者または管理者）が毎搾乳時の乳量を所定の検定記録帳に記帳するとともに、検定委員が規定による立会で採取したサンプル乳から計測した乳成分率（乳脂率、乳蛋白質率、無脂固形分率）をもとに、総乳量や乳成分率を算出する検定法で、申込みの手順は次のとおりです。
 - iii. A検定による検定成績証明は、当該牛が分娩する前に、支部・承認団体を通じて申込みをしてください。この場合、「A検定」であることを申し出てください。
 - iv. 検定委員は、A検定用の検定記録帳が届いたら、記録帳表紙に申込牛や申込者に関する必要事項と、同封の早見表によって立会期間を記入し、申込農家に渡してください。
 - v. 農家は、当該牛が分娩したら、検定委員に分娩月日を報告するとともに、分娩後6日目から毎搾乳時の乳量を計量し、記録帳に記入してください。
 - vi. 検定委員は、定められた立会期間中に農家に赴き、検定期間が10月の場合は5回、1年の場合は6回の立会を行ってください。立会の記録控は検定委員自らも保管してください。
 - vii. 検定委員は、立会日には毎搾乳の際に乳量を計測し、サンプル乳を採取して、専門機関に各乳成分率の計測を依頼してください。後日、その結果を検定記録帳に記入し、確認印を押してください。
 - viii. 検定が終了したら、申込者は、毎日の日乳量を綴じ込みの検定成績集計表に転記の上、検定記録帳を検定委員に提出してください。
 - ix. 検定委員は、検定記録帳が正しく記載整備されていることを確認の上、支部・承認団体に提出してください。

2) 検定成績証明申込牛の事故取扱いについて

- (1) 申込牛の検定成績などに不備があった場合は、支部・承認団体宛にその旨を事故照会します。
- (2) 事故の主な内容は、申込書の記載内容と（一社）家畜改良事業団への報告内容の相違（分娩年月日など）や、家畜改良センターへの報告内容との相違（子牛の出生年月日など）、移動未了等です。
- (3) 報告相違に関する事故照会は、当協会に回答をいただいても、当該団体（家畜改良

センターや(一社)家畜改良事業団情報分析センターのデータ修正が完了するまで、証明の処理を進めることができません。よって、申込書記入の際には、検定終了通知書などで検定牛コードと登録番号、分娩年月日などを必ず確認してください。

(4) 照会から6ヶ月を過ぎても回答がない場合は、再照会します。再照会からさらに6ヶ月を過ぎても回答がない場合は、その申込みは無効となりますので早めの回答をお願いします。

3) 検定成績証明の自動継続発行

(1)概要：牛群検定農家で、毎年継続して検定終了牛の検定成績証明を受ける場合には、より簡便な「自動継続発行」をお申込みください。

(2)証明対象：申込書に記載された証明開始（変更）年月以降に検定が終了した登録牛全頭で、検定終了の都度、1証明につき1枚の血統能力証明書と証明した検定成績を一覧にした「検定成績証明書」を発行します。

(3)料金：「牛群一括申込み」と同じ料金体系となり、開始後は毎年度初めに基本料を請求いたします。なお、自動継続申込みを行った農家が希望検定期間とは異なる検定期間の証明書を希望する場合、基本料は不要で件数料のみの料金となります。

(4)申込方法：初回のみ申込書の提出が必要です。当協会Webの各種申込書から「検定成績証明自動継続申込書」を印刷してご利用ください。記入する際は、次ページの記入例をご確認ください。

(5)特典：「自動継続発行」を行っている農家は、血統能力証明書をWeb上で閲覧・管理ができる、R I U Sを利用することができます。

検定成績証明自動継続申込書

申込年月日 20XX 年 4 月 1 日



(一社)日本ホルスタイン登録協会長 殿
日本ジャージー登録協会長 殿

団体
受付印

登録規程に基づき、下記の通り記載し、申込みます。

支部・承認 団体名		日本ホルスタイン登録協会							申込者 氏名	中野 太郎								
会員番号	2	0	0	0	1	0	0	1	1	6	牛群検定 農家コード	2	0	0	0	0	0	1
登録委員番号		2	0	0	0	1	登録委員氏名		大野 次郎									

1.発行

開始年月		検定期間 (※「1乳期」の証明は「10月」、「1年」の証明を申込む場合のみ)							証明書発行 (何れかを○で囲む)				
年(西暦)	月	20XX	4	<input checked="" type="radio"/> 1) 10月(305日)		<input type="radio"/> 2) 1年(365日)		<input type="radio"/> 3) 1乳期		<input checked="" type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有		

2.変更

変更年月		検定期間 (※「1乳期」の証明は「10月」、「1年」の証明を申込む場合のみ)							証明書発行 (何れかを○で囲む)				
年(西暦)	月			1) 10月(305日)		2) 1年(365日)		3) 1乳期		<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有		

3.中止

中止年月 (次月以降に限る)		中止理由												
年(西暦)	月													

- ① 申込年月日、支部・承認団体名、氏名、会員番号、牛群検定農家コード、登録委員番号、登録委員氏名は、前述の「検定成績証明申込書」の記載に準じます。
- ② 検定期間は、原則として10月としますが、希望により「1年」又は「1乳期」の証明も申込む事が出来ます。なお、1乳期の申込みは同時に10月・1年を申込むものに限ります。
- ③ 証明書発行は、後述のR I U Sにより血統能力証明書をP D F形式で取得できるため、従来印刷・発行していた血統能力証明書の発行の有無の選択ができます。
なお、発行の有無は血統能力証明書となり、「無」を選んだ場合でも、証明した検定成績を一覧にした「検定成績証明書」は発行されます。
また、「無」を選んだ場合で、後日改めて証明書の発行を申込みした場合は、印刷発行料が必要です。
- ④ 変更と中止の際もこの申込書をご利用ください。

4) RIUSについて

(1) RIUSとは

RIUS（ライアス）：Registry Information Utility System for Dairy Cattle）では、次のことができます。



- ①スマートフォンやパソコンから閲覧することができ、手軽に検定成績を含めた登録情報を活用できます。
- ②血統能力証明書をPDF形式で取得でき、血統能力証明書を閲覧したい時に探せない、枚数が多すぎて管理できないということから解消されます。
- ③証明書に掲載し切れなかった血統情報や歴代の審査成績、最新の遺伝評価情報、共進会賞歴といった関連情報も参照することができます。
- ④牛群内で過去に証明された検定成績を基に、乳量順や乳成分量等の歴代成績のランキングを表示することができます。
- ⑤近交情報システムWebや牛群遺伝情報Web、自動登録同時SNP農家還元情報WebへもRIUSのサイトから簡単にアクセスできます。
- ⑥自動登録同時SNP検査で「血統能力証明書一括交付」を申込みしている農家は、RIUSでもPDF形式で取得ができます。また、36カ月齢までの未経産牛では年3回のゲノミック評価毎にPDF形式に限って最新の証明書に書き換わります。
- ⑦その他、農場に在籍している雌牛の血統登録証明状況一覧ができる等、登録情報を広く活用できるように毎年バージョンアップを行っています。

(2) 利用対象は自動継続発行農家

RIUSを利用するには、前述していますが検定成績証明の自動継続発行農家であることが条件です。

(3) 証明書のペーパーレス化

RIUSの利用開始後は、血統能力証明書の印刷・送付は原則として省略します。前述していますが、RIUSには、血統能力証明書の閲覧だけでなく、データをPDFとしてダウンロードすることができますので、必要に応じて印刷が可能です(通常の証明書表裏をA4サイズ1枚で表示します)。ただし、充分なインターネット環境が整備されていない農家がまだ多いことから、申込農家の希望により当分の間は印刷発行にも対応します。また、血統能力証明書の印刷・送付の省略に伴い、毎回、証明した検定成績を一覧にした「検定成績証明書」を発行します。



検定成績証明書													
証明年月日：2021年01月18日													
会員番号：00000-000-0-0 会員名：北高田乳業北区北15条西丁目 氏名：ホルスタイン 太郎													
成績登録人 日本ホルスタイン協会会員													
登録番号													
01234 0091 1	ホルタウ オーラム ハーフ	2019.10.01	08-00	05	2	365	17,000	600	3.5	3.0	8.5	A4	9990001
01234 0092 2	ホルタウ レイブ ブルード	2020.01.01	05-11	04	2	305	13,000	400	3.1	3.0	8.2	A4	9990002
01234 0093 3	ホルタウ ラサーン リーフ	2020.01.15	04-09	03	2	365	15,000	550	3.7	3.4	8.3	A4	9990003
01234 0094 4	ホルタウ ハーフ ブラット	2020.01.20	04-03	03	2	305	11,000	360	3.5	3.3	8.7	A4	9990004
01234 0095 5	ホルタウ ヤング シダー	2020.02.03	03-04	02	2	305	8,000	300	3.1	3.0	8.5	A4	9990005

(4) R I U S をもっと知りたい

自動継続発行を始める前に試してみたい、始めた後に使い方をもっと知りたい方のためにR I U Sのデモサイトと解説動画を公開しています。当協会Webの「検定成績証明」からデモサイトと解説動画のページへリンクしていますので是非お試しください。

5) 能力偏差値について

乳量、乳脂量、無脂固体分量、乳蛋白質量の4形質に関して、それぞれ「地域・年齢・分娩月」と「搾乳回数」の成年換算補正係数を用いて、能力を成年換算補正し標準化したものが能力偏差値です。能力偏差値には「乳量偏差値」、「乳脂量偏差値」、「乳蛋白質量偏差値」、「無脂固体分量偏差値」の4つがあり、それぞれM偏差値、F偏差値、P偏差値、S偏差値と略しています。偏差値の平均は100で、下限は10です。計算の結果、10以下になる場合は全て10とし、上限は定めていません。

	乳量 kg	7,000	7,500	8,000	8,500	9,000	9,500	10,000	11,000	12,000	13,000
	乳脂量 kg	266	285	304	323	342	361	380	418	456	494
24月		94	104	114	124	134	144	154	174	193	214
分	30	84	93	102	111	120	130	139	157	176	195
娩	36	77	86	95	103	112	121	130	147	165	182
月	42	73	81	89	98	107	115	124	141	157	174
齢	48	70	78	86	95	103	111	119	136	152	169
	54	68	76	85	93	101	109	116	132	148	164
	60	67	75	84	92	100	108	116	132	148	164
	66	67	75	84	92	100	108	116	132	148	164
	72	67	75	84	92	100	108	116	133	149	165

血統能力証明書の様式と見方

ホルスタイン種 雌 血統能力証明書												10245 6789					
会員番号 住 所 氏 名	12345 6 ホルキョウ ナカノ	E 制度 最高 95 点 90 点以上 6 回	38 ホルスタイン	<<検定成績証明書>>								証明種類 ・《検定成績証明書》 ・《審査成績証明書》 ・表示のないものは 《血統能力証明書》					
血統濃度	100%	EBV 体型 42%R 能力 67%R	2021年02月 +0.64FS +98%順位 -8	選奨 金賞 : 総乳量 60,000 kg以上 総乳脂肪量 2,040 kg以上 総乳蛋白質量 1,800 kg以上	平成 2010年03月31日生												
審査成績	95EX-6E	年齢 得点 骨格 肢	初産 02-08 85 83 最高 07-08 95 94	銀賞 : 50,000 kg以上 1,700 kg以上 1,500 kg以上										P +0.12P% -75S +0.08S%			
検定成績	分娩年月日 年齢 産 回 日数 Mkg Fkg F% Pkg P% Skg S% M偏差 F偏差 P偏差 S偏差	2012.05.05 02-01 1 2 340 10,615 399 4.6 311 3.6 778 9.0 112 141 129 116 2013.06.05 03-02 2 2 351 13,989 666 5.6 430 3.6 1,061 8.8 151 151 123 155 2014.07.24 04-03 3 2 292 10,904 588 5.4 388 3.6 2015.06.27 05-02 4 2 365 14,152 754 6.2 447 3.7 2015.06.27 05-02 4 2 382 14,552 787 6.3 464 3.7 2016.06.25 05-02 5 2 302 13,039 800 6.1 461 3.5 2017.06.25 05-02 5 2 343 14,688 700 5.5 469 3.7 2017.06.25 05-02 5 2 365 14,585 845 5.8 471 3.2 2018.06.25 05-02 5 2 599 21,018 1,192 5.7 737 3.5 1,825 8.7 2019.06.25 05-02 5 2 7 乳期 2,609 100,805 5,132 5.7 3,260 3.6 7,959 8.8									全日本B&Wショウ X部CH 全日本共進会 X等賞 全日本B&Wショウ X部CH						
* 2019.06.25 05-02 5 2 7 乳期 2,609 100,805 5,132 5.7 3,260 3.6 7,959 8.8												偏差値 M : 乳量偏差値 F : 乳脂量偏差値 P : 乳蛋白質量偏差値 S : 無脂固体分量偏差値					
累計記録 ホルキョウ ナカノ 各乳期で最長の検定日数を持つ成績証明を対象に計算 9999999999 GEBV (2022年08月) GNTP +37 F 90.0												1999年03月15日生					
EBV 初産と2産以上の最高得点 体型 99%R -0.40FS -0.61FR -0.28FL -0.59DC 能力 99%R +18937円 +202M -12F -0.20P%												表示される賞歴 ・全日本ホルスタイン共進会 ・全日本ブラックアンドホワイトショウ ・北海道ホルスタインナショナルショウ ・北海道総合畜産共進会 ・北海道ブラックアンドホワイトショウ					
ホルキョウ ナカノ サーパケ 99999 体型得点と偏差値 EBV 初産と2産以上の最高得点 体型 99%順位 -96651円 -74UD 能力 99%順位 -1008M -29F +0.12P%												賞歴 第X回 全日本B&Wショウ X部CH 第XX回 全日本共進会 X等賞 第X回 全日本B&Wショウ X部CH					
審査成績 分娩年月日 年齢 産 回 日数 Mkg Fkg F% Pkg P% Skg S% M偏差 F偏差 P偏差 S偏差																	
2008.11.19 02-00 1 2 303 7,753 299 3.9 249 3.2 682 8.8 120 121 120 119 AT 2009.12.25 03-01 2 2 284 8,825 321 3.6 280 3.2 758 8.6 110 102 109 107 AT 2010.12.09 04-00 3 2 298 9,272 339 3.7 295 3.2 795 8.6 107 100 107 105 AT 2011.12.04 05-01 4 2 365 8,802 327 3.7 289 3.3 771 8.8 94 91 100 96 AT 2011.12.04 05-01 4 2 365 9,356 349 3.7 307 3.3 819 8.8 94 91 100 96 AT 2013.04.13 06-05 5 2 365 8,541 339 4.0 255 3.0 721 8.4 93 100 85 91 AT 2013.04.13 06-05 5 2 365 10,066 398 4.0 308 3.1 855 8.5 93 100 85 91 AT 2014.10.29 07-01 6 2 305 8,929 343 3.8 278 3.1 760 8.5 102 103 99 100 AT 2014.10.29 07-01 6 2 365 10,323 396 3.8 326 3.2 883 8.6 102 103 99 100 AT 6 乳期 1,952 55,595 2,102 3.8 1,765 3.2 4,792 8.6																	
母の成績																	
証明番号と証明年月日 証明番号 9999999999 2021年07月08日 証明												一般社団法人 日本ホルスタイン登録協会					

裏面には父牛並びに祖母・祖祖母の遺伝評価値、検定記録とその累計情報を記載しています

15. 血統能力証明書(系統譜)の発行について

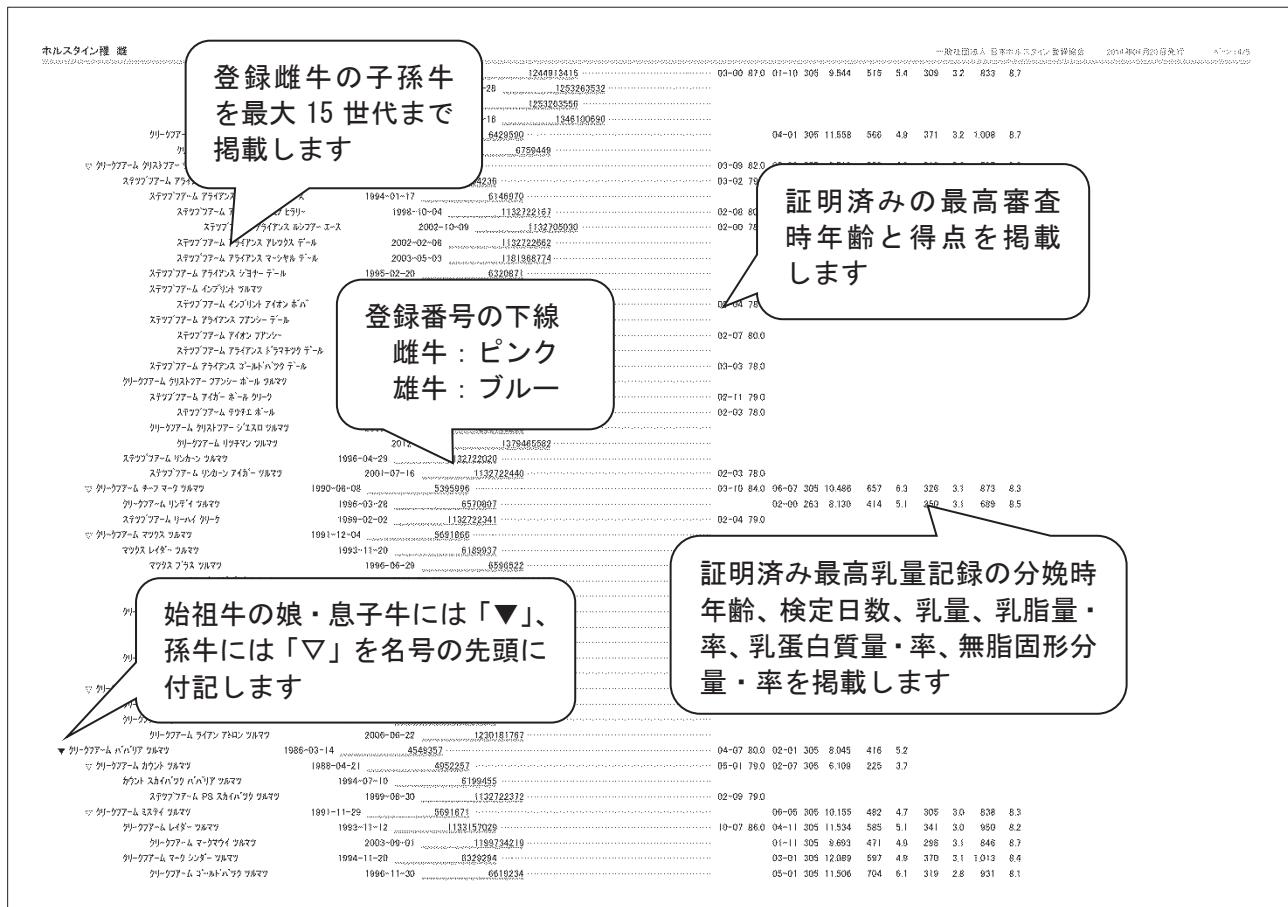
血統能力証明書(系統譜)は、過去のある雌牛から子孫牛の繁栄をまとめた証明書(A3判)です。通常の血統能力証明書(4代)は、ある牛について曾祖父母までの4代血統を遡って審査・検定成績や直近の遺伝評価成績を掲載していますが、この「系統譜」証明書には、希望するホルスタイン種登録雌牛に關係する子孫牛を最大15世代まで掲載します(雄牛はその代までとします)。

また、掲載する子孫牛に証明済みの審査・検定成績があれば、最高審査得点と最高乳量記録を表示するので、ファミリー(系統)の繁栄ぶりや全体像がひと目で分かります。

あなたの牧場の基礎牛について、子孫牛の繁栄を1枚(子孫牛が多い場合は複数枚)の証明書にまとめて整理してみませんか?

申込料金は1件につき5,500円。申込みのお問合せは、当協会または最寄りの当協会支部・承認団体までお願いします。

なお、この「系統譜」についての申込書は、当協会Webのトップ画面の「各種申込み・お問い合わせ」→「各種申込書」→「血統能力証明(4代・系統譜)申込書」を印刷、記入方法は「血統能力証明(4代・系統譜)申込・掲載内容について」をご確認ください。



16. よくある質問Q&A

個別登録

Q 1. 母牛の登録所有者名義はどのように確認すればいいですか？

A 1. 母牛の血統登録証明書の所有者欄もしくは移動履歴欄に印字されている名義を確認してください。母牛が導入牛の場合は、個体識別情報への転入報告も併せて確認してください。なお、自動登録農家へ導入している場合は、農家が移動証明申込み（有料）を行わない限り、血統登録証明書に農家氏名は印字されませんのでご注意ください。

Q 2. 個別登録農家が無登録の牛を導入したのですが、血統登録したい場合はどのような申込みが必要ですか？

A 2. 「本牛の血統登録申込み」と「本牛の移動証明申込み（本牛の出生時所有者→現所有者への移動証明）」が必要です。なお、母牛が無登録牛の場合は、「本牛の移動証明申込み」は不要となります。

※従来では、母牛の移動証明（前所有者→本牛の出生時所有者）が必要でしたが、令和5年1月より特例措置として、購入牛を血統登録する際の母牛移動証明は省略可としています（26ページ参照）。

自動登録

Q 1. 自動登録農家が無登録の牛を導入したのですが、血統登録したい場合は何をすればいいですか？

A 1. 導入牛は、導入先の自動登録農家で生まれておらず自動登録農家で出生報告している訳ではないので自動登録処理ができません。よって、個別登録申込みが必要ですでの血統登録申込書を作成してください。登録料金は生後10ヵ月以内の自動登録料金を適用します。

血統登録証明書にはその牛の出生時所有者のみ印字し、現所有者である自動登録農家は印字しません。現所有者を印字したい場合は、移動証明申込み（有料）を行ってください。

Q 2. 過去の事故照会を回答すると、登録料金は超過料金となってしまいますか？

A 2. 自動登録の超過料金は、出生日から申込日（当協会が出生データを受理した日とする）の間隔が10ヵ月以上経過しているかどうかで決定します。事故照会の回答が照会日から10ヵ月以上経過したという理由では超過料金になりません。

Q 3. 自動登録されていない牛がいますが、申込書が必要ですか？

A 3. 自動登録されていない原因は次の①～⑤の場合が考えられますので、確認の上、それぞれ対応してください。

① 家畜改良センターへの出生報告が遅れている場合

→ 速やかに出生報告を行ってください。出生報告が遅れても、報告後4日以内には自動登録の処理を行いますので、血統登録申込書は不要です。

なお、生後10ヵ月以上遅れて出生報告された場合は、自動登録の超過料金となりますので注意してください。

② 事故照会になっている場合

⇒ 事故照会用紙にて回答の上、支部・承認団体に郵送またはFAX送信してください。血統登録申込書は不要です。

③ 自動登録開始前に出生している牛の場合

⇒ 個別登録申込みが必要ですので血統登録申込書を作成してください。登録料金は生後10カ月以内の自動登録料金を適用します。

④ 無登録の導入牛の場合

⇒ 前ページ「Q1. 自動登録農家で無登録の牛を導入したのですが、登録したい場合はどうすればいいですか?」参照。

⑤ 自動登録対象外の牛の場合

⇒ 受精卵移植(ET)による生産牛、雄牛および輸入牛は、個別登録申込みが必要ですので、血統登録申込書を作成してください。

【自動登録の申込書要/不要と登録料金について】

申込牛の種類	申込書	登録料金
出生報告が遅れた牛	不要	自動登録の生後10月以内 または超過料金
事故照会牛(注1)		
登録延期牛(注2)		
管理委託・貸付牛(注3)		
胎内輸入牛(精液によるもの)		
自動登録農家で自動登録開始前に出生している牛	必要	自動登録の生後10月以内 料金 個別登録の生後10月以内 または超過料金
自動登録農家が他農家から導入した牛		
ET生産牛・雄牛・輸入牛		

(注1) 事故照会用紙が必要

(注2) 自動登録実施農家連絡書が必要(延期理由が遺伝子型検査の場合を除く)

(注3) 管理者が個別登録農家だった場合は申込書が必要

遺伝子型検査

Q1. 親子判定とSNP検査を同時に申込むことはできますか?

A1. 親子判定とSNP検査は1枚の申込用紙で同時に申込みができます。検査は①親子判定→②SNP検査の順で進行しますが、親子判定で否定の結果となった場合は事故照会となり、再検査して肯定の結果が出るまで、SNP検査は保留となります。

Q2. 本牛や母牛で既に試料番号を持っている場合でも、再度、検査試料の送付が必要ですか?

A2. 試料番号を既に持っている場合、新たに送付された検査試料は破棄しています。ただし、先に送った検査試料に誤りの可能性がある場合は、再送付した検査試料で再検査を希望する旨を検査申込書に記入してください。

SNP検査血統疑義

Q1. 血統疑義の調査が終了した後の「血統更正」には申込書が必要ですか?

A1. 必要ありません。SNP検査による血統疑義の血統更正是無料で行いますので、血統疑義が解消した牛の血統登録証明書に付箋等で「SNP無料更正」と分かるように

して、当協会へ送付してください。

Q 2. 血統疑義牛やその母牛、娘牛といった親子判定の検査対象となる関連牛が他県にいる場合、検査試料の採取はどうしたらよいでしょうか？

A 2. 当協会から当該県の支部・承認団体へ試料採取の依頼を行いますので、その際はご連絡ください。

審査・調査

Q 1. 審査時に準備が必要な書類はありますか？

A 1. エクセレント牛（体型審査得点 90 点以上）を評価する場合は、能力が確認できる書類（血統能力証明書または検定情報サマリー等）と繁殖状況が確認できる書類（繁殖台帳等）を現地で確認しますので、審査前に必ずご準備ください。

Q 2. 受検時に配布される「近交回避リスト」は、近交係数 6%未満の種雄牛が一括表示されていますが、種雄牛毎の近交係数を表示できませんか？

A 2. 紙面の都合で種雄牛毎の近交係数を表示することはできませんが、当協会が提供している「近交情報システム Web」では表示できますので、ぜひご活用ください。

近交情報システム Web
二次元コード



検定成績証明

Q 1. 申込書に検定情報サマリーの添付は必要ですか？

A 1. 添付は不要ですが、申込書を作成する際は必ず検定情報サマリーをご確認ください。

Q 2. 検定期間が1乳期の申込みをする際の注意点はありますか？

A 2. 1乳期の申込みは、10月または1年の成績が証明されている、もしくは同時に10月または1年を申込むことが条件になりますので必ずご確認ください。

その他

Q 1. 申込書が不要で、無料扱いの申込みは何がありますか？

A 1. 以下に該当するものは、血統登録証明書（⑥⑦は検定成績証明書）を送付するだけで、申込書や料金は不要です。送付の際には、訂正内容を付箋等に書いてください。

- ①登録の取消
- ②自動登録牛の名号訂正（登録日から半年以内の連絡に限る）
- ③母牛の家族間移動証明に係る娘牛の所有者訂正（娘牛の登録日から半年以内）
- ④母牛の血統登録に係る娘牛の母牛欄の訂正
- ⑤S N P 検査による血統疑義の血統更正
- ⑥更正申込牛の審査および検定成績証明書の訂正
- ⑦取消再登録申込牛の審査および検定成績証明書の訂正
- ⑧更正・取消再登録申込牛に子孫牛が複数いた場合の2頭目以降の子孫牛更正申込
(※⑧の場合は申込書が必要です。)

用語解説(50音順・アルファベット順)

異常斑紋	「OC」(=オフカラー)と表し名号末尾に付加する。ホルスタイン種で毛色が次のいずれかに該当するもの。①尾房または腹が全黒のもの、②蹄冠部を一肢でも黒毛で取り巻くもの、③体の一部に灰色または赤色の斑点があるもの。
遺伝子	DNAを媒体とした遺伝情報。概念的なもの。
移動未了	血統登録申込牛の母牛の所有者が移動証明されていない事故のこと。
牛群遺伝情報	家畜改良センターで行われる遺伝評価の公表後に当協会が発行する、未経産牛のゲノミック評価値。
牛群審査	同一農家で複数の雌牛を審査すること。線形審査と得点審査を同時に行う。
供卵牛	受精卵を採取した眞の母牛。ドナー(donor)とも呼ぶ。
血統濃度	純粋種へ遡れる尺度のこと。数値の範囲は0~100%とする。両親の数値を合計して2で割り、小数点第1位を四捨五入した整数値とする。
ゲノミック評価	従来行われてきた遺伝評価値にSNP情報を組み合わせた評価法。
検定成績証明	牛群検定で得られた泌乳記録を証明して発行するもの。血統情報や体型記録と合わせて記載されている。
個別登録	1頭毎の血統登録申込書に授精証明書を添付して申込む血統登録様式。
在胎日数	授精日から分娩日までにかかった日数。
事故照会	血統登録などの申込みについてチェック処理を行った際に、申込書類の不備や矛盾がある場合は、その申込みを「事故」とし、照会内容を記載した「事故照会用紙」を送付するもの。
自動登録	家畜改良センター個体識別部へ出生報告された牛の個体識別データと事前に受領した授精データを用いた血統登録様式。
受卵牛	受精卵を移植された雌畜。借り腹の牛。レシピエント(recipient)ともいう。
精液ラベル	家畜人工授精用精液証明書のこと。凍結精液ストローに添付されているもの。輸入精液の場合は輸入精液証明書。
体型調査	後代検定候補雄牛を父に持つ雌牛と、その農家で飼養されている同期牛の審査を行うこと。
ブラキスパイナ	牛短脊椎症。脊椎が短縮、弯曲、形成不全を起こす。胎児の段階で死亡する。血統登録証明書等では、正常牛を BYF、保因(キャリア)牛を BYC と示す。
フリーマーチン	牛の異性双子または異性多胎の場合、雌胎子で正常な性の分化がおこらず、生殖器に形態異常がおこり、不妊となったもの。
偏差値	能力や体型記録を成年換算補正し、標準化したもの。それぞれの偏差値は平均100で下限値は10。 計算の結果、10以下になる場合は全て10とする。上限は定めていない。 「M偏差値」：乳量に関して、それぞれ地域・年齢・分娩日と搾乳回数を用い成牛換算補正し標準化したもの。 「F偏差値」：乳脂量に関して、それぞれ地域・年齢・分娩日と搾乳回数を用い成牛換算補正し標準化したもの。 「P偏差値」：乳蛋白量に関して、それぞれ地域・年齢・分娩日と搾乳回数を用い成牛換算補正し標準化したもの。 「S偏差値」：無脂固体分量に関して、それぞれ地域・年齢・分娩日と搾乳回数を用い成牛換算補正し標準化したもの。 「T偏差値」：審査時月齢補正係数を用い成年(72月齢)換算補正し標準化したもの。
本牛同時移動	血統登録を申込む牛が出生時飼養者から申込者へ移動している場合に、血統登録と移動証明を同時に申込むこと。
口ボット調査	種雄牛遺伝評価における搾乳口ボット適合指数の開発を目的として、搾乳口ボット牛舎等(つなぎ、フリーストール、フリーバーン)で飼われている経産牛(初産から3産まで)の審査を行うこと。

BLAD	牛白血球粘着不全症。ホルスタイン種に発生する常染色体劣性の遺伝性疾患。白血球の粘着蛋白質の一種の欠損により、病原菌に対して抵抗性が欠ける。発熱、下痢を繰り返し、傷の治療不全等を起こし、生後数カ月で死亡。血統登録証明書等では、正常牛を BLF、保因(キャリア)牛を BLC と示す。
CR	信頼幅。EBV の推定誤差の範囲を評価値に土して表示する。
CVM	牛複合脊椎形成不全症。ホルスタイン種に発生する常染色体劣性の遺伝性疾患。主な症状は流・死産による出生率の低下、あるいは新生子の奇形による死亡。血統登録証明書等では、正常牛を CVF、保因(キャリア)牛を CVC と表す。
DNA	デオキシリボ核酸。糖とリン酸と塩基が二重らせん構造となって形成されている。ヒトは約 31 億の塩基対。ウシは約 30 億の塩基対。
EBV	推定育種価。遺伝的能力評価値。遺伝的能力(育種価)の推定値。
¥EBV	乳代効果。泌乳形質の評価値を乳代に換算したもの。
EPA	推定生産能力。先天的な能力である EBV に育成の影響等後天的に備わった能力を加えた生産能力。
ET	受精卵移植による生産牛のこと。
ETA	推定伝達能力。EBV の 1/2 に相当する。
ETG	遺伝子移植を行った受精卵の移植による生産牛のこと。
ETI	体外受精卵の移植による生産牛のこと。
ETN	核移植を行った受精卵の移植による生産牛のこと。
ETS	分割受精卵の移植による生産牛のこと。
EX	体型審査得点 90 点以上に評価した牛の通称、エクセレントともいう。
FCM	乳脂補正乳量。脂肪率の異なる牛乳はエネルギー価が異なるので、脂肪率 4% の牛乳(1 kg 当り 750kcal を含むとする)をエネルギー含量の基準として、そのどれだけに相当するかを計算で求めた乳量。 $FCM(kg) = 0.4 \times \text{乳量}(kg) + 15 \times \text{乳脂量}(kg) = (\text{乳脂率} \times 0.15 + 0.4) \times \text{乳量}(kg)$
GEBV	後代検定による従来の EBV とゲノミック評価値を合わせた評価値。
GPI	ゲノミック評価で得られた推定遺伝能力評価の一種。EBV の代わりに PI を計算に用いたゲノミック評価値。雄牛では少なくとも 1 頭の娘牛、雌牛ならば自身の記録が従来評価に採用された場合は EBV が計算に用いられるようになり、以降の評価値は GEBV となる。
LP	生涯検定牛。登録雌牛で、条件を全て備えたものを推奨する。
MF	単蹄(ミュールフット)。不完全浸透度をもつ常染色体劣性の遺伝性疾患。劣性ホモの場合に発症し、指骨が融合するので、蹄がつながり、起立不全となる。右→左前→後ろの順に発症しやすい。血統登録証明書等では、正常牛を MFF、保因(キャリア)牛を MFC と示す。
MGS	母方祖父のこと。
NTP	総合指数(Nippon Total Profit index)。生涯生産性を高め、機能的体型に優れた乳牛も作出をするため、泌乳形質をまず改良し、ついで改良した泌乳能力を維持できるだけの体型形質の改善を意図する指数。
PA	両親の推定育種価の平均値のこと。
PI	個体の遺伝的能力予測値。「1/2 父牛の EBV+1/4 母方祖父の EBV+…」と血統を構成する雄牛の EBV を用いて計算された値のこと。
PR	日本ホル協が行う検定成績証明のこと。
SBV	標準化育種価。遺伝的特徴を明確にするため、EBV を標準化したもの。
SCM	総固体分補正乳量。乳脂率と無脂固体分率をもとに、牛乳 1kg に含まれるエネルギー含量は一定(約 750kcal)という理論に基づいて標準化した乳量。 $SCM(kg) = 12.3 \times \text{乳脂量}(kg) + 6.56 \times \text{無脂固体分量}(kg) - 0.0752 \times \text{乳量}$
SNP	「スニップ」と呼ぶ。一塩基多型。塩基の変異が集団内で 1% 以上の頻度でみられるとき、これを SNP という。
SNP検査	個体毎に SNP の違いを調べる検査のこと。尾房部から 80 本以上の毛根を試料として採取する。
TR	日本ホル協が行う審査成績証明のこと。

[事故にならないための血統登録申込みチェックシート]

家畜改良センターへの報告		
Q1	申込牛の家畜改良センターへの出生報告はされていますか？	<input type="checkbox"/>
Q2	申込牛の家畜改良センターへの出生報告の内容は、申込書の記入内容と一致していますか？ <input type="checkbox"/> 出生の年月日 <input type="checkbox"/> 雌雄の別 <input type="checkbox"/> 母牛の個体識別番号 <input type="checkbox"/> 種別（品種）	<input type="checkbox"/>
申込者の確認		
Q3	申込者の氏名を記入し、捺印をしていますか？	<input type="checkbox"/>
Q4	申込者と母牛の血統登録証明書に記載された所有者は一致していますか？	<input type="checkbox"/>
登録委員欄の記入		
Q5	登録委員の番号・氏名を記入し、捺印をしていますか？	<input type="checkbox"/>
授精関係の確認		
Q6	在胎日数の確認をしましたか？ <input type="checkbox"/> 265日未満、296日以上の場合、繁殖台帳などの写しを申込書に添付しましたか？ (260日～264日、もしくは296日～300日の場合は、「早産」「遅産」などの付記があれば繁殖台帳等の写しの添付は省略できます。)	<input type="checkbox"/>
Q7	人工授精時に使用した精液の精液ラベルを貼付していますか？	<input type="checkbox"/>
Q8	授精証明書の内容が正しく記入されていますか？申込書の記入内容と一致していますか？ <input type="checkbox"/> 母牛の個体識別番号 <input type="checkbox"/> 母牛の名号、登録番号（母牛が登録牛の場合） <input type="checkbox"/> 母牛の種類および品種、毛色および特徴 <input type="checkbox"/> 母牛の生年月日 <input type="checkbox"/> 飼養者の住所、氏名 <input type="checkbox"/> 授精年月日 <input type="checkbox"/> 授精証明年月日 <input type="checkbox"/> 獣医師または授精師の登録番号(免許番号)、住所、氏名	<input type="checkbox"/>
受精卵移植による生産牛の確認		
Q9	E.T牛は遺伝子型検査による親子判定の申込みを行っていますか？ <input type="checkbox"/> 供卵牛についても遺伝子型検査による親子判定を行っていますか？	<input type="checkbox"/>
双子の場合の確認		
Q10	同性双子は同時に登録していますか？ <input type="checkbox"/> 一子をやむを得ない理由で登録しない場合は、申込書にその旨を記入しましたか？	<input type="checkbox"/>
Q11	異性双子は分娩または受胎確認された上で申込みですか？ (登録を急ぐ場合は、フリーマーチン判定の遺伝子型検査の申込みを行ってください。)	<input type="checkbox"/>